資料３

第４期
池田市地域福祉計画
第５次
池田市地域福祉活動推進計画

一人ひとりを大切に
「おたがいさま」でつながる 池田

令和５年３月
池田市
社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成17年に「第１期池田市地域福祉計画」、平成23年に「第２期計画」、平成29年に「第３期計画」を策定し、「すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、ともに社会参加のできる福祉のまちづくり」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化・核家族化の進行とライフスタイルの多様化、単身世帯の増加などの影響により、地域とのつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもり、ヤングケアラーなど地域の福祉課題が顕在化していますが、これらの課題は新型コロナウイルス感染症の流行により、一層深刻さを増しています。

このような社会状況を踏まえ、本市と池田市社会福祉協議会が地域福祉における課題や理念を共有するとともに、さらなる連携・協力のもと地域福祉の推進に取り組むため、「一人ひとりを大切に『おたがいさま』でつながる池田」を基本理念に掲げ「第４期池田市地域福祉計画・第５次池田市地域福祉活動推進計画」を初めて一体的に策定いたしました。

本計画では、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、市と社会福祉協議会が車の両輪となり、地域住民の皆さまや地域活動団体、事業所など、さまざまな主体が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域における生活課題に関する相談を協働のもとで、受け止め支援する、包括的な支援体制の整備を進めてまいります。

近所付き合いの希薄化が見受けられる中、地域で助け合い、見守り合える関係づくりに取り組むとともに、「おたがいさま」の心で誰もが楽しく参加できる地域福祉の取り組みを進めてまいりますので、皆さまの地域福祉活動へのご理解・ご参加をお願いいたします。

結びになりますが、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、池田市地域福祉計画・池田市地域福祉活動推進計画策定委員会委員の方々や関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和５年３月

池田市長　瀧澤 智子

はじめに

近年の急速な少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化など地域生活をめぐる環境が大きく変化するなか、8050問題やダブルケアなどのように地域の生活課題は複雑化・複合化し、またひきこもりや虐待・孤独死など、地域社会からの孤立を背景とした課題が明らかになっています。そして新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらにこの状況に拍車がかかっています。

このような状況に対応するためには、高齢者や障がい者、子育て世帯などを含めすべての住民が安心して地域で暮らすことができるよう、地域住民同士の助け合い・支え合いの活動と公的な支援とが連携・協働して、一人も取り残すことのない「地域共生社会」をつくっていく必要があります。

池田市社会福祉協議会では、地域住民や当事者、関係者とともに、だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを計画的にすすめていくために、平成14年度の第１次池田市地域福祉活動推進計画（i-プラン）から概ね５年ごとに計画を策定してまいりました。今回は、行政と社協がそれぞれの役割を持って連携・協力し「地域共生社会」の実現という共通の目標に向かって取り組みをすすめるために、はじめて「第４期池田市地域福祉計画・第５次池田市地域福祉活動推進計画」を一体で策定いたしました。
多くの方々に本計画を手に取ってお読みいただき、地域福祉に関心を持ち「地域共生社会」の実現に向けた取組に参加・協力いただくことを願っております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定委員及びワーキンググループ構成員の方々、住民アンケートや福祉従事者アンケートにご協力いただきました皆様、そして住民懇談会において熱心に意見を交換していただいた地域の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和５年３月

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会
会　長　　和　佐　　義　顯

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
１．計画策定の趣旨と背景……1
２．計画の位置付けと期間……2
３．策定体制と手法……5
４．地域福祉を取り巻く法制度……6

２章　市の現状と課題……7
１．データからみる市の現状……7
２．各種アンケート等からみる地域福祉推進にあたっての課題……13

第３章　計画の基本的な考え方……16
１．基本理念……16
２．基本目標……17
３．計画推進にあたっての視点……19
４．計画の体系……20

第４章　取組の方向性と施策の展開……22
目標１　包括的な支援体制づくり……22
目標２　つながり支え合う地域づくり……44
目標３　地域福祉を支えるひとづくり……63

第５章　計画の推進に向けて……74
１．計画の推進体制……74
２．計画の進行管理・評価……74

参考資料……75
１．計画策定関係法令……75
２．計画策定の経過と体制……78
３．前計画の評価まとめ……86
４．各種アンケート調査、ワーキンググループの意見まとめ……103
５．地区活動計画……111
６．用語の解説……135

第1章　計画の策定にあたって

1．計画策定の趣旨と背景

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展とともに、人生100年時代の到来や単独世帯の増加、ＳＮＳ等によるコミュニケーション手段の多様化など、私たちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人が増加しているとともに、ヤングケアラーやひきこもりの増加やこれらに対する支援の不足などの新たな課題が浮き彫りになっています。

さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしており、雇用情勢の悪化による生活困窮、生活不安、感染に対する不安や行動制約等によるストレスを背景とした虐待やドメスティックバイオレンス（以下、「ＤＶ」という）、自殺の増加等も懸念されています。

しかしながら、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動や地域福祉を担う支え手の不足等により、家族や地域で、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、SOSがだれにも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

これらの状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けてさまざまな検討が進められています。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、その実現には地域福祉の推進が必要不可欠となります。

池田市（以下、「市」という）においては、行政計画である「池田市地域福祉計画」と、池田市社会福祉協議会（以下、「社協」という）による民間の活動・行動計画である「池田市地域福祉活動推進計画（ｉプラン）」をそれぞれ策定し、「すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、ともに社会参加のできる福祉のまちづくり」を共通の基本理念に地域福祉の推進に取り組んできました。

令和４年度（2022年度）には、現行計画である「第３期池田市地域福祉計画」、「第４次池田市地域福祉活動推進計画」が最終年度を迎えることから、社会情勢の変化や地域福祉に関する市、社協の取組の状況、住民や関係団体・機関等のニーズや課題を踏まえつつ、市と社協のさらなる連携をめざし、両計画を一体的に策定することとし、令和５年度（2023年度）から令和９年度（2027年度）の５年間を計画期間とする「第４期池田市地域福祉計画・第５次池田市地域福祉活動推進計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

なお、本計画では、市や社協、住民、地域活動団体、ボランティア、事業所等、地域にかかわるさまざまな主体の役割を明確化し、より効果的な地域福祉の推進をめざします。

2．計画の位置付けと期間

（1）計画の位置付け

①　地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく計画で、市町村が地域福祉を推進する上での方向性や基本的な考えを示すものです。社会福祉法では以下の内容を盛り込むことが求められています。

一　地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

平成 29 年（2017 年）の社会福祉法の一部改正により、計画の策定が任意から努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

市の「地域福祉計画」は、市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」に基づき策定される「総合計画」の下位計画のひとつであり、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、各福祉分野の計画に対する上位計画の位置付けとなります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

②　成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。

認知症や知的障がい、精神障がい等のある人が自分らしく暮らせるよう権利擁護支援のニーズが高まる一方、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）４月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。また、平成 29 年（2017 年）３月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、令和４年（2022 年）３月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

市町村においては、「国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること」と規定されていま

す。また、社会福祉法の改正により、市民後見人の育成や活動支援、権利擁護のあり方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいとされています。

本市においては、成年後見制度の利用促進を図るため、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定します。

③　地方再犯防止推進計画

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要です。罪を犯した人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人もいます。

安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠であり、そのためには、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要であることから、平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。また、平成 29 年（2017 年）12 月には同法に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

市町村においては、「国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めること」と規定されています。

本市においては、再犯防止に関する取組のさらなる推進のため、地域福祉計画と地方再犯防止推進計画を一体的に策定します。

④　地域福祉活動推進計画

社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられている社協が中心となり、地域福祉計画で示された方向性を踏まえつつ、社協としての使命とあり方についての方向性を示すとともに、地域福祉に関わる取組を具体的にどう推進していくかという行動方針を明らかにするためのものです。

本計画は、本市の地域福祉における課題や理念、基本的な考え方を共有したうえで、市と社協がそれぞれの役割を認識し、連携して地域福祉の推進に取り組むことができるよう、「地域福祉計画」と「地域福祉活動推進計画」を一体的に策定したものです。

【計画の位置付け】

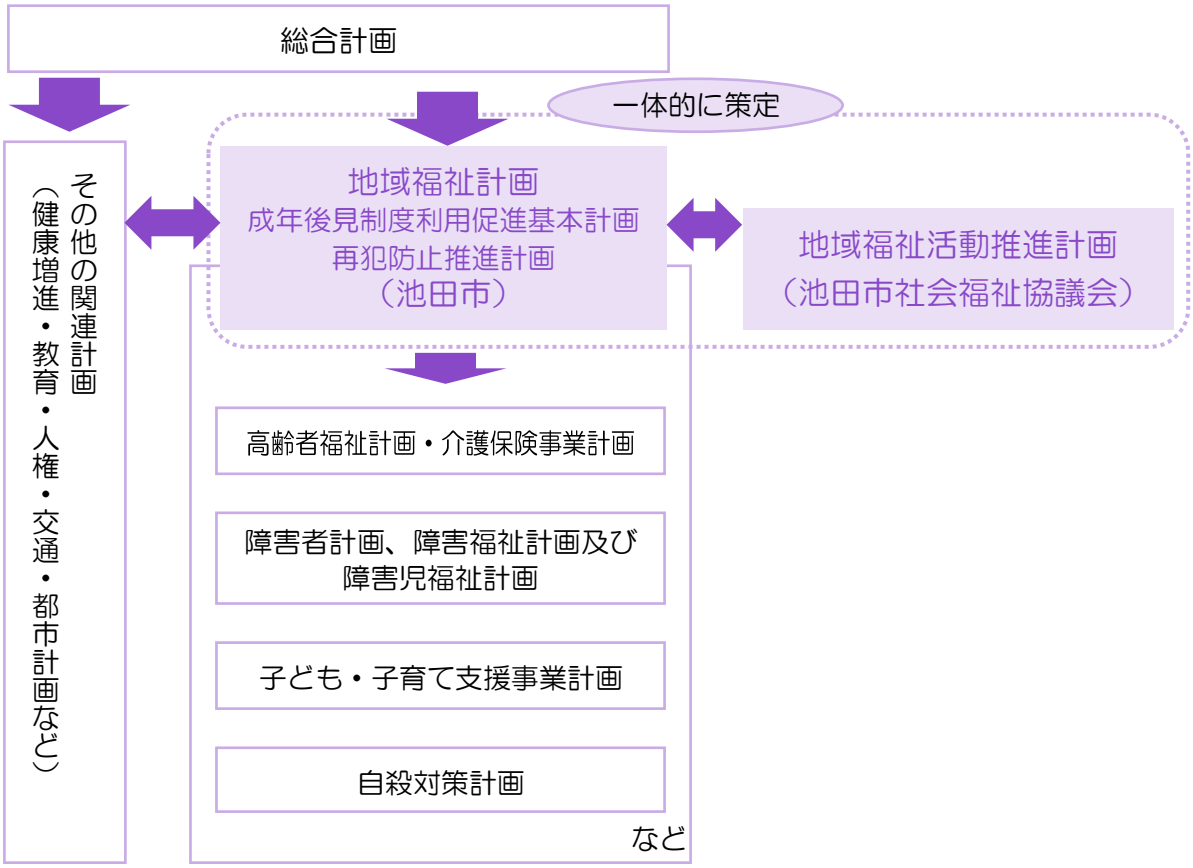

（2）計画の期間

令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2027 年度）までの５年間とします。

ただし、国や大阪府等の動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

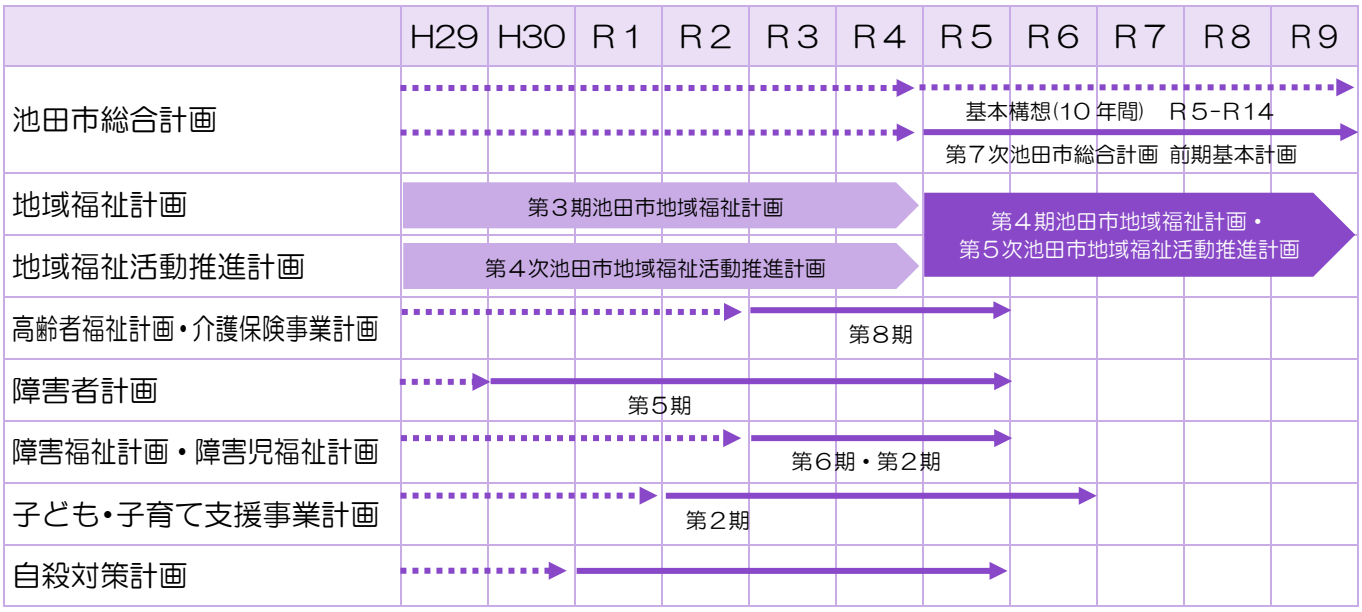

３．策定体制と手法

本計画の策定にあたっては、事務局となる高齢・福祉総務課と社協を中心に、以下の体制・方法で取り組みました。

（１）庁内検討体制

①　素案検討委員会

本計画で掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課と計画の骨子案や素案の検討及び調整を行い、全庁的な体制のもとで策定作業を進めました。

②　実務担当者会議

地域福祉に関する個別分野について、関係各課と検討・協議を行い、個別分野ごとの検討や実務的な課題を踏まえた調査研究を行いました。

（２）住民の参画方法

①　住民アンケート調査

地域福祉に関する住民の現状やニーズ、意向を把握するため、18 歳以上の住民を対象とするアンケート調査を実施しました。

②　福祉従事者向けアンケート調査

地域福祉に関する活動者の現状やニーズ、課題等を把握するため、民生委員・児童委員、地区福祉委員を対象とするアンケート調査を実施しました。

③　ワーキンググループ

地域福祉に関する機関・団体の実務担当者や地域活動を現場で担っている人々によるワーキンググループを設置し、包括的な支援体制の整備に向けた検討を行いました。

④　住民懇談会

地域の生活課題・福祉課題を把握し、課題に対して地域で取り組めることについて話し合う場として、各小学校区において住民参加の懇談会を開催しました。

⑤　策定委員会

公募による住民、学識経験者や各種団体の代表者等で構成される「池田市地域福祉計画策定委員会・池田市地域福祉活動推進計画策定委員会」を開催し、計画案に関する調査・審議を行いました。

4．地域福祉を取り巻く法制度

少子高齢化や人口減少、支え合いの基盤の弱体化など、社会の状況が大きく変化する中、国においては地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関連するさまざまな法制度が施行・改正されています。

平成 29 年（2017 年）には「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。この改正により、市町村に地域福祉計画を策定する努力義務が課されたほか、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられました。

その後、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、令和元年（2019 年）より「地域共生社会推進検討会」が開催されました。検討会の最終とりまとめでは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことなどが示されました。

この提言をうけ、令和２年（2020 年）には改正社会福祉法が可決・成立し、令和３年（2021 年）４月より「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな「重層的支援体制整備事業」がスタートしました。

【重層的支援体制整備事業の概要】

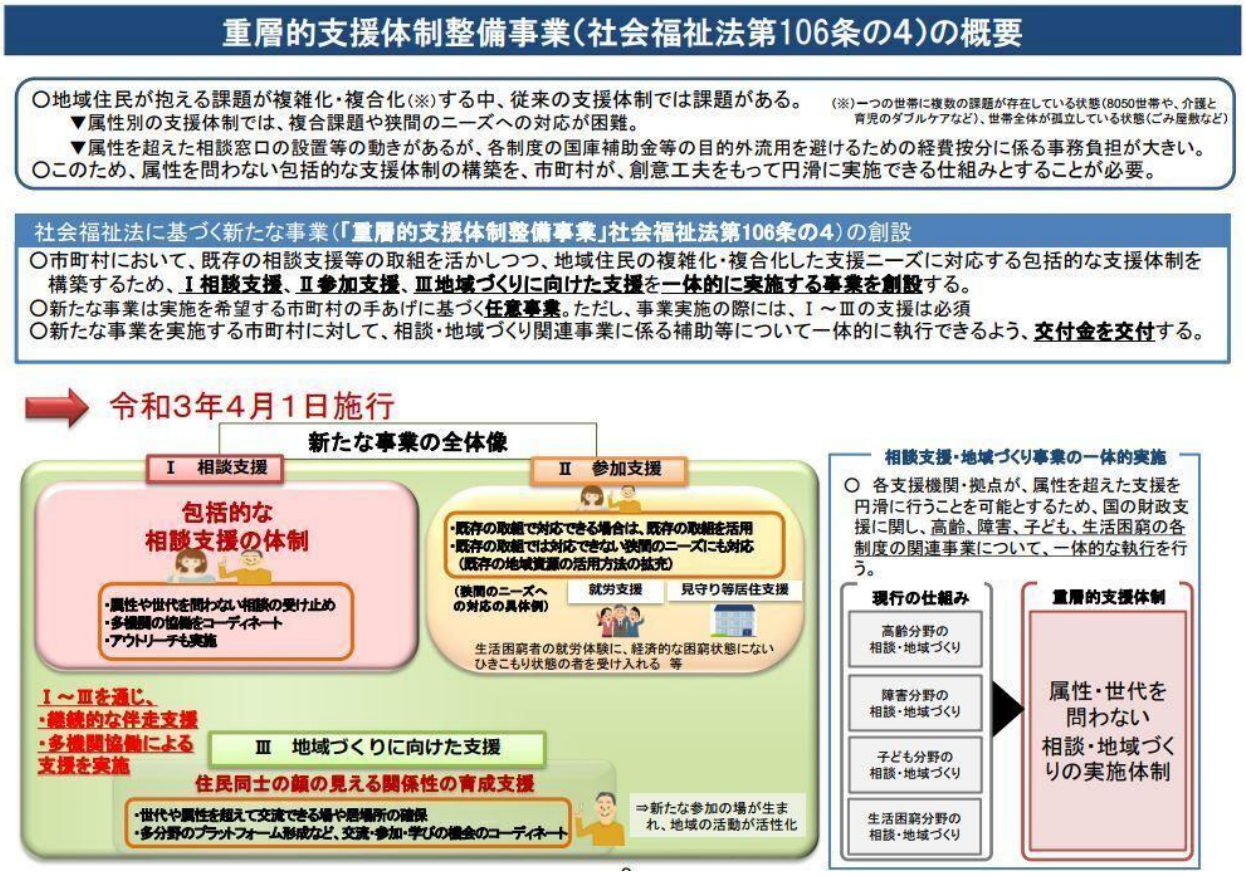

資料：厚生労働省

1．データからみる市の現状

【1】人口・世帯の状況

- 市の人口は増減しながら推移しており、令和２年（2020 年）には 104,993 人となっています。
- 令和７年（2025 年）以降は人口が減少する見込みとなっており、令和 12 年（2030 年）には 10 万人を下回ると予想されています。
- 高齢化率(人口総数のうち 65 歳以上の占める割合)は上昇傾向にあり、令和 12 年（2030 年）には 30%を上回る見込みです。後期高齢化率(人口総数のうち 75 歳以上の占める割合)も上昇傾向にあり、令和 22 年（2040 年）には 20%を上回ると予想されています。

【人口総数と年齢別構成の推移】

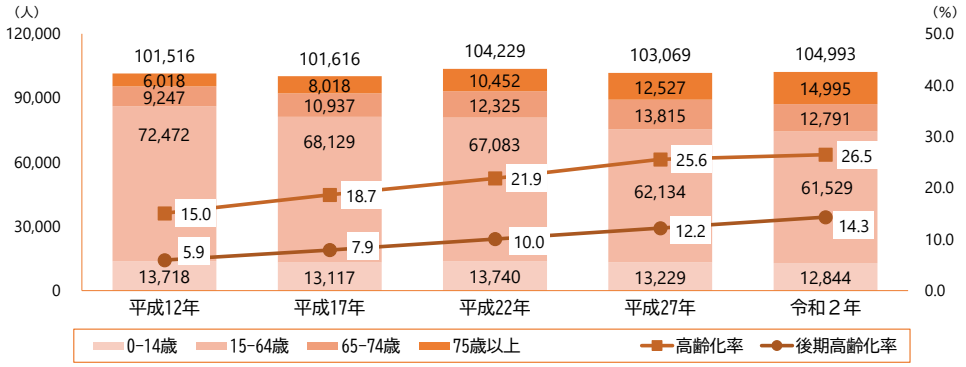

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

【人口総数と年齢別構成の将来推計】

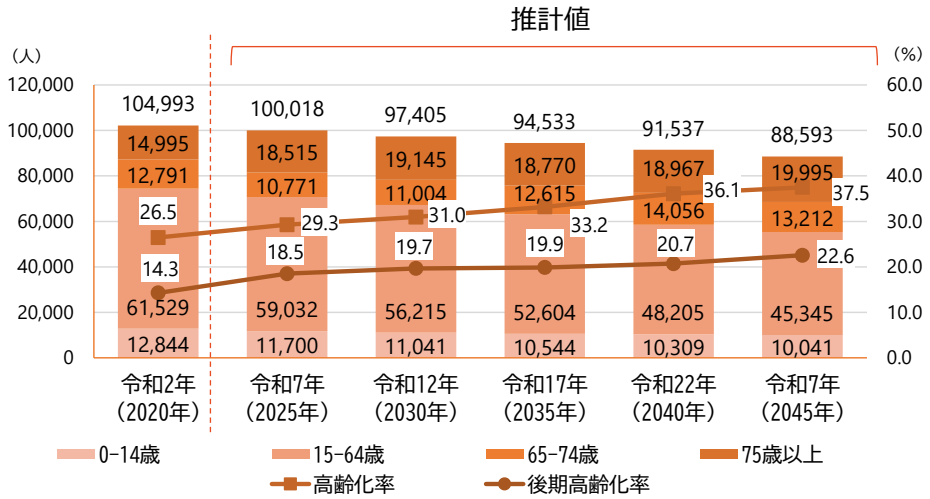

資料：2020 年は国勢調査の実績値(各年 10 月 1 日現在)、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」による

■ 世帯数は年々増加傾向にある一方で、一世帯あたり人員数は減少傾向にあります。

【世帯数と一世帯あたり人員数の推移】

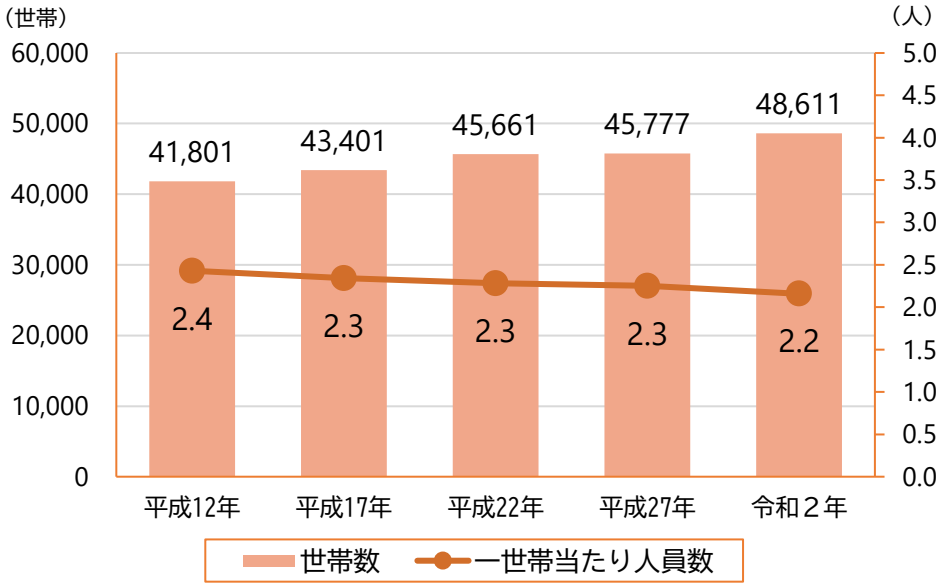

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【2】各福祉分野に関わる状況

① 高齢者

■ 市の高齢化率は全国、大阪府を下回っていますが、後期高齢化率は大阪府を上回りながら上昇しています。

【高齢化率の推移(全国・大阪府・本市)】

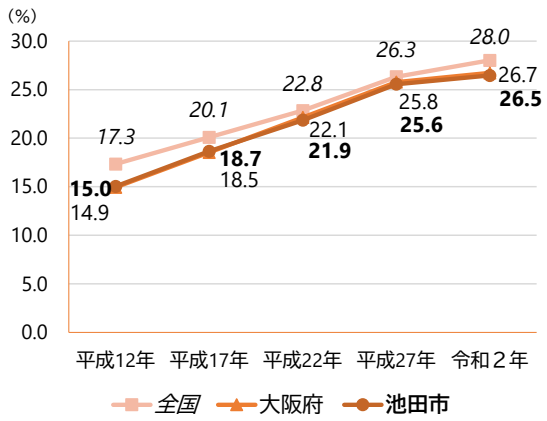

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

【後期高齢化率の推移(全国・大阪府・本市)】

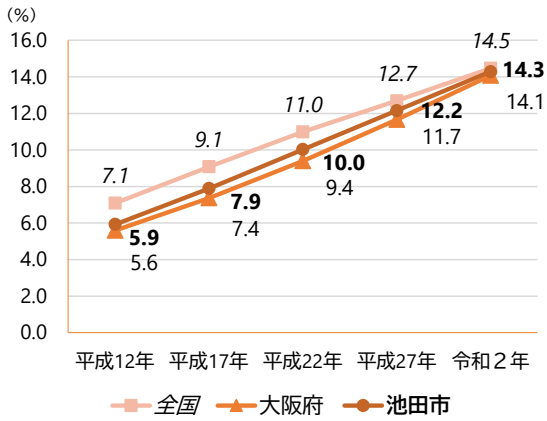

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

■ 高齢化率、後期高齢化率は小学校区ごとに差がみられます。高齢化率、後期高齢化率の最も高い、ほそごう地区では高齢化率が 43.0%、後期高齢化率が 22.3%となっています。

【各小学校区における高齢化率・後期高齢化率】

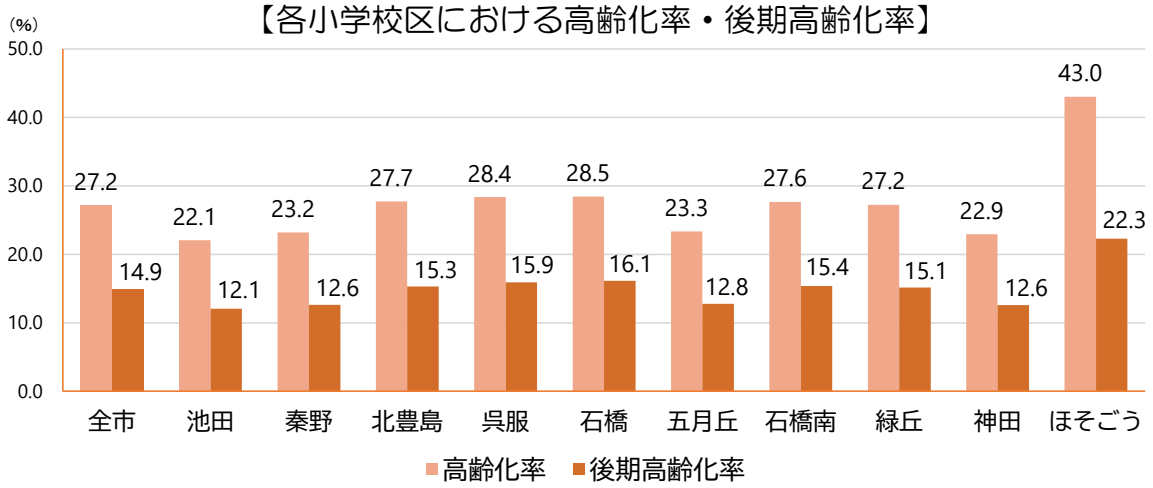

資料：総合窓口課「町丁別年齢別人口」より作成(令和４年３月 31 日現在)

※住吉１・２丁目は、北豊島小学校区、石橋南小学校区の両校区に含まれるため、住吉１・２丁目の人口を半分ずつ振り分けて算出しています。このため、正確な数値とはなっていません。

■ 65 歳以上世帯員のいる世帯数は増加しており、全世帯(一般世帯)の 37.0%を占めています。また、65 歳以上世帯員のいる世帯のうち、32.5%が単独世帯となっています。

【65 歳以上世帯員がいる世帯等の状況】

	世帯総数	65 歳以上世帯員がいる世帯				三世代世帯
		総数	単独世帯	夫婦のみ世帯	その他世帯	
平成 22 年	45,491	15,270	4,502	5,087	5,681	1,436
平成 27 年	45,730	17,379	5,328	5,864	6,187	1,189
令和２年	48,542	17,986	5,841	6,072	6,073	931

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

■ 要支援・要介護認定者(第１号被保険者)は年々増加傾向にあり、令和４年度（2022 年度）で 5,763 人となっています。

【要支援・要介護認定者数(第１号被保険者)の推移】

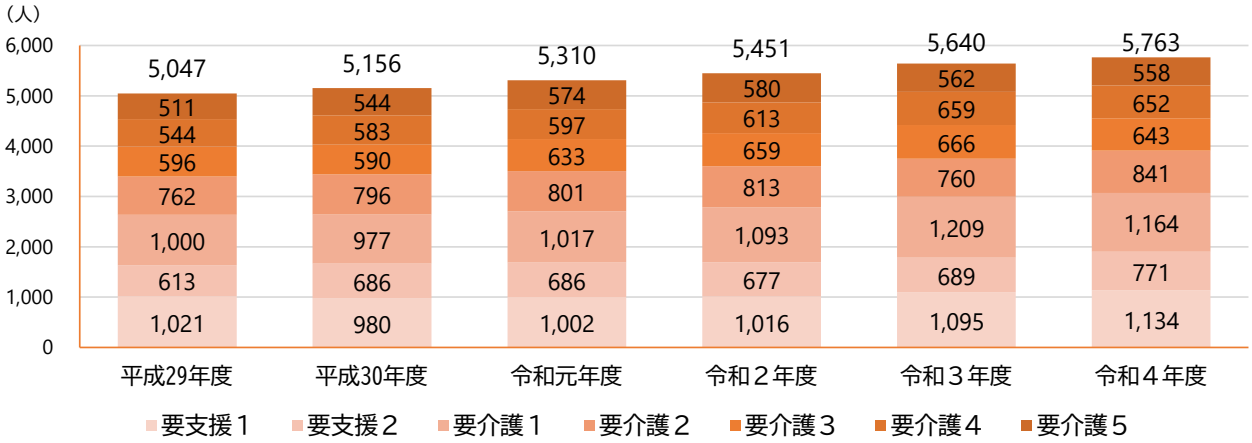

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（９月月報)」

② 障がいのある人

■ 平成 28 年度（2016 年度）から令和３年度（2021 年度）にかけて、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

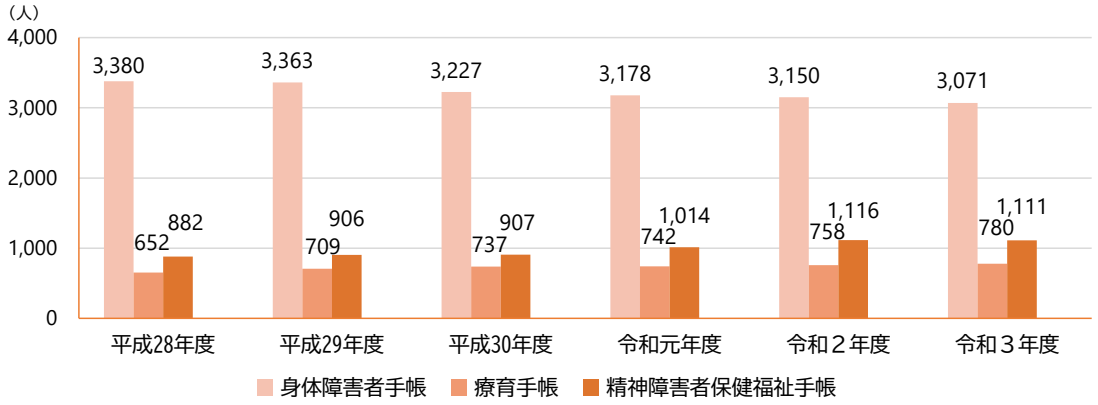

資料：障がい福祉課

③ 子ども・子育て家庭

■ 出生数をみると、令和元年（2019 年）から令和２年（2020 年）にかけてはやや増加しているものの、10 年間でみると減少傾向となっています。

■ ひとり親家庭については、平成 22 年（2010 年）以降、横ばいで推移しています。

【出生数、人口千人あたり出生数の推移】

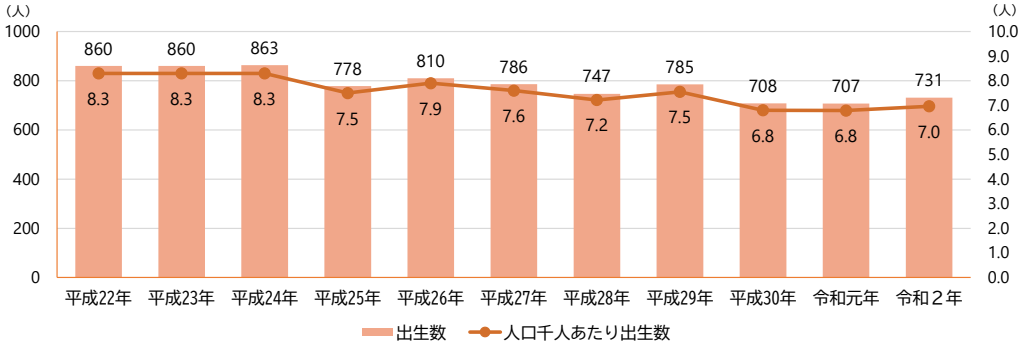

【母子世帯、父子世帯の推移】

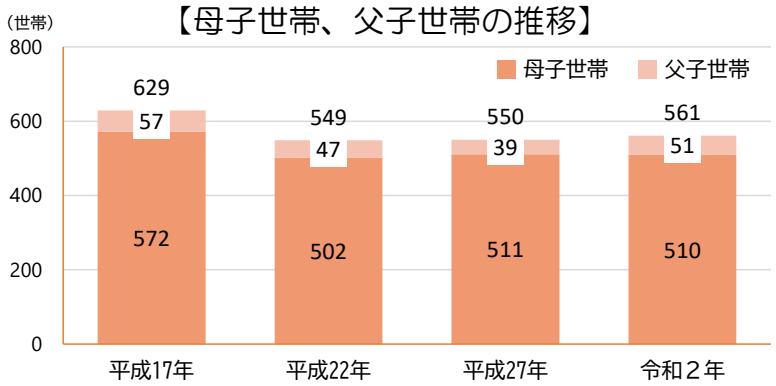

注：「母子世帯、父子世帯」とは未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯で、他の世帯員がいる世帯を含みません。

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

④　生活保護世帯

■ 生活保護世帯数については、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて増加しており、令和元年度（2019 年度）以降は 650～660 世帯で推移しています。

■ 生活保護人員数は増減を繰り返しながら推移しています。

【生活保護世帯数、生活保護人員数の推移】

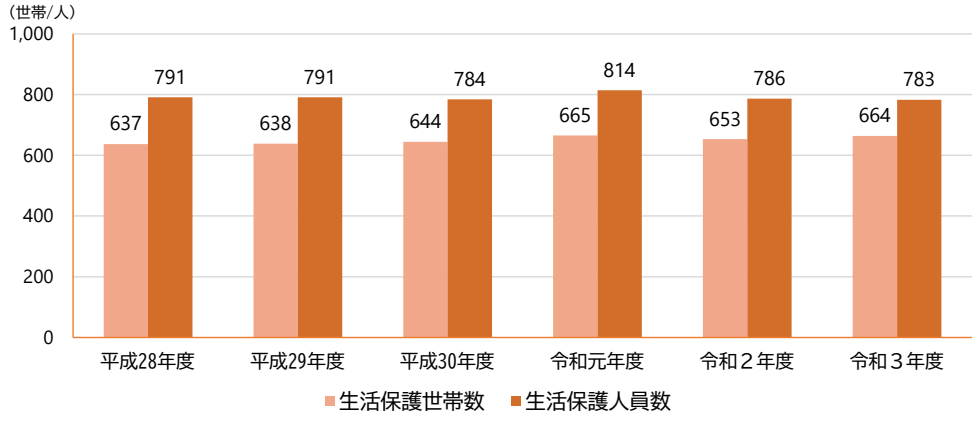

資料：生活福祉課(各年度平均値)

⑤　外国人住民

■ 外国人住民登録者については、令和元年度（2019 年度）には 2,000 人を超えましたが、それ以降は減少し、令和３年度（2021 年度）は 1,845 人となっています。

【外国人住民登録者数の推移】

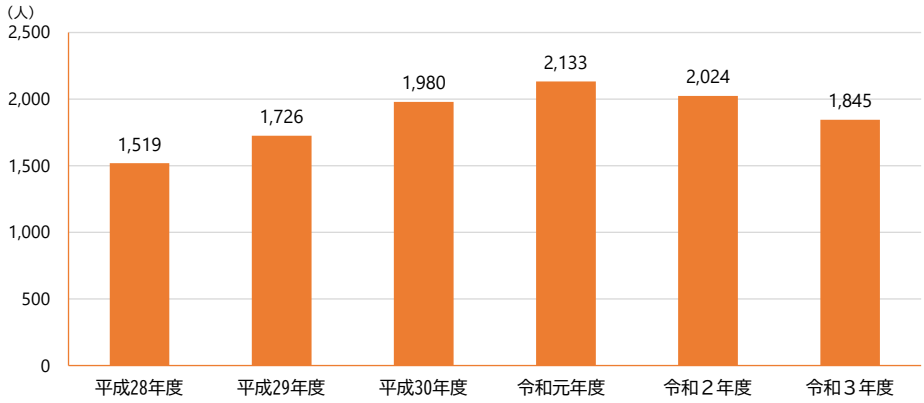

資料：総合窓口課

⑥　避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿登録者数）

■ 避難行動要支援者数は年々増加しており、それに伴い、避難行動要支援者名簿登録者数も増加傾向にあり、令和３年度（2021 年度）には 6,633 人となっています。

【避難行動要支援者名簿登録者数、避難行動要支援者数の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
避難行動要支援者名簿登録者数	5,774	5,938	6,326	6,447	6,779	6,633
避難行動要支援者数	10,414	11,026	11,358	11,781	12,058	12,092

資料：危機管理課（避難行動要支援者名簿登録者数は同意確認分）

【３】地域活動等の担い手の状況

- 自治会・町内会の団体数、加入世帯数、こども会、老人クラブの団体数、会員数は、いずれも平成 28 年度（2016 年度）から令和３年度（2021 年度）にかけて減少しています。
- ボランティアセンター登録団体数は、平成 28 年度（2016 年度）から令和３年度（2021 年度）にかけて増加していますが、登録者数は減少傾向にあります。
- ＮＰＯ法人数は、平成 28 年度（2016 年度）から令和３年度（2021 年度）にかけて増加しています。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
自治会・町内会※1	団体数	116	116	116	115	114	113
	加入世帯数	16,265	16,005	15,715	14,612	14,532	14,206
	加入率	34.7%	33.6%	32.6%	30.1%	29.7%	28.8%
こども会※2	単位こども会数	47	45	43	42	36	35
	会員数	1,585	1,520	1,373	1,242	982	918
老人クラブ	団体数	37	37	35	34	34	33
	会員数	2,345	2,270	2,138	1,999	1,970	1,868
婦人会※3	団体数	8	8	7	7	7	7
	会員数	311	287	287	282	268	252
民生委員・児童委員数		165	165	165	159	164	164
主任児童委員数		11	11	11	11	11	11
地区福祉委員数		578	563	563	544	559	551
自主防災組織数		40	41	42	43	44	44
ボランティアセンター登録団体数		28	31	32	32	33	34
ボランティアセンター登録者数		800 個人 116 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 684	782 個人 101 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 681	829 個人 143 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 686	784 個人 103 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 681	674 個人 90 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 584	675 個人 75 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 600
ＮＰＯ法人数※4		35	36	39	39	40	42

※１　団体数（届出数）、加入世帯数は各団体から通知を受けた数値。加入率算出のために用いた総世帯数は、毎年度４月末日時点の数値。
※２　単位こども会以外にリーダー組織（1 団体）あり
※３　池田市地域婦人団体協議会に加入している単位婦人会数・会員数
※４　市が大阪府から権限移譲されたことにより把握している「市にのみ事業所の所在地がある」法人の数
資料：コミュニティ推進課（自治会・町内会、ＮＰＯ法人）、教育センター（こども会）、生涯学習推進課（婦人会）、高齢・福祉総務課（老人クラブ、民生委員・児童委員、主任児童委員）、危機管理課（自主防災組織）、社協（地区福祉委員、ボランティアセンター）

2．各種アンケート等からみる地域福祉推進にあたっての課題

各種アンケート調査結果や統計データ、ワーキンググループ、住民懇談会での意見、第３期池田市地域福祉計画・第４次池田市地域福祉活動推進計画の評価等から、今後の地域福祉推進にあたっての課題を整理しました。

課題１　包括的な支援体制のさらなる充実

高齢化に伴い、支援を必要とする人が増加傾向にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、孤立や生活困窮等の課題が深刻化しています。

地域では、日常的な見守りや声かけ、地域の交流の場・機会等で、支援が必要な人のニーズ把握等を進めています。しかしながら、8050 問題やひきこもり、老老介護、ヤングケアラーなど、個人・世帯の抱える課題は複雑化・複合化しており、支援を必要としているものの、地域で潜在化している状況にある人へのアプローチが課題となっています。

加えて、地域だけでは対応が難しいケースも多いことから、支援を必要とする人を適切な支援につなげるための仕組みづくりや、市、社協をはじめ、地域や専門職等が一丸となって、ニーズ把握や課題解決に取り組むことのできる連携体制を強化していく必要があります。

また、アンケート調査結果をみると、安心して福祉サービスを利用するために必要なこととして、「サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口の充実」が突出して高くなっており、相談支援が重要視されていることがわかります。

相談支援の充実・強化にあたっては、各種相談窓口の機能向上や、相談支援に携わる専門職の資質向上を図るとともに、より複雑化・複合化する課題に対応できるよう分野にとらわれない、柔軟な支援体制づくりを進めていく必要があります。

課題２　必要な支援・サービスにつなぐための情報提供

支援を必要とする人が適切な支援につながるためには、十分な情報発信が必要不可欠となります。アンケート調査結果をみると、福祉サービスを利用する際に心配に思うこととして、「相談先がわからない」「どのようなサービスがあるかわからない」という回答が多くなっており、情報の発信が不十分である状況がうかがえます。また、助け合い支え合う地域づくりを進めていくうえでの市の役割としては、「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が突出して高くなっています。

コロナ禍でデジタルの利活用が推進されている状況等も踏まえ、特に高齢者等のデジタル化に伴う情報格差に配慮するなど、対象者の状況等を踏まえた、多様な情報発信の方法等について検討が必要です。

また、高齢者や認知症のある人の増加が見込まれることからも、今後さらに権利擁護支援のニーズが高まることが想定されます。アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知状況

は十分とは言えないことからも、制度の周知をより充実させていく必要があります。

課題３　地域における多様なつながりの場・機会づくり

アンケート調査結果をみると、近所づきあいが少なくなっていると思う人は多く、約 15%は近所づきあいがほとんどない状況です。自治会・町内会の加入率は 30%を下回っており、加入状況は居住年数や居住圏域によって差が見られます。また、老人クラブやこども会の団体数や会員数も減少しています。

加えて、民生委員・児童委員、地区福祉委員が担当地域の中で感じる課題としても「自治会・町内会に加入する人が減っている」「近所づきあいが少なくなっている」「世代間の交流が少ない」などが多くなっており、活動者からみても地域のつながりが希薄化している状況です。

そのような中、さまざまな分野において、地域でのつながりの場・機会づくりを進めていますが、開催日及び開催地が利用者とマッチングできないことや参加者の固定化、地域での利用格差などの課題がみられます。

さらに、活動やイベントが中止や延期、縮小されているケースもみられることから、今後は住民のニーズやコロナ禍による生活様式の変化を踏まえた、交流の場・機会づくりを進めていく必要があります。

また、同じ世代や同じ状況にある人同士の交流だけではなく、より多様な世代や状況にある人の交流促進を図るためにも、分野横断的なつながりの場・機会づくりに取り組むことが重要となります。

課題４　安心・安全に暮らすことができる地域づくり

アンケート調査結果をみると、地震や台風など災害時のことを不安に思っている人は多く、悩みや不安があるときに手伝ってほしいこととしては、「災害時の手助け」が最も多くなっています。

また、災害時に避難誘導などの支援が必要な場合、だれに支援を求めるかについては、「家族」が 73.1%で最も多く、「隣近所の人」が 47.0%と続いています。今後、単独世帯のさらなる増加が見込まれることから、災害時に備え、一人ひとりが日頃から隣近所や地域でのつながりを意識できるよう周知・啓発していく必要があります。

統計データをみると、避難行動要支援者数は年々増加しており、それに伴い、避難行動要支援者名簿登録者数も増加傾向にあります。一方で、アンケート調査結果をみると、約 90%が避難行動要支援者名簿を市が作成していることを知らないなど、災害時に地域で支え合う体制づくりについては課題が多く残っている状況です。

災害時に助け合うことができるよう、地域と関係機関・団体等が連携し、地域全体で安心・安全な暮らしを守る体制づくりを進めていく必要があります。

課題５　活動者の不足・負担の増大への対応

個人・世帯の抱える課題の複雑化・複合化や、コロナ禍による課題の深刻化がみられる中、地域福祉の基盤となる民生委員・児童委員や地区福祉委員会、自治会などの地縁団体の役割は極めて重要なものとなっています。

その一方で、担い手や加入者数の減少、不足、それに伴う活動者の固定化等が深刻な課題となっています。また、個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化する中で、活動者の負担の増大も懸念されており、新たな活動者の確保と既存の活動者への支援は喫緊の課題となっており、新たな活動者の確保・育成に加え、既存の活動者や活動団体への支援、負担軽減に向けた活動や組織のあり方・体制の見直しに取り組む必要があります。

複雑化・複合化する課題に対応できるよう、市、社協をはじめ、さまざまな団体・機関との連携を強化していくことも重要となります。

また、「支える側」「支えられる側」の垣根を超えて、だれもが活躍できる地域づくりに向けて、課題を抱えた当事者も「支える側」として、地域や社会に参加できるように支援するとともに、その機会・場づくりについても取り組んでいく必要があります。

課題６　地域や地域福祉への「関心」を「実践」へ

地域や地域福祉の活動者不足が課題となっている一方で、アンケート調査結果をみると、地域での活動の参加について、「関心はあるが参加する機会がない」人も 40%弱いることが分かります。無関心層に対する啓発に加え、すでに関心がある人を、どう活動の場につなげていくかが重要となります。

アンケート調査結果をみると、地域活動に参加していない、参加できない理由としては、「自由な時間がない」のほか、「興味のもてる活動や気軽に参加できる活動が身近にない」「参加したいと思う活動の情報が得られない」などが多くなっています。

このことから、ＳＮＳなどの多様な媒体を活用した情報発信を行い、地域や福祉について知る、学ぶ機会を提供するとともに、活動に参加するきっかけや、活動のメニューを多様化させていく必要があります。

また、地域福祉をより多様な主体で推進していくためにも、ボランティアやＮＰＯなどによるテーマ型の活動への支援や、新しく、多様な活動を生みだすための仕組み等について検討していく必要があります。

第3章　計画の基本的な考え方

1．基本理念

市のまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の前文では、「命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、まちづくりに取り組むこと」を宣言しています。

また、市の福祉のまちづくりの基本理念を定めた「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」では、市とすべての市民と事業者が、ともに地域福祉の主体であることを自覚し、力を合わせてお互いに支え合い、住み慣れた地域でだれもが自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりの推進をめざしています。

本計画では、だれひとり取り残されることなく、すべての人が大切にされることを前提として「おたがいさま」の心で、人と人、地域と地域が結ばれる「地域共生社会」を実現するため「一人ひとりを大切に『おたがいさま』でつながる　池田」を基本理念に掲げ、計画を推進します。

福祉は特定のだれかのためのものではなく、日々の何気ない「おたがいさま」のやり取りが、福祉のまちづくりの推進につながるものととらえ、「おたがいさま」の輪が広がることで、自分自身や家族、友人、周囲の人々はもちろん、だれもが幸せに暮らすことができるまちをめざします。

基本理念
一人ひとりを大切に　「おたがいさま」でつながる　池田

2．基本目標

目標１　包括的な支援体制づくり

近年、8050問題やダブルケアなど、地域住民や世帯が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、年齢などの属性や高齢者、障がい者、子どもなどの分野ごとに整備された既存の支援制度のもとでは、十分な支援が行き届かない現状があります。

属性や分野にとらわれず、各分野の窓口がワンストップで相談を受け止め、伴走型の支援や必要に応じたアウトリーチを行い、多機関が連携・協働し課題解決に向けて支援を行う「相談支援」の体制を整備します。また、地域資源を活かしながら、社会とのつながりを回復するための「参加支援」、地域における多様な交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」など、包括的な支援体制づくりを進めます。

目標２　つながり支え合う地域づくり

コミュニティの希薄化や社会的孤立が大きな課題となっている状況の解消に向けて、住民と住民がつながり、支え合うことができる地域づくりを進めます。そのために、地域で人々が集い、交流できる場づくりを進めるとともに、住民をはじめ多様な主体が支え合いの活動に取り組むことができるよう環境整備を進めます。また、課題を抱えた当事者が地域社会に参加するための場づくりや組織づくりを進めます。さらに、災害時においても、日頃のつながりを基盤にして地域で支え合うことができる体制づくりを進めます。

目標３　地域福祉を支えるひとづくり

地域や福祉への関心の低下にともない、次代の担い手づくりが課題となっています。地域共生社会の実現に向けて、一人でも多くの人が地域や福祉への関心をもつことができるよう、子どもから高齢者まで、人生のさまざまな場面において、学び、活動できる機会の整備を進めることで、日々の暮らしの中で生じるさまざまな生活課題（以下、「地域生活課題」という）を住民が自分のこととしてとらえ行動に移せるような、地域福祉を支えるひとづくりを進めます。

【池田市がめざす包括的な支援体制】

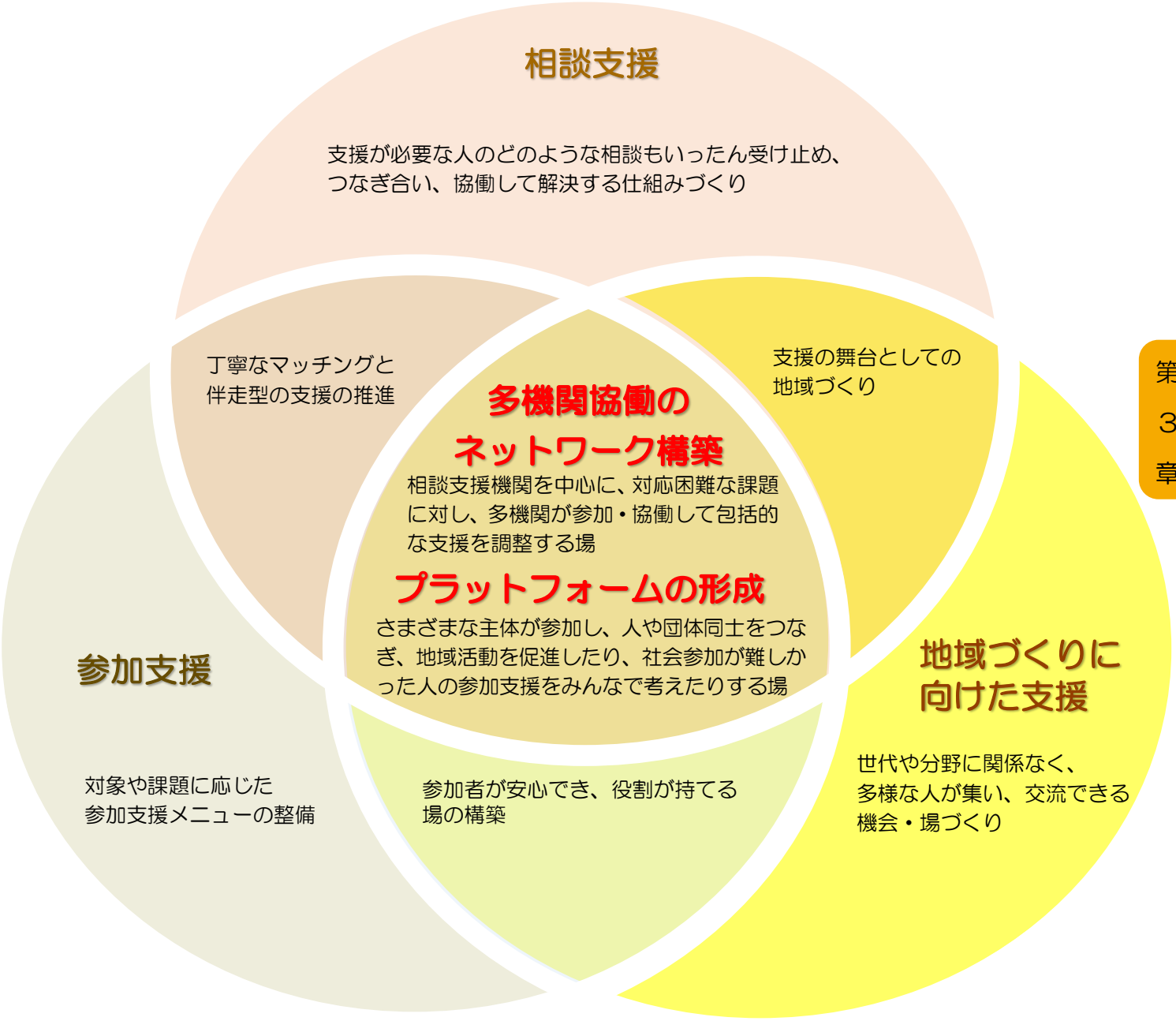

３．計画推進にあたっての視点

視点１　住民の生活に密着した取組を進めます

地域の文化や地理、歴史などの特性を踏まえ、町域／おおむね小学校区／地域包括支援センター圏域／全市というように、重層的な圏域の設定のもと、相談や参加ができるよう各種の資源やサービスの整備を進めます。

視点２　地域生活課題の解決に向け、相談支援と地域づくりを包括的に進めます

地域生活課題の解決に向けて、気軽に相談ができ支援が受けられ、課題解決に取り組むことができる地域づくりを包括的に進めることができるような体制づくりを進めます。

視点３　住民の主体的な参加・参画のもと進めます

一人ひとりの住民が、地域の福祉活動や福祉施策に関心をもち、地域福祉の担い手として具体的な活動に関わるような、住民の主体的な参加・参画に基づいた地域づくりを進めます。

視点４　さまざまな機関・団体との連携・協働により進めます

地域生活課題の解決や地域づくりに向けて、福祉のみならず医療、保健分野をはじめ、住宅、就労、教育、交通環境、まちづくりなどさまざまな施策分野との連携・調整により進めます。また、各種団体、事業者、関係機関、民間企業などの連携・協働のもと、それぞれの機関・団体が求められる役割を担い、力を合わせて取り組めるような体制づくりを進めます。

4．計画の体系

基本目標	取組	取組詳細
目標1　包括的な支援体制づくり	取組１　包括的な相談支援体制の構築	①ニーズ把握と情報の提供
		②市全体で分野を問わない、断らない相談支援体制をつくる
		③多機関協働のネットワークをつくる
		④身近な地域で生活課題を把握するための仕組みをつくる
		⑤分野横断型の各種福祉制度・サービスの推進
	取組２　参加支援体制の構築	①相談支援と参加支援をつなぐプラットフォームをつくる
		②ニーズを踏まえた丁寧なマッチング体制をつくる
		③対象者の課題に応じたメニューの整備
	取組３　権利擁護の仕組みづくり	①権利擁護支援や成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）
		②再犯防止に向けた取組（再犯防止推進計画）
		③高齢者、障がい者、子ども等の虐待防止の取組
		④消費者被害の防止
目標2　つながり支え合う地域づくり	取組１　身近な地域における福祉活動の活性化	①地区福祉委員会活動と小地域ネットワーク活動の推進
		②全世代型の居場所・集いの場づくり
		③見守り・支え合い活動の推進
		④各種生活支援サービスの活性化と創出
		⑤多様な主体による地域福祉推進
	取組２　当事者のつながりづくりと活動の支援	①相談支援から当事者のつながりづくり
		②同じ課題を抱えた人同士の組織化
	取組３　地域を基盤とした防災活動の推進	①避難行動要支援者に対する避難行動支援への取組
		②要配慮者の避難体制の強化に向けた取組
		③災害ボランティアセンターの設置運営
	取組４　だれもが住み良い環境の整備	①福祉に関する情報の共有
		②住環境や生活環境の整備
		③人権意識の醸成と差別の解消
		④ダイバーシティ社会の推進
目標3　地域福祉を支えるひとづくり	取組１　福祉意識の醸成	①学校及び地域を拠点とした福祉教育の推進
		②住民参加による「学び合い」の機会の充実
	取組２　ボランティア活動及び公益活動・NPO活動支援体制の整備	①ボランティア活動などへの支援
		②活動のための資金調達
	取組３　地域福祉活動の担い手づくり	①子ども・若者の参加促進
		②壮年期世代の参加促進
		③シニア層の活動の活性化

【計画の体系の相関関係 イメージ図】

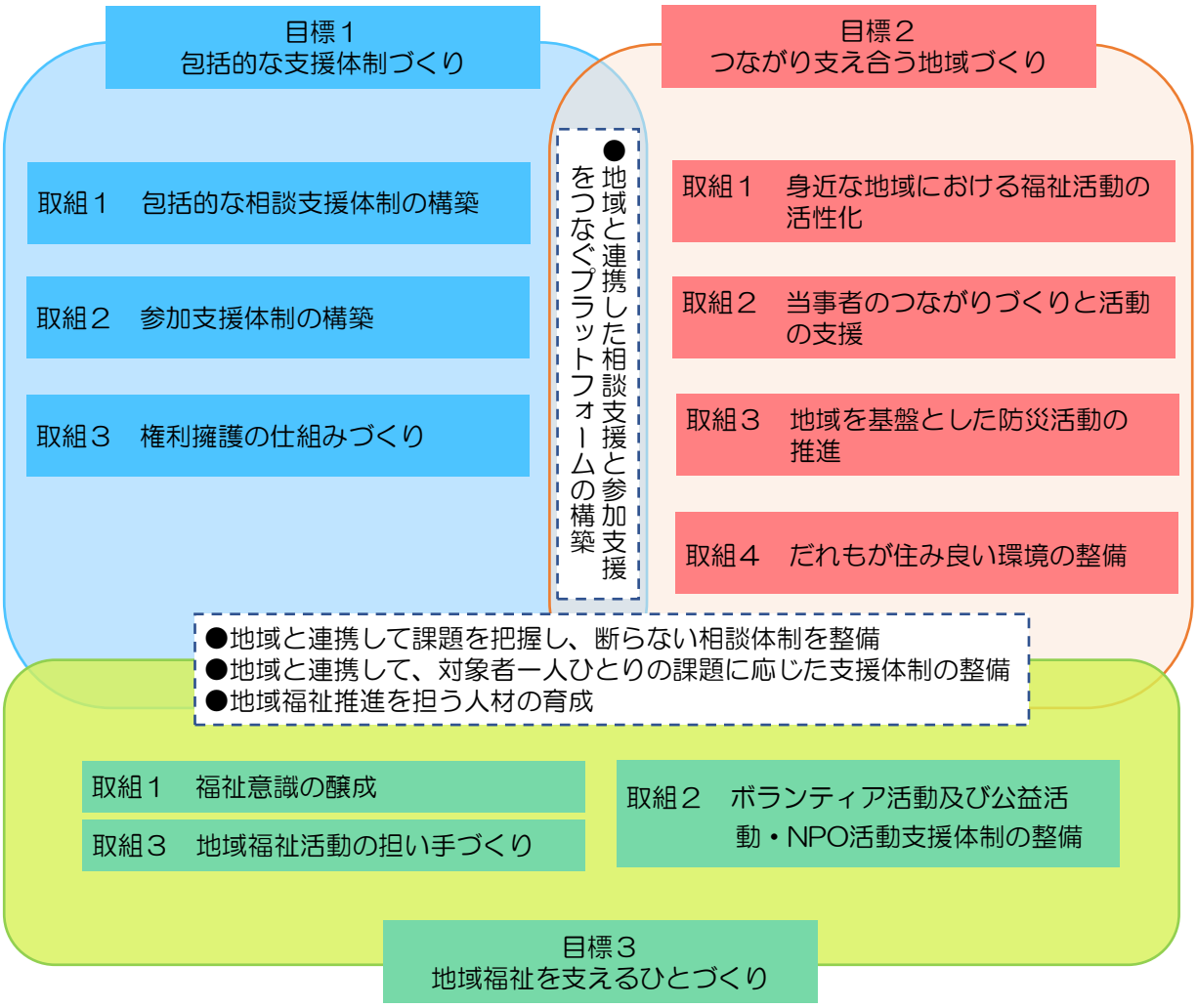

目標１　包括的な支援体制づくり

取組１　包括的な相談支援体制の構築

支援を必要とする人の増加や個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、市、社協、地域、関連団体・機関等が一体となって取り組む、包括的な支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

支援を必要とする人が潜在化してしまわないよう、地域でニーズやＳＯＳをキャッチし、適切な支援につなげていくための仕組みづくりに取り組みます。

支援にあたっては、さまざまな主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた支援体制の構築を図ります。

① ニーズ把握と情報の提供

潜在化しがちな複雑化・複合化した生活課題やニーズを早期に把握し、それぞれのニーズに応じた、相談先や福祉サービス・制度など、必要な情報を提供していきます。

【市】

- 各分野における相談支援活動や日常的な訪問、各種検診等の機会を通じて、対象者となる住民への情報提供とニーズの把握に努め、課題の早期発見につなげます。

主な事業・取組
〇地域福祉推進事業　〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業
〇地域子育て支援拠点事業　〇利用者支援事業（保育所・園）　〇生活保護給付・自立支援事業
〇障がい者地域相談事業　〇包括的支援事業（地域包括支援センター）
〇高齢者緊急通報装置設置事業（見守りサービス）

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員による、気になる世帯への見守り・声かけ活動を高齢者中心から全世代へと拡大し、分野・属性にかかわらず、情報提供とニーズ把握を進めます。
- コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の専門職がサロンや地域の居場所等に訪問し、課題を早期に把握することで、相談支援につなぎます。

主な事業・取組

〇小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業　　〇地域包括支援センター

【住民・地域】

- 地域や福祉に関する情報に関心をもち、積極的に収集しましょう。
- 地域の見守りや交流の機会・場の中で、支援を必要とする人や支援のニーズを把握しましょう。
- 支援が必要な人に対して、地域や福祉に関する情報を提供しましょう。

分野を超えて、支援者もつながりづくりをすすめます

民生委員・児童委員による見守り活動のようす

子育て支援拠点に出向き、ニーズ把握と情報提供をする民生委員・児童委員と地区福祉委員

池田地区福祉委員会ふれあいサロンに参加する地域包括支援センターの職員

北豊島地区福祉委員と民生委員児童委員と共に開催したフードパントリーに参加するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）

② 市全体で分野を問わない、断らない相談支援体制をつくる

各分野の相談支援機関が、分野ごとの相談支援に加え、支援が必要な人のどのような相談も、まずは受け止め、つなぎ合い、協働して解決する仕組み（断らない相談支援）や相談者につながり続ける支援（伴走型支援）の仕組みをつくります。

【市】

- 市役所各窓口や地域包括支援センター、障がい者地域支援センター、しごと相談・支援センターなどでの各相談支援体制の充実・強化を図るとともに、各分野の相談窓口の連携体制を整備し、相談者の属性や抱えている課題の特性を問わない相談支援体制を構築します。
- 相談支援にあたっては、アウトリーチ機能を強化し、つながり続ける伴走支援にも取り組みます。

主な事業・取組
○地域就労支援事業　○人権相談事業　○コミュニティソーシャルワーカー設置事業
○地域福祉推進事業　○生活困窮者自立相談支援事業　○障がい者地域支援センター運営事業
○地域自殺対策強化事業　○障がい者地域相談事業　○障がい者相談員設置事業
○総合相談事業（地域包括支援センター）　○就学前児発達支援事業　○妊娠・出産支援事業
○教育相談事業

【社会福祉協議会】

- 福祉総合相談、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター「ひだまり」、ボランティアセンター、有償協力員派遣事業にじの会、ファミリーサポートセンター等、社協が設置している相談窓口において、分野を問わない、断らない相談支援を実施します。
- 必要に応じてアウトリーチに取り組み、関係機関・団体と連携して継続的な支援を行い、「相談を追いかける文化」の醸成に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーによる分野を問わない、制度の狭間に対応する相談支援を進めるとともに、複合的なケース等については、関係機関・団体と連携し、包括的な相談支援の中核となるよう実践を推進します。

主な事業・取組
○相談窓口の充実　○コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。
- 地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。

③ 多機関協働のネットワークをつくる

住民同士、地縁組織や各分野の相談支援機関では対応が困難な複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関がそれぞれの役割分担を行い、連携・協働して包括的に受け止め、支える側も支えられる側も孤立しない相談支援体制を整備します。

【市】

- 支援が必要な方を包括的に支援していくための、全庁的な連携体制を整備していきます。
- 支援する側も支援される側もだれも取り残されることがないよう、多機関協働の場で、支援者同士が支援内容を検討し、各機関の課題を整理・分類・共有して、仕組みや資源開発、支援メニューを検討します。
- 地域ケア会議連絡協議会、池田市要保護児童対策地域協議会など、既存の会議体の活用について検討し、多機関協働のネットワークづくりに取り組みます。

主な事業・取組
〇地域ケア会議推進事業　〇児童家庭相談事業　〇地域福祉推進事業　〇子どもの貧困対策

【社会福祉協議会】

- 分野を問わない、制度の狭間に対応する相談支援のさらなる充実に向けて、市とともに中核的な役割を担いながら、分野を超えた相談支援機関のネットワークの構築に取り組みます。
- 相談窓口における相談支援にあたっては、組織内で連携し、情報の集約や整理、共有を行うとともに、市全体の相談支援機関ネットワークへの積極的な参画を推進します。

主な事業・取組
〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業　〇社協の各種相談窓口

今後も多機関協働のネットワークをつくっていきます

各分野の相談支援機関が協働するための会議

④ 身近な地域で生活課題を把握するための仕組みをつくる

地域住民が他の住民の抱える生活課題に関する相談内容に応じて、必要な情報を提供し、住民同士で支え合い、また、適切な相談先や支援につなぐことができる仕組みづくりを進めます。

【市】

- 民生委員・児童委員や地区福祉委員による地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。
- 身近な当事者相談員として障がい者相談員を設置し、地域において、障がい者やその家族の日常生活に関する相談支援を行います。
- 障がい者とその家族が、地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた各種支援サービスの提供を図ります。
- 地域コミュニティリーダーの養成や、各種活動団体への支援等を行い、多様な主体の活動を生みだし、活性化させることで、地域で生活課題を把握する機会の創出につなげます。
- 各小学校区に設置された地域コミュニティ推進協議会において、住民が自主的・自立的にまちづくりを行い、地域内の共通課題の解決を図る取組を支援します。
- 保護者の家庭教育への支援や地域と連携した学校教育の推進等を図り、身近な地域で子どもや保護者、家庭の抱える課題に気づくことができる体制づくりを行います。

主な事業・取組
〇地域コミュニティ推進協議会強化事業　〇地域分権推進事業　〇人権擁護団体補助事業
〇社会福祉協議会補助事業　〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業
〇民生委員児童委員事務事業　〇障がい者相談員設置事業
〇障がい者地域支援センター運営事業　〇教育コミュニティづくり推進事業
〇学校支援体制構築事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員による、気になる世帯への見守り・声かけ活動やサロンや居場所づくりなどを通じて、地域の中で相談支援に取り組むとともに、対応が難しい内容等については、コミュニティソーシャルワーカーや、相談支援専門機関などへつなぐことで、地域で生活課題を把握し、適切な支援につなげる仕組みづくりを進めます。
- 地域ネットワーク会議など、既存のネットワーク会議の場を活用し、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、当事者団体などの情報共有と連携を図ります。

主な事業・取組
〇地区福祉委員会の活動　〇小地域ネットワーク活動
〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】
- 地域における相談支援の仕組みづくりに取り組むとともに、必要に応じて適切な相談支援機関等につなぎましょう。

地域課題を解決するため、多様な主体と共に活動を広げていきましょう

あ　　あ

地区福祉委員会と民生委員・児童委員との合同定例会（石橋地区）

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

池田市石橋巽地域包括支援センター
北豊島地区地域ネットワーク連絡会

⑤ 分野横断型の各種福祉制度・サービスの推進

既存の各種福祉制度やサービスの柔軟な組み合わせや強化を図ることで、複雑化・複合化した課題に対応するための横断的な体制づくりを図ります。

【市】

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の相談・支援を行う地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、緊急通報装置の貸出や救急医療情報キットの配布等の各種事業について、多様な媒体での周知を行い、利用の促進を図ります。
- 生活困窮者の一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携し、生活の自立と安定に向けて各種支援を行います。
- 障がい者とその家族が、地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた各種支援サービスの提供を図ります。【再掲】
- 児童の発達支援環境を総合的に整え、ライフステージに応じた一貫した支援をめざし、関係機関との情報を一元化し共有するツール「いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）」の普及・活用と連携の強化を推進します。
- 子どもの一時預かりや多子世帯の負担軽減、病児・病後児保育、休日保育等を通じて、子育て世帯の負担軽減に向けて支援します。
- 出産後に家族等から十分なサポートが受けられない、支援が必要な家庭に対するサポートや、妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消に向けた相談支援や交流会事業等を行います。
- 日本語指導を必要とする園児・児童・生徒の在籍する学校園に対し、母語を理解する人材及び日本語指導の専門員を派遣し、学習支援や日本語指導などの学校園生活支援を行います。
- 各分野の既存の制度・サービスについて、ヤングケアラーや 8050 問題などの複雑化・複合化した課題への対応や取組を検討します。

主な事業・取組
○包括的支援事業（地域包括支援センター）　○高齢者緊急通報装置設置事業
○地域福祉推進事業　○生活困窮者自立相談支援事業　○障がい児通所支援事業　○発達支援システム推進事業　○妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業）
○障がい者地域支援センター運営事業

【社会福祉協議会】

- 社協が実施している事業・サービスについて、複雑化・複合化した課題への対応が可能になるよう、分野横断的な取り組みを行います。

主な事業・取組
○訪問介護事業　○地域包括支援センター　○障がい者地域生活支援センター「ひだまり」

【住民・地域】

- 地域福祉に関する各種制度やサービスに関心をもち、情報を積極的に収集しましょう。
- 支援が必要な人に対して、地域福祉に関する各種制度やサービスについての情報を提供しましょう。

【包括的な相談支援体制の構築】

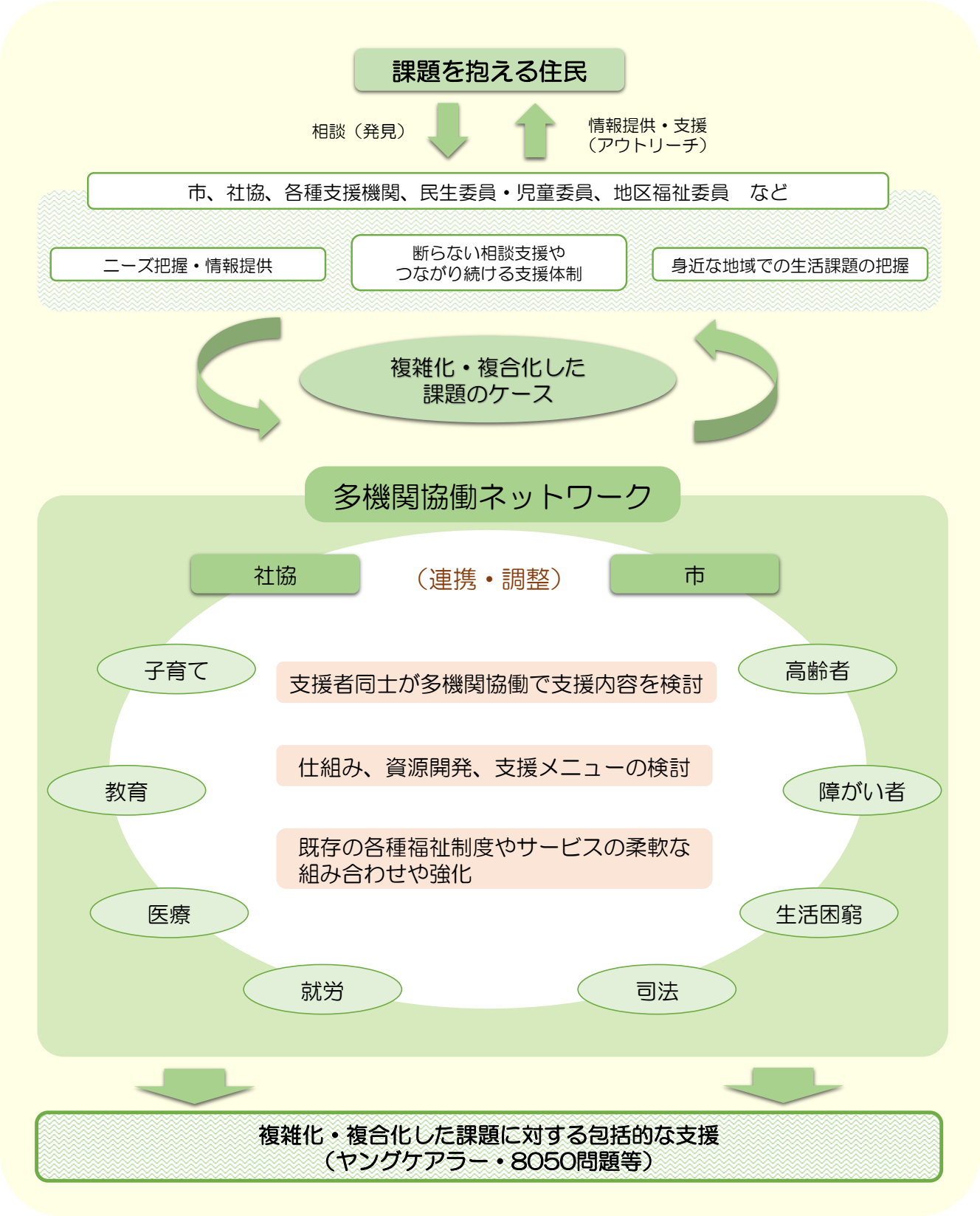

取組２　参加支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けては、支援を必要とする人が地域で人と出会い、学び、社会や地域とのつながりをもつことが重要となります。

地域における多様なつながりは、地域の中での支え合いや見守りの創出、「支える側」「支えられる側」の関係を超えた、一人ひとりが活躍できる地域社会の構築にもつながります。

このような状況を踏まえ、社会参加につながりにくい対象者のニーズを把握し、社会や地域への参加を促進する支援体制の構築に取り組むとともに、一人ひとりの状況に応じて選択ができるよう、社会や地域への参加の機会となる多様なメニューの整備に福祉以外のさまざまな分野とも連携しながら取り組みます。

① 相談支援と参加支援をつなぐプラットフォームをつくる

包括的な相談支援体制により把握した課題やニーズについて、既存の事業では対応できない狭間の領域にも対応していくため、既存の事業をつなぎあわせ、それでも対応できないニーズに対しては新たな支援メニューを創出する必要があります。そのために、包括的な支援に関わる、さまざまな主体が協議に参加できるプラットフォームをつくり、参加支援をみんなで考える場としても活用します。そして、相談支援から生まれた支援メニューが、プラットフォームを通して地域づくりへと波及するよう働きかけます。

【市】

- これまで社会参加が難しかった人の参加支援を考えるための取組を支援します。
- 小地域ネットワーク活動や地区福祉委員による地域での相談支援や各種サロンの開催等を支援し、身近な場所で参加支援と相談支援が受けられる体制づくりを進めます。
- 子どもの居場所づくりに取り組み、相談支援や異年齢、地域住民との交流を深める機会の提供等を行います。
- 適応指導教室の実施やＮＰＯと連携した支援事業を通じて、不登校児童・生徒一人ひとりの生きる力の育成や、在籍校への復帰も含む社会的自立に向けて取り組みます。
- 複雑化・複合化した地域生活課題について、相談支援と参加支援がつなぎ戻しできる体制の整備に取り組みます。

主な事業・取組

〇地域福祉推進事業　〇こども食堂開設支援事業　〇池田子どもの居場所づくり推進事業
〇適応指導事業　〇ＮＰＯ連携教育相談等支援事業　〇社会福祉協議会補助事業
〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業

【社会福祉協議会】

- 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、ＮＰＯ、社協、市などが構成メンバーとなる「いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。

主な事業・取組
〇いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）

【住民・地域】

- 地域における相談支援の仕組みづくりに取り組むとともに、必要に応じて適切な相談支援機関等につなぎましょう。【再掲】
- 自治会やこども会等の地縁組織に関わるテーマ、自分の住む身近な地域に関わるテーマなどで、みんなで話し合う必要があるときに、積極的にプラットフォームを活用しましょう。

分野を超えて、新たな価値を生み出すプラットフォームへ発展させていきます

神田地区住民懇談会

石橋南地区住民懇談会

呉服地区住民懇談会

② ニーズを踏まえた丁寧なマッチング体制をつくる

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。

【市】

- 年齢や分野を問わない居場所づくりや相談支援を進め、一人ひとりの課題やニーズを把握するとともに、官民問わず、一人ひとりに合った参加支援に関連のある事業を掘り起こし、マッチング体制の構築、定着支援・フォローアップの体制づくりを進めます。
- しごと相談・支援センターを運営し、地域就労支援コーディネーターによる制度の周知、相談支援を行い、働く意欲がありながら就労できない住民に対して、雇用・就労支援を促進します。
- 聴覚・言語障がい者の緊急連絡体制を確立し、安心して日常生活を送れるように支援するとともに、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションの円滑化を図り、社会参加を促進します。
- 障がい者支援施設の運営を安定化させ、障がい者の日中活動の場を確保し、自立と社会参加を促進します。
- 生活困窮者等や生活保護受給者等の自立のための各支援に対する住民の理解を促進し、専門員を確保することを通じて、包括的・継続的支援を促進します。

主な事業・取組
〇地域就労支援事業　〇地域福祉推進事業　〇生活困窮者自立相談支援事業
〇生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分）　〇聴覚障がい者等支援事業　〇障がい者支援施設運営補助事業　〇重度障がい者等就労支援特別事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、ひきこもりなど社会参加につながりにくい対象者との関係づくりを行い、対象者のニーズを丁寧に把握し、参加支援へと導くための意識形成や技術の向上を支援します。

主な事業・取組
〇相談窓口の充実

③ 対象者の課題に応じたメニューの整備

一人ひとりに合ったきめ細かな支援をするため、いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）の中に、さまざまな関係者が参加し協議する「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を立ち上げ、就労支援メニューのほか、時間をかけて寄り添う居場所支援メニューを整備します。

【市】

- 生活困窮者及び生活保護受給者に向けて、職場体験や就労準備講座などの就労支援を行います。
- ひとり親家庭の状況やニーズに応じて、継続的な自立・就労支援を行います。
- 障がい者の日中活動の場を確保し、自立と社会参加を促進します。
- 心身機能に障がいのある成人や運動発達に遅れのある子ども等を対象に理学療法士による訓練を実施し、運動機能の維持・向上を図り、社会参加を促進します。

主な事業・取組
〇就労準備事業　〇障がい者支援施設運営補助事業　〇母子・父子自立支援プログラム事業
〇機能訓練給付事業　〇施設訓練給付事業

【社会福祉協議会】

- 社会と接点の少ない人など、だれもが社会参加の第一歩として参加でき、安心して過ごすことができる居場所を定期的に提供するとともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に福祉専門職も参加し、支援が必要な人への相談支援に応じます。
- 「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を通して、コミュニケーションが苦手な人や、社会との接点が少なく社会体験が乏しい若者などが、自然と他者とのコミュニケーションを図ることができる居場所や、自己肯定感を高め、社会とのつながりを得ることができる職業体験や地域活動体験の場などを開設します。
- 相談窓口において、同じような課題を抱えた対象者同士をつなぎ、当事者同士の交流や助け合い、体験を語るなど、安心して参加できる居場所を設置します。
- 実施している各事業から把握した参加支援が必要な対象者について、社会参加の場の選択肢を増やすことができるよう、「いけだ参加支援プロジェクト（仮）」を中心に、個別ニーズに応じて、既存の参加支援の場の発見や新しい参加支援の場の開発に取り組みます。

主な事業・取組
〇いけだ参加支援プロジェクト（仮）　〇居場所つむぎ　〇作業の会せん
〇しごと・ちいき体験事業　〇当事者の組織化　〇多様な社会参加の機会の創出

【住民・地域】

- 多様な地域活動に取り組みましょう。

【参加支援体制の構築のチェックシート】

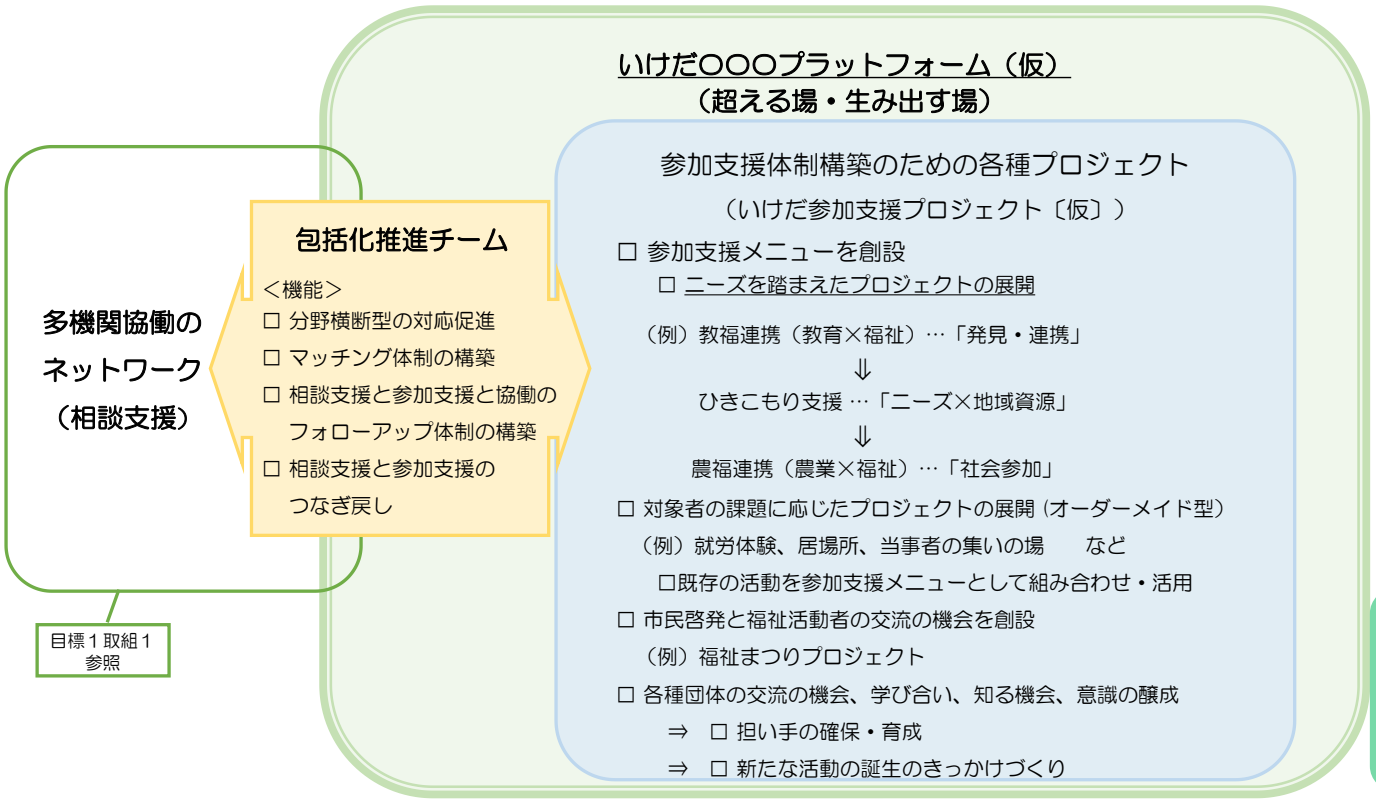

【いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）（超える場・生み出す場）のイメージ図】

取組３　権利擁護の仕組みづくり

高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症のある人の増加が見込まれ、権利擁護支援や消費者被害防止の取組へのニーズはさらに高まることが予想されます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活へのストレス等から虐待やＤＶ等の増加が懸念されている状況があります。

権利擁護に関する事業・制度の推進や、虐待の早期発見・解決に向けた取組を推進し、あらゆる世代・立場の人が、安心して暮らすことができる地域の実現につなげます。

また、過去に罪を犯した人の再犯防止に向けて、関係団体・機関と連携を取りながら、孤立しないよう取組を進めます。

① 権利擁護支援や成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、財産管理や身上保護などの支援により、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の十分でない人が、尊厳のある自分らしい生活を継続できるようにする制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の２つの制度から成り立っています。また、選任される後見人には、家族などの親族後見人や司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門職後見人、市民ボランティアによる市民後見人があります。

種類	法定後見制度		任意後見制度	
概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって法的に権限を与えられた後見人等が選ばれる制度です。３つの類型があります。		判断能力が不十分になったときに備えて、本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ支援してくれる人（任意後見人）と支援内容を契約で決めておく制度です。	
類型	後見	判断能力が全くない	任意後見	現時点で判断能力がある
	保佐	判断能力が著しく不十分		
	補助	判断能力が不十分		
役割	■財産管理 ・金銭管理　・相続手続　・不動産の処分や売買　・年金手続　　など ■身上保護 ・日常生活の見守り　・住居の賃貸借契約　・福祉施設の入退所や病院の入退院の手続　など			

その人らしい生き方の実現

【市】

- 大阪府と協働し、市民後見人の養成講座を実施するとともに、広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、内容の周知を図ります。
- 住民に向けて成年後見制度の周知啓発を行うとともに、相談機関の拡充やワンストップでの窓口対応に努め、相談支援機能の強化を図ります。
- 金融機関などの機関と連携し、地域における成年後見制度のニーズ把握に向けた基盤づくりに取り組みます。
- 成年後見制度が必要な方への利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」の設置を検討します。
- 成年後見人制度や日常生活自立支援事業を実施する上で、身上保護の重視や地域との関わりなどを意識した支援を進めます。
- 今後ますます高齢化や障がい者の地域生活への移行に向けた支援が進む中、市長申立てを必要とする事案もさらに増加していくことが予測されるため、迅速かつ効率的に市長申立てが進むよう取り組みます。

主な事業・取組

〇市民後見人養成事業　〇成年後見制度利用支援事業　〇成年後見制度事業

【社会福祉協議会】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理、契約書などの書類等の預かりサービスなどを提供する日常生活自立支援事業を実施します。
- 必要な人が支援につながるよう、住民や関係機関・団体、福祉事業者などへ日常生活自立支援事業の周知を行います。
- 日常生活自立支援事業で、法律行為を支援する必要がある利用者などについては、成年後見制度への移行を支援します。
- 適切な後見人がいない人や、日常生活自立支援事業の利用者で判断能力がさらに低下した人などで、社協による法人後見が必要な場合に対応できるよう、法人後見を受任するための条件や環境整備を行います。

主な事業・取組
〇日常生活自立支援事業　〇法人後見受任の検討

【住民・地域】

- 権利擁護に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 権利擁護に関する支援が必要な人に対して、積極的に情報を提供しましょう。
- 必要に応じて、権利擁護に関する制度や事業を利用しましょう。

【指標】　成年後見制度利用促進基本計画

指標	現状	目標値（R9）
成年後見制度について、内容まで知っている人の割合	33.4%	増加
支援が必要になったときに成年後見制度を利用したいと思う人の割合	46.4%	増加
市民後見人になりたい人の割合	10.2%	増加
市民後見人登録者数	４人	10 人
中核機関の設置についての検討及び設置運営	―	設置
社会福祉協議会による法人後見受任体制の整備	―	整備

② 再犯防止に向けた取組（再犯防止推進計画）

全国的に刑法犯者が減少する一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題となっています。

罪を犯した人の中には、家族関係の希薄化や帰住先・就労先がなく、福祉的な支援が必要な人がいます。そのような人が犯罪や非行から立ち直るためには、社会復帰のための支援や地域で立ち直ることができる体制づくりが必要です。このため、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取組を強化・充実するとともに、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現をめざします。また、犯罪等の被害を受けた方の尊厳や人権に配慮することはもちろん、住民が犯罪等による被害を受けることを防止し、安全で安心なまちづくりに取り組みます。

地域では、更生保護にかかわるさまざまな担い手が活動しています。

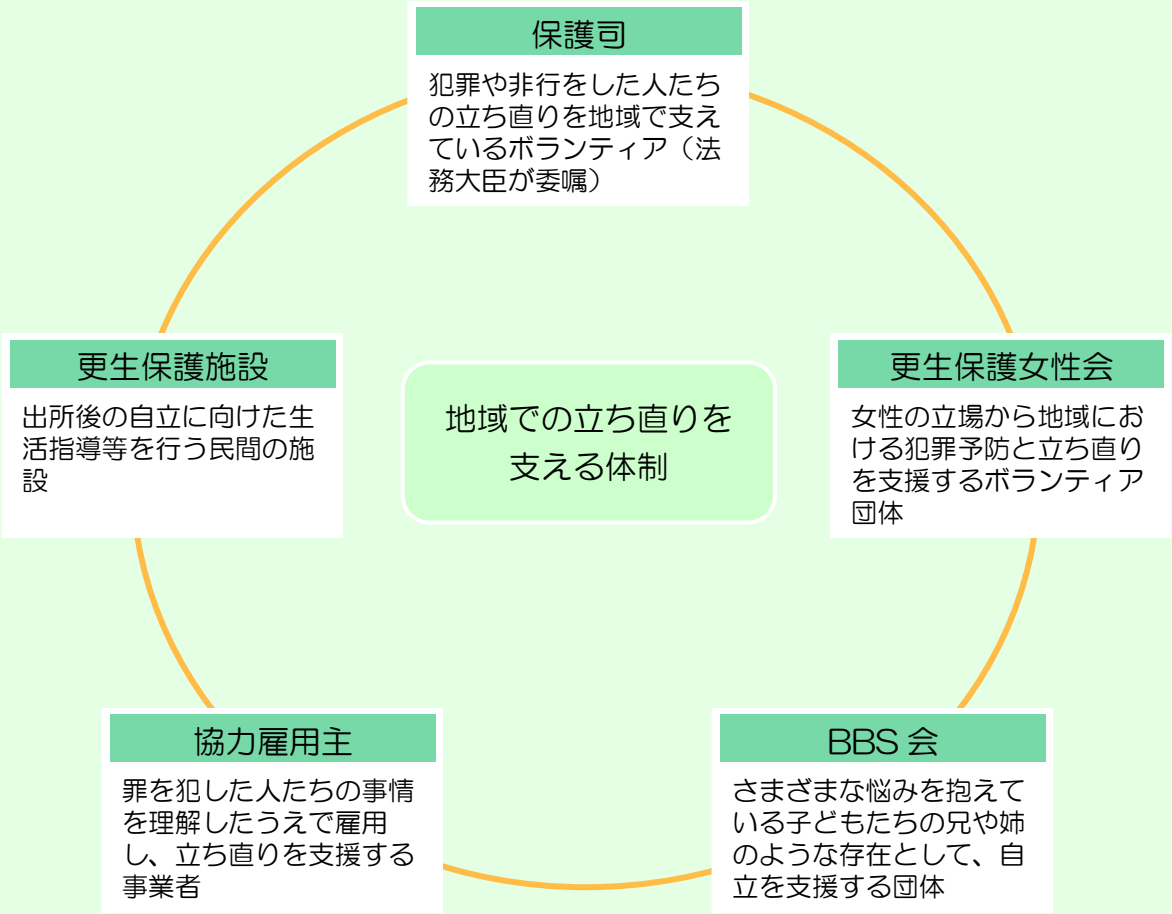

【市】

- 保護司会や更生保護女性会が再犯防止に向けた取組・活動を円滑に実施できるよう、支援します。
- 住民や地域が更生保護や再犯防止に向けた活動への理解を深められるよう、啓発活動や講演会の開催などに取り組みます。
- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」において、保護司や地域団体の担い手による街頭啓発や、市内小・中学生による犯罪予防をテーマとした標語・ポスターの作成・表彰などの各種イベントの開催を推進します。
- 生活困窮者などに対する就労支援や、住居確保の取組などの各種福祉サービスの提供や情報発信により、罪を犯した人が地域で立ち直ることができる体制を推進します。

主な事業・取組
〇社会福祉団体活動補助事業　〇生活困窮者自立相談支援事業
〇生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分）

【社会福祉協議会】

- 社協が設置している相談窓口において、罪を犯した人に対しては、再犯防止に留意し、地域で孤立することなく自立した生活を送れるよう、関係機関・団体と連携し、支援を行います。

主な事業・取組
〇相談窓口での対応

【住民・地域】

- 再犯防止に関する取組に関心をもち、理解・認識を深めましょう。

【指標】　再犯防止推進計画

指標	現状	目標値（R9）
市内の再犯者数	40 人	減少
保護司充足率	100%	100%
協力雇用主数	14 社	増加
社会を明るくする運動「市民のつどい」来場者数	136 人	230 人
再犯防止推進に係るセミナー・講演会の開催回数	―	年１回

③ 高齢者、障がい者、子ども等の虐待防止の取組

関係機関等が連携・協力するプラットフォームの活用や虐待防止に向けた啓発を行います。また、虐待の早期発見・早期対応により、さまざまな虐待から当事者を守る体制を強化するとともに、虐待を行った人が抱えている課題にも着目した支援のあり方を検討します。

【市】

- 高齢者虐待防止ネットワーク等を通じて、関係機関との情報共有に努めるとともに、高齢者見守りサービスや地域のネットワーク等により、虐待の防止や早期発見に取り組みます。
- 基幹相談支援センター（福祉相談くすのき）において、障がいのある人やその家族への相談に応じ、必要な情報提供・支援を行います。
- 乳幼児健康診査や電話相談などの機会を通じて、専門職が相談支援を行い、妊産婦や保護者の育児不安や孤立感の解消に向けて取り組みます。
- 学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童の抱える課題等の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と連携・協力し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- オレンジリボン運動を通して、児童虐待の防止に向けた啓発に取り組みます。
- DV の被害者等を救済するため、緊急一時保護や緊急避難支援を行います。

主な事業・取組
〇要援護高齢者支援事業　〇権利擁護事業　〇妊産婦・乳幼児健康診査事業
〇児童家庭相談事業　〇児童虐待発生予防事業　〇母子保健事業及びフォロー事業　〇学校支援体制構築事業　〇家庭の教育力活性化推進事業　〇障がい者地域支援センター運営事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、担当者の能力向上に取り組み、虐待の早期発見・早期対応の実践につなげるとともに、関係機関・団体と連携した包括的な支援を行います。
- 地区福祉委員が虐待や暴力の早期発見の意識をもち、サロンや見守り・声かけ活動等を通じて、対象の属性にかかわらず、虐待や暴力を早期発見し、適切な関係機関・団体へつなぐことができるよう、意識啓発や連携の促進に取り組みます。
- 高齢者・障がい者・子ども等が含まれる世帯が、地域社会から孤立することのないよう、居場所や見守り体制を整え、虐待を防止します。

主な事業・取組
〇相談窓口での対応　〇地区福祉委員会

【住民・地域】

- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 近所や地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】

虐待防止に関するさまざまな取組をすすめます

福祉相談くすのきによる相談支援

市オリジナルの
オレンジリボンデザイン

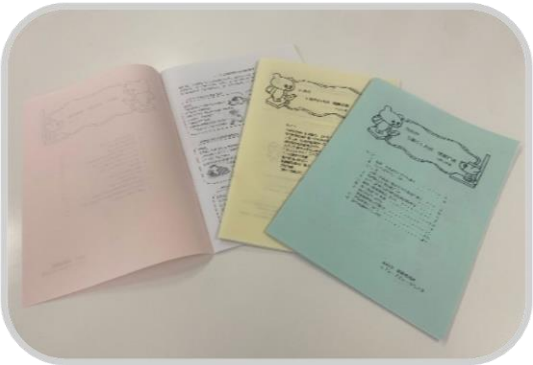

乳幼児健康診査のパンフレット

④ 消費者被害の防止

消費者被害を防止するため、相談支援、あっせんを行うともに、消費者に対する教育や情報提供による啓発を行います。

【市】

- 消費者が時代に即応した契約や商品の安全に関する正しい知識を身に付けられるよう、出前講座の実施や広報誌面での情報提供による啓発を行います。
- 消費生活センターにおいて、消費生活コンサルタントによる相談支援、あっせんなどを実施し、住民の消費者被害を未然に防ぐとともに、被害の拡大を防止します。
- 地域団体と連携した消費者に対する教育や啓発を行い、地域における消費者リーダーを育成できるよう支援します。

主な事業・取組
〇消費者相談事業　〇消費者啓発保護事業　〇消費者活動支援事業

【社会福祉協議会】

- 相談窓口や在宅福祉部門の担当者が、消費者被害への対応力を身に付けられるよう能力向上を図るとともに、消費者被害への対応時には、消費生活センター等の関係団体と連携し、支援を行います。
- 地区福祉委員会によるサロンや見守り・声かけ活動等の中で、消費者被害に関する啓発活動を行います。

主な事業・取組
〇相談窓口での対応　〇地区福祉委員会

【住民・地域】

- 消費者被害にあわないよう適切な知識を身に付けましょう。
- 地域の相談先や、各分野の相談窓口等を把握しましょう。【再掲】
- 近所や地域で支援を必要としている人に気が付いたら、民生委員・児童委員や地区福祉委員、市、社協などに連絡・相談しましょう。【再掲】

目標１に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
悩みや不安などがある時に、家族や親類以外の相談先がないまたは相談しない人の割合	20.2%	減少
多機関協働ネットワーク（仮称）の整備	―	整備
いけだ参加支援プロジェクト（仮称）の設置	―	設置

目標１の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
コミュニティソーシャルワーカーの人数	４人	５人
地域住民による支え合い・助け合いの活動である小地域ネットワーク活動への延べ参加者数	18,334 人	増加
池田子どもの居場所づくり推進事業（キッズランド）の延べ参加者数	4,414 人	35,000 人
適応指導教室開室日数	137 日	150 日
障がい者支援施設運営補助事業（福祉的就労や自立のための生活訓練等のサービス）利用件数	43 件	45 件
しごと相談・支援センターにおける就労相談件数	４件	10 件
消費者啓発講座参加者数	110 人	２００人

※参考：成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画に係る指標は、該当ページに別途記載しています。

目標２　つながり支え合う地域づくり

取組１　身近な地域における福祉活動の活性化

近所づきあいや地域のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立や支援を必要とする人の潜在化が深刻な問題となっており、地域で見守り、支え合う体制のさらなる充実が喫緊の課題となっています。

年齢や分野の垣根を越えて、多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげていく必要があります。

このような状況を踏まえ、小地域ネットワーク活動のさらなる推進に取り組むとともに、既存の居場所や集いの場に加え、世代や分野に関係なく、多様な人が集い、交流できる機会・場づくりを進めます。

また、住民が主体となり、つながり支え合う地域づくりを進めていくことができるよう、住民同士が話し合い、学び合う機会づくりに取り組みます。

① 地区福祉委員会活動と小地域ネットワーク活動の推進

身近な生活圏（おおむね小学校区）における住民の助け合いを推進するため、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動を支援します。

【市】

- 身近な生活圏（おおむね小学校区）における住民の助け合いを推進するため、社協の下支えを通じて、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動を支援します。

主な事業・取組
〇社会福祉協議会補助事業

【社会福祉協議会】

- 11 すべての地区福祉委員会において、小地域ネットワーク活動の目的が理解されるよう啓発を行うとともに、気になる世帯への見守り・声かけ活動等（個別支援活動）と、身近な地域での居場所であるサロン等（グループ援助活動）を推進し、さらなる発展に向けて取り組みます。

主な事業・取組
〇小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

※参考：各地区（おおむね小学校区）の目標については、111 ページから掲載しています。

【住民・地域】

- 住んでいる地域の地区福祉委員会の活動に興味をもちましょう。
- 地区福祉委員会の活動に積極的に参加しましょう。

つながり支え合う地域づくりを広げていきましょう

細河地区福祉委員会　ふれあいサロン

五月丘地区福祉委員会　子育てサロン

世代を超えて参加できる
緑丘地区福祉委員会　おしゃべりサロン

北豊島地区福祉委員会　男性料理教室

向こう三軒両隣の見守り・声かけをすすめる石橋地区福祉委員会

健康づくりを通して、お互いに気にかけ合う
伏尾台地区福祉委員会ラジオ体操

委員同士の情報交換を重ねる
池田地区福祉委員会

② 全世代型の居場所・集いの場づくり

既にある居場所の対象拡大を図り、活動拠点の整備と利用規制の柔軟運用等により居場所・集いの場づくりを推進します。

【市】

- 地域のサロンやこども食堂など、高齢者や障がい者、子ども、乳幼児と保護者などが地域で交流し、集うことのできる居場所づくりを進めます。
- 市内の街かどデイハウスを実施する団体への活動支援を行うとともに、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、多様な人同士の交流が促進されるよう支援を行います。
- 地域の集会施設や市民活動交流センター、保健福祉総合センターなど、地域におけるさまざまな活動の場、集いの場となる施設を管理・運営し、住民の多様な活動を促進するとともに、幅広い世代の住民の交流が生まれるよう支援します。

主な事業・取組
〇市民活動交流センター管理事業　〇社会福祉協議会補助事業　〇地域子育て支援拠点事業
〇保健福祉総合センター管理運営事業　〇水月児童文化センター管理運営事業
〇五月山児童文化センター管理運営事業

【社会福祉協議会】

- 各地区福祉委員会においてサロン活動に取り組み、身近な地域での居場所や集いの場を設置・運営します。
- サロン活動について、従来から進めていた分野や属性ごとのサロンに加え、全世代を対象に、地域のだれもが参加することができるサロンの設置に取り組みます。

主な事業・取組
〇小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）

【住民・地域】

- 地域の居場所・集いの場へ関心をもち、積極的に参加しましょう。

③ 見守り・支え合い活動の推進

世代や属性を問わず、生活課題を抱えた住民を支えるための身近な圏域でのネットワークづくりを推進します。

【市】

- 地域の関係団体・機関と協働し、地域の高齢者をはじめ、全世代への見守りに展開し、必要に応じて適切な支援につなげることができるよう、ネットワークの構築を図ります。
- 学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体と連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

主な事業・取組
○見守りホットライン設置事業　○民生委員児童委員事務事業　○老人クラブ補助事業
○子ども安全対策事業　○子育て応援隊

【社会福祉協議会】

- 11 すべての地区福祉委員会において、分野や属性にかかわらず、すべての地域住民が孤立することのないよう、小地域ネットワーク活動の目的が理解されるよう啓発を行うとともに、気になる世帯への見守り・声かけ活動等（個別支援活動）と、身近な地域での居場所であるサロン等（グループ援助活動）を推進し、さらなる発展に向けて取り組みます。【再掲】
- 地区福祉委員会だけでなく、他団体や事業者などとも連携した見守り・支え合いの活動を進めます。

主な事業・取組
○小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）　○地区福祉委員会

【住民・地域】

- 地域の見守り・支え合い活動へ関心をもち、理解・意識を深めましょう。
- 地域の見守り・支え合い活動へ積極的に参加しましょう。

見守りの輪を広げましょう

安否確認専用窓口
見守りホットライン
☎ 754-6336

見守りホットラインの連絡先

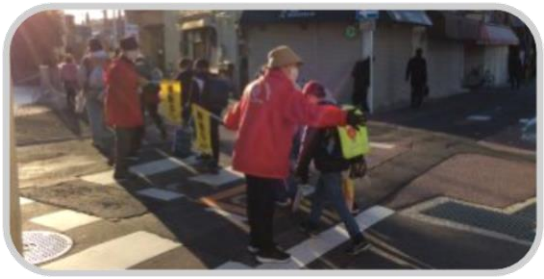

子ども安全対策、地域における登下校見守りのようす

④ 各種生活支援サービスの活性化と創出

地域住民が、地域で生じているさまざまな地域生活課題に気づき、解決のあり方について検討し、生活支援のための活動（生活支援サービス）を展開していけるよう支援し、支え合いの地域づくりへと展開していきます。

【市】

- 地域での課題を集約し、その課題を解決するため、生活支援サービスの開発やマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置します。
- 地域住民による、高齢者への弁当宅配による見守り活動や高齢者や子どもの居場所づくり事業など、生活の支援につながる活動を支援します。
- 児童の預かりや送迎について、地域住民による相互援助活動を支援します。

主な事業・取組
〇生活支援体制整備事業　〇ファミリーサポートセンター運営事業

【社会福祉協議会】

- 住民（会員）同士の助け合いによる、有償の家事援助等サービスや子育て支援サービスを引き続き発展させるとともに、事業の趣旨を住民に啓発し、会員の増加に向けて取り組みます。
- 簡単な生活上の困りごとが、近隣住民同士の助け合いにより解決される仕組みの充実に向けて、地域住民を中心に、プラットフォームを活用することで、事業所・企業等とも連携しながら、各地域の状況や住民のニーズに応じたきめ細やかな生活支援サービスの立ち上げを推進します。

主な事業・取組
〇有償協力員派遣事業（にじの会）　〇ファミリーサポートセンター
〇生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

【住民・地域】

- 住民同士の助け合いによる支援サービスに関心をもち、理解・認識を深め、できる範囲で協力しましょう。

⑤ 多様な主体による地域福祉推進

複雑化・複合化した生活課題に対応するため、多様な主体と連携して地域福祉を推進します。

【市】

- 総合福祉施策推進審議会を開催し、福祉全般における住民の意見の反映に取り組みます。
- 関係機関・団体と協働し、地域での相談支援や地域づくり等の各種活動を実施できるよう、各種会議体への参加やイベント共催を行います。
- 地区福祉委員をはじめとする各団体や住民に向けて、福祉に関する研修会やイベントを開催し、担い手の発掘・育成を行います。
- 高齢化が進む地域においても、民生委員・児童委員の確保ができるよう、関係部署との連携を図ります。
- 各施設・社会福祉法人による相互の連携体制の構築や、各主体による地域貢献事業の実施に向けて、社会福祉施設連絡会の運営を活性化させます。
- 社会福祉活動を展開する団体への補助金の交付や、活動のあり方についての協議、検討の実施、団体同士のつながりづくり等を行い、各団体が強みを活かした活動展開ができるよう支援します。

主な事業・取組
〇総合福祉施策推進事業　〇コミュニティソーシャルワーカー設置事業
〇民生委員児童委員事務事業　〇社会福祉団体活動補助事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会の活動メニューに若者や多世代対象の活動を増やし、さまざまな世代、立場の人が地域や福祉に関する活動に参加できるよう取り組みます。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。
- 市内の社会福祉施設が加入している社会福祉施設連絡会を中心として、社会福祉施設等が保有する人的・物的資源を活用し、積極的に地域生活課題解決のための取組を実施します。
- 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、ＮＰＯ、社協、市などが構成メンバーとなるいけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。【再掲】

主な事業・取組
〇地区福祉委員会の活動支援　〇ボランティアの育成　〇社会福祉施設連絡会

【住民・地域】

- 地域福祉に関する活動について、できる範囲で積極的に参加しましょう。
- 地域福祉に関する活動を行う団体同士がお互いの活動を理解し、必要に応じて連携しましょう。

【目標２　取組１　身近な地域における福祉活動の活性化のイメージ】

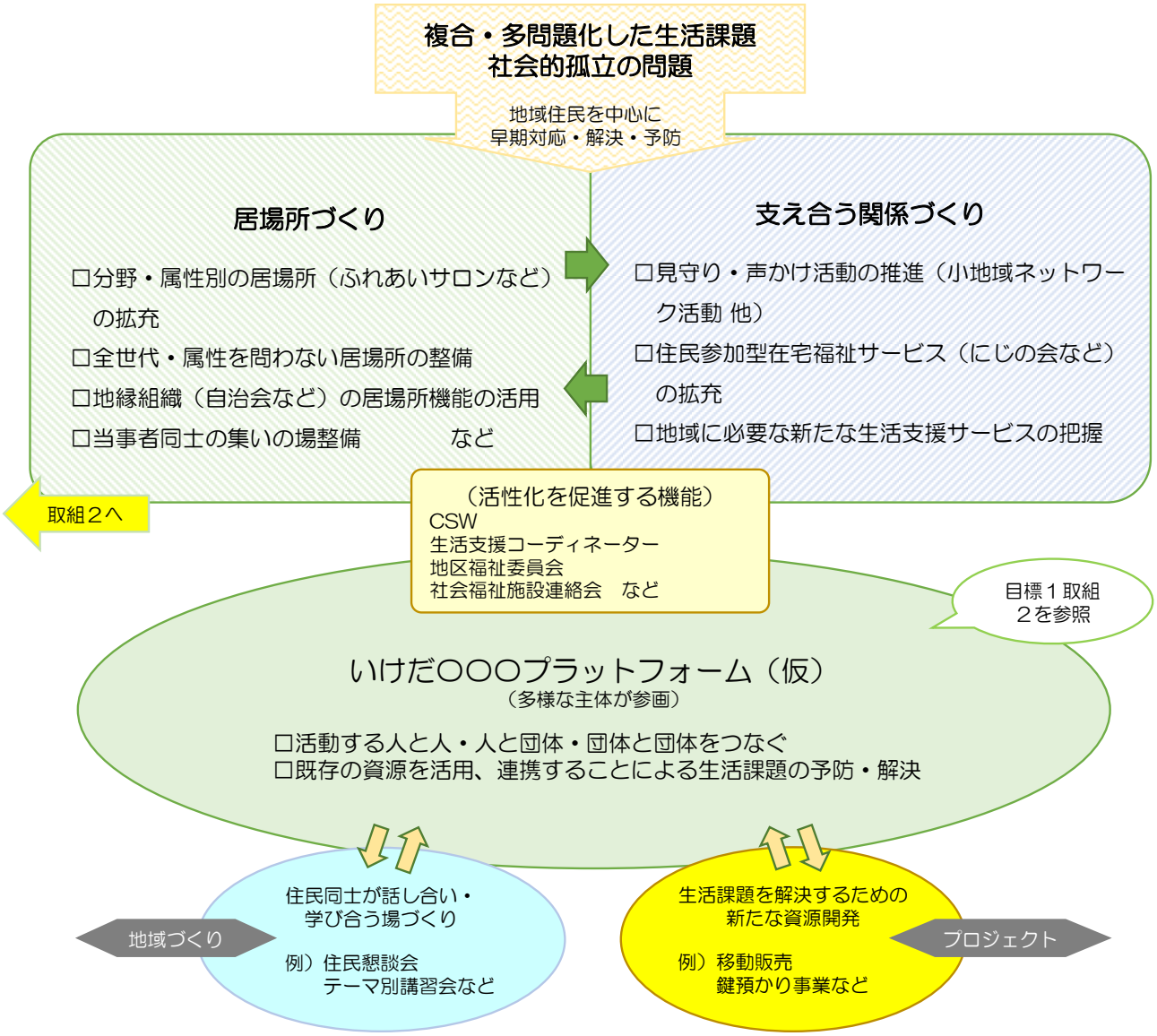

取組２　当事者のつながりづくりと活動の支援

個人や世帯の抱える問題の複合化や多様化、地域のつながりの希薄化が進む中、社会的孤立や問題の深刻化を防ぐためにも、同じ悩みや課題をもつ人が、情報を共有し交流できる機会・場づくりは重要となります。

同じ課題を抱える人が集い、支え合うことができるよう、相談支援を通じて当事者の組織化を図ります。

① 相談支援から当事者のつながりづくり

相談支援を通じて把握した同じ生活課題を抱える人同士のつながりづくりを推進します。

【市】

- 出産後に家族等から十分なサポートが受けられず、支援が必要な家庭に対するサポートや妊産婦の育児不安の軽減、孤立感の解消に向けた相談支援・交流会事業等を行います。
- ひきこもりやヤングケアラーのような、新たな課題に対する支援の一環として当事者のつながりづくりを支援します。

主な事業・取組
〇産前・産後サポート事業　〇当事者のつながりづくりのための情報提供や活動の支援

【社会福祉協議会】

- 相談窓口において、同じような課題を抱えた人同士をつなぎ、当事者同士の交流や助け合い、体験を語るなど、安心して参加できる居場所を設置します。【再掲】

主な事業・取組
〇相談支援から当事者のつながりづくり

【住民・地域】

- 家族や当事者の会などのつながりの場に支援者として参加しましょう。

② 同じ課題を抱えた人同士の組織化

生活課題が複雑化・複合化し、新たな課題がでてきている状況を背景に、同じ課題を抱えた人やその家族が主体的に組織化されることで、当事者同士の助け合いと地域社会の理解が促進されるよう支援します。

【市】

- 認知症カフェなど、地域において認知症のある人やその家族が交流できる機会・場づくりの支援を進めます。
- 障がい者団体や家族会による自主的な活動を支援するとともに、これらの団体への障がいのある人や家族の加入促進を図ります。

主な事業・取組
〇認知症施策推進事業　〇障がい者社会参加促進事業

【社会福祉協議会】

- 当事者ならではの課題の共有化や支え合いにつながるよう、当事者の方々との話し合いを重ね、当事者組織の設置に向けた取組を支援します。
- 当事者組織が結成されることで、当事者ならではの課題について地域社会に働きかけることができるよう支援します。

主な事業・取組
〇当事者の組織化

【住民・地域】

- 当事者組織の活動へ関心をもち、理解・意識を深めましょう。

思いを共有し、支え合うことができる場づくりをすすめます

認知症カフェのようす

【目標２　取組２　当事者のつながりづくりと活動の支援のイメージ】

相談支援

各福祉相談支援の担当者

従来の制度・サービスでは支援が難しい「制度の狭間」の課題や、新しい課題を抱えた人の相談に対応

例）８０５０問題
　　ひきこもり
　　ヤングケアラー　など

社会的孤立解消が課題

つどいの場

相談の中から、同じような課題を抱えた当事者・家族同士をつなぎ、交流の場を設置

- 情報交換と交流
- 体験や悩みの共有
- 共有の課題把握

主体的・定期的な活動へ

当事者組織

当事者・家族が主体的につながり、組織的な活動を開始

例）ひきこもり家族の会など

- 当事者同士の見守り・助け合い
- 専門職との連携
- 地域社会への働きかけ

エンパワーメント
支えられるとともに支える人へ

取組３　地域を基盤とした防災活動の推進

わが国では、全国各地でさまざまな自然災害が発生しているほか、将来的に南海トラフ巨大地震の発生も予想されています。災害への対策は大きな課題となっており、アンケート調査結果からも、災害に対する住民の不安が大きいことが分かります。

一人暮らしの高齢者など、災害時に支援を必要とする人も増加しており、災害時に助け合うことのできる地域づくりの重要性は極めて高いものとなっています。

このような状況のなか、地域を基盤とした防災活動のための体制を整備し、地域全体で防災活動を推進します。

① 避難行動要支援者に対する避難行動支援への取組

避難行動要支援者名簿の普及啓発をはじめ、地域における災害時の支援体制の構築を図り、多様な主体の連携による防災活動の推進を図ります。

【市】

- 福祉、防災部局、関係団体が相互に連携し、防災活動を推進します。
- 避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者となった対象者への名簿提供の同意確認を行うとともに、活動する地域の拡大に努めます。
- 自主防災組織と地域の各福祉団体等が連携を図り、個別避難計画の作成を推進します。
- 防災行政無線や緊急速報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用し、緊急時に避難行動要支援者に確実に情報を伝えられる体制整備に取り組みます。

主な事業・取組
〇地域防災計画推進事業　〇防災対策事業

【社会福祉協議会】

- 小地域単位で地域の要配慮者支援を日常的に行っている地区福祉委員会が、平常時・災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備に協力できるよう、取組を推進します。

主な事業・取組
〇地区福祉委員会

【住民・地域】

- 防災に関する情報に関心をもち、意識を高め、家庭や職場で防災対策に取り組みましょう。
- 災害時に助け合えるよう、日頃から近隣や地域でのあいさつや声かけをしましょう。
- 自主防災組織や消防団の活動への理解を深め、協力しましょう。

② 要配慮者の避難体制の強化に向けた取組

指定福祉避難所は、大規模災害時、指定一般避難所での共同生活を続けることが困難な要配慮者が避難するために開設される施設です。開設のための設備の充実と従事する職員の訓練を実施することで、スムーズな避難所開設及び要配慮者が安心して避難することのできる体制を推進します。

【市】

- 現在、指定福祉避難所として指定している中央公民館と保健福祉総合センターについて、設備の充実や従事する職員の訓練等を行い、スムーズな避難所の開設につなげます。
- 社会福祉施設との福祉避難所に関する協定について、協力いただける施設の拡充に向けて働きかけを行います（現在は 14 施設と協定を締結）。

主な事業・取組
〇防災対策事業　〇高齢者災害対策事業　〇障がい者災害対策事業

【社会福祉協議会】

- 社会福祉施設連絡会の構成員である福祉施設と市による福祉避難所協定締結を支援するとともに、災害時に避難行動要支援者の避難行動支援が円滑に行われるよう、体制整備に協力します。
- 保健福祉総合センターが、福祉避難所として機能するため、市と協議のうえ、体制やマニュアル等の整備を行います。

主な事業・取組
〇社会福祉施設連絡会　〇保健福祉総合センターの福祉避難所体制整備

【住民・地域】

- 家庭や地域、職場に避難時に支援を必要とする人がいる場合は、避難方法や避難先を確認しておきましょう。

③ 災害ボランティアセンターの設置運営

大規模災害等の緊急時において、より多くの他団体と連携して対応できるよう、平常時から災害ボランティアセンターと他団体との協力体制を構築します。

【市】

- 緊急時に、被災状況の情報提供を行うことで、スムーズなマッチングを行います。
- 池田市災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加を通じて、日常時から社協と連携を図るとともに、訓練の内容確認を行います。

主な事業・取組
○防災対策事業

【社会福祉協議会】

- 市内で大規模災害等が発生した場合に、市と協議の上、社協が中心となり災害ボランティアセンターを設置するため、平常時から定期的に設置運営訓練を行います。また、他団体との災害ボランティアセンター設置運営への協力体制を構築するため、設置運営訓練に参加していただきます。
- 災害ボランティアセンターをほかの団体等との協働により、安定的・継続的に運営できるよう、災害ボランティアセンター設置の際に、関係団体・地域団体から人的・物的支援を受けるための協定を締結します。

主な事業・取組
○災害ボランティアセンターの設置運営　○災害ボランティアセンターの運営支援協定

【住民・地域】

- 災害ボランティアセンターについて関心をもち、災害時にはできる限り協力しましょう。

取組４　だれもが住み良い環境の整備

暮らしに必要な情報が入手できる仕組みづくりや、すべての人が安全に、安心して生活することのできるまちづくりは、地域福祉推進の基盤となります。

デジタル化やＳＮＳの普及に伴い、住民の情報の入手方法は多様化していることからも、ニーズに応じて、さまざまな媒体を活用した情報提供に取り組みます。

そして、移動支援や公共施設等のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備に取り組み、だれもが住み良い環境づくりを推進します。

また、地域共生社会の実現には、差別なく、一人ひとりの人権が尊重され、守られることが大前提となります。性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、お互いが相手を思いやり、理解し合えるよう人権意識の醸成やダイバーシティ社会の推進に取り組みます。

① 福祉に関する情報の共有

多様な媒体を活用することで、情報を必要としている人に適切に伝わるように、効率的な情報提供を図ります。

【市】

- 住民がニーズに応じて必要な情報を得られるよう、広報誌やパンフレット、ホームページ、ＳＮＳなどの多様な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。
- デジタル化が進む中、高齢者などがＩＣＴを活用して情報を得られるよう支援します。
- 障がい者や外国人が必要な情報を入手できるよう、声の広報の作成や、多言語ユニバーサル情報発信（カタログポケットサービス）などに取り組みます。

主な事業・取組
〇広報いけだの発行
〇各種支援・サービスに関するパンフレットやガイドブックによる情報提供

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」の発行や保健福祉総合センターにおけるチラシ・ポスターの掲示、ホームページやＳＮＳの活用など、さまざまな機会・媒体を通じて、地域福祉活動等の情報提供や啓発を行います。
- 高齢者や障がいのある人などが、必要な情報を支障なく得られるよう、ボランティアグループによる広報紙など福祉に関する情報の音訳・点訳、拡大写本を行うとともに、講演会等の際には、手話通訳やパソコンによる要約筆記等を行います。
- 高齢者等を対象としたスマホ講座を開催するなど、デジタル化による情報格差の解消に努めます。

● 聴覚や音声、言語機能に障がいのある方が、日常生活で必要な外出や講演会、研修会などの行事へ参加する場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加を支援します。

主な事業・取組
〇広報啓発活動　〇保健福祉総合センターの運営管理
〇ボランティアセンター登録のグループの活動　〇聴覚障がい者等支援事業

【住民・地域】

● 地域や福祉に関する情報に関心をもち、積極的に収集しましょう。【再掲】
● 支援が必要な人に対して、地域や福祉に関する情報を提供しましょう。【再掲】

だれもが情報を得られるよう、情報伝達手段を増やします

ボランティアグループによる広報紙
「いけだの社協」の音訳・点訳・拡大

保健福祉総合センター主催の
初心者向けスマートフォン講座

ボランティアグループによる要約筆記
（上）と手話通訳（下）

② 住環境や生活環境の整備

生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て家庭などのうち、住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に向けて分野横断・一体的な取組を行うことで、地域住民が安心して生活できるよう、適切な環境改善を図ります。

【市】

- 市内を走る施設循環福祉バスの運行等を実施し、高齢者や障がい者、妊産婦などの外出支援につなげます。
- 低所得者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、住宅確保に配慮が必要な方の居住の安定を図るため、市営住宅の適切な維持管理を行います。
- 生活困窮者が安定した住居を確保し、安心して就職活動を行うことができるよう、住宅手当を給付します。
- 老朽化した公共施設等について、耐震や建て替えなど、適切な対応をし、安全を図ります。
- 池田市バリアフリーマスタープランを踏まえ、池田市バリアフリー基本構想を策定し、だれもが安心して生活できる環境整備に向けて、バリアフリー化を進めます。

主な事業・取組
○市営住宅管理事業　○福祉バス運行事業　○生活困窮者住居確保給付事業
○バリアフリー化推進事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会などによる、地域の見回り活動や清掃活動を実施し、気になる点については市に情報提供するなどして、生活環境の整備に努めます。

【住民・地域】

- 交通安全に対する意識を高め、ルールの遵守やマナーの向上に努めましょう。
- 地域の公共施設等を大切に使いましょう。

住み心地の良いまちをめざします

市内を走る施設循環福祉バス「おでかけ号」（左）と「きぼう号」（右）

③ 人権意識の醸成と差別の解消

人権は人間の尊厳に関わる権利で、人権の尊重は地域づくりの土台となります。住民が人権意識をもつことは地域福祉推進にとても大事な要素であるため、人権意識の醸成を図ります。

【市】

- 人権や男女共同参画に関するパネルやポスターの展示、各種セミナーの実施を通して、住民の人権や男女共同参画に関する意識の向上を図ります。
- 人権擁護委員と連携し、市内小学校において子どもたちへの人権教育を推進するとともに、教職員を対象とした人権教育研修を実施します。
- 人権啓発に関するセミナーの開催や、人権擁護団体への助成、人権文化交流センターの利用促進などを通じて、人権擁護の推進に関わる人や団体の育成、活動支援を行います。
- 人権相談所を開設し、人権問題や人権侵害についての相談支援を行うとともに、多様化する課題へ対応するため、相談員の資質向上や関係団体・機関との連携強化を図ります。
- ＤＶ被害者等を救済するため、関係機関と連携を図り、緊急一時保護や緊急避難支援を行います。

主な事業・取組
〇人権擁護団体補助事業　〇人権擁護啓発事業　〇人権の花事業
〇人権文化交流センター管理運営事業　〇講座・講習活動事業　〇人権相談事業
〇男女共同参画啓発事業　〇ドメスティックバイオレンス対策事業
〇学校人権教育推進活動事業

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」や、ホームページ、ＳＮＳなどのさまざまな媒体を活用し、住民に対して人権に関する広報・啓発を行います。
- 人権啓発に関するセミナーに職員が積極的に参加することなどで、職員の資質向上に努めます。

主な事業・取組
〇広報啓発活動

【住民・地域】

- お互いを尊重し、思いやる気持ちをもちましょう。
- 人権に関する啓発や講座等に関心をもち、積極的に参加しましょう。

④ ダイバーシティ社会の推進

性別、性的志向、障がいの有無、国籍など多様な違いをお互い認め合うことは、地域づくりの土台となるため、ダイバーシティ社会推進に向けた取り組みを進めます。

【市】

- ダイバーシティセンターにおいて、男女共同参画や多文化共生にかかわる相談事業や啓発事業、交流事業を実施します。
- 障がい者や援助を必要とする人への理解を促し、つながりある地域づくりを推進するため、ヘルプカード（ホルダー）を配布します。
- 障がい者福祉団体が企画するレクリエーション等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。
- 聴覚・言語障がい者の安心・安全を確保するため、消防署との緊急連絡体制を整えるとともに、聴覚・言語障がい者の社会参加の促進を目的に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

主な事業・取組
〇ダイバーシティセンター運営事業　〇障がい者社会参加促進事業
〇助けあいのしるし普及事業　〇聴覚障がい者等支援事業

【社会福祉協議会】

- 広報紙「いけだの社協」や、ホームページ、ＳＮＳなどのさまざまな媒体を活用し、住民に対して、一人ひとりが大切にされ、多様性が認められる社会の必要性について広報・啓発を行います。
- 保健福祉総合センターが企画するイベントについて、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての住民が参加できる行事になるよう配慮し、開催します。

主な事業・取組
〇保健福祉総合センター事業

【住民・地域】

- 地域で困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- 地域で行事やイベントを開催するときは、年齢や国籍、障がいの有無等に関わらず、さまざまな人が参加できるよう工夫しましょう。

目標２に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
住んでいる地域に愛着を感じていると答える人の割合	85.7%	増加
住んでいる地域で行われている活動に参加し、何らかの役割をもつこともあると答える人の割合	20.0%	増加
相談し合えたり、世間話をしたりできる人が近所にいると答える人の割合	43.8%	増加
災害時に隣近所で支援を必要とする人や安否不明の人が出た場合、手助けに参加する人の割合	52.6%	増加

目標２の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
【再掲】地域住民による支え合い・助け合いの活動である小地域ネットワーク活動への延べ参加者数	18,334 人	増加
多世代交流の核となる市内施設※の延べ利用者数（合算）	75,635 人	170,000 人
見守りホットライン協定締結事業者数	31 事業者	40 事業者
社会福祉団体活動補助事業の補助金交付団体数	3 団体	5 団体
妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業）延べ利用者数	97人	530 人
認知症カフェ開催数	16 回	継続開催
地域避難支援協議会数	3 団体	増加
災害ボランティアセンター運営支援協定の締結数	1	増加
市営住宅の耐震化率	91%	100%
人権啓発に関するセミナー参加者数	75 人	450 人
ダイバーシティセンターの年間延べ利用者数	―	15,000 人

※市民活動交流センター、保健福祉総合センター、五月山児童文化センター、水月児童文化センター

目標３　地域福祉を支えるひとづくり

取組１　福祉意識の醸成

地域のつながりの希薄化や、地域や福祉への関心の低下は大きな課題となっています。一人でも多くの人が地域福祉への関心をもち、課題解決に向けて参加できるような主体形成を図るため、さまざまな場面で世代を問わず福祉教育を推進します。

① 学校及び地域を拠点とした福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場面において、子どもから高齢者まで、生涯にわたって地域や福祉について考え、学ぶことができる機会・場づくりに取り組みます。

【市】

- 児童・生徒が福祉の意味や大切さについての理解を深められるよう、各学校園において、高齢者や障がい者、幼児等との交流や、ボランティア体験活動などを実施します。
- 福祉学習の推進のため、学校や関係団体・機関、地域等と連携を深め、指導資料の提供や体験活動の充実を図ります。

主な事業・取組
〇教育コミュニティづくり推進事業

【社会福祉協議会】

- 小・中・高校生などが、福祉のまちづくりやボランティア活動に関心をもつことができるよう、教育委員会と連携しながら、福祉やボランティアに関連する授業実施の支援を行います。
- 児童・生徒を指導する教職員が、福祉のまちづくりやボランティア活動の意義を理解し、伝えることができるよう、教育委員会と連携し、教職員向けの福祉教育・ボランティア学習研修会を開催します。
- 学校での福祉・ボランティア学習の一環として、地区福祉委員会などの地域活動団体との交流を取り入れ、身近な地域における福祉のまちづくりに接する機会の創出を図ります。

主な事業・取組
〇福祉教育の推進　〇教職員研修会　〇地域と学校との交流

【住民・地域】

- 地域や福祉に関する理解を深めましょう。
- 学校や地域における福祉教育の場・機会に積極的に参加し、学んだことを地域活動等に活かしましょう。

② 住民参加による「学び合い」の機会の充実

住民が集い、交流しながら、学び合うことはひとづくりの第一歩となります。例えば、身近に気になる住民がいる場合、住民同士で検討することも「学び合い」のひとつです。こうした学び合いの場・機会を拡充します。

【市】

- 地域生活課題の解決に向けた住民同士の話し合いや学び合いの場の提供に向けた取組を支援します。
- 市民活動交流センターなどの運営を通して、住民同士が交流する場を確保・整備し、住民の多様な活動を促進します。

主な事業・取組
〇生活支援体制整備事業　〇各課によるフォーラムやワークショップ等の開催　〇市民活動交流センター運営事業　〇保健福祉総合センター管理運営事業

【社会福祉協議会】

- 住民同士の話し合いや学び合いの場として、必要に応じて、地域ごとに住民懇談会を開催します。また、住民懇談会を定期的に開催することで、プラットフォームの機能を持つことができるよう取り組みます。
- 地域生活課題の解決に向けた住民同士の話し合いや学びの場として、生活支援体制整備事業の２層協議体の発展・強化に取り組みます。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。

主な事業・取組
〇いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）の設置　〇住民懇談会の開催
〇生活支援体制整備事業協議体の開催　〇ボランティア講座の開催

【住民・地域】

- 地域における話し合いや学び合いの場に関心をもち、積極的に参加しましょう。

取組２　ボランティア活動及び公益活動・ＮＰＯ活動支援体制の整備

地域や福祉に関心をもっている人をどのように活動参加につなげるかが重要となります。

住民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、より多くの人が活動に参加しやすい環境を整備し、多様な主体による活動を促進します。

① ボランティア活動などへの支援

より多くの人が自分の興味・関心のあるテーマや活動から地域に関わることができるよう支援するとともに、ボランティアセンターや市民活動交流センターの取組を推進し、ボランティア活動や公益活動、ＮＰＯ活動がより活発化するよう支援します。

【市】

- 公益活動やその他市民の多様な活動を促進するとともに、幅広い世代の市民が集い、交流するための施設として、市民活動交流センターの運営を行います。
- 市民活動交流センターが実施する公益活動に関する情報提供や、各種講座の開催などの中間支援業務を通じて、公益活動の活性化を図るとともに、活動に参画する市民の増加に向けて取り組みます。
- 公益活動の促進に向け、市民活動交流センターとボランティアセンターとの交流・連携を進めていきます。

主な事業・取組
〇市民活動交流センター運営事業

【社会福祉協議会】

- ボランティアセンターを身近に感じ、気軽に活動に参加してもらえるよう、広報紙「いけだの社協」にボランティアセンターのコーナーを設けるほか、ホームページやＳＮＳなどの多様な媒体を活用し、情報提供を行います。
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。【再掲】
- 登録ボランティアグループや個人ボランティア同士の連絡会議・交流会を開催し、ボランティア同士の情報交換や交流、つながりづくりを促進します。
- 中間支援組織であるボランティアセンターと市民活動交流センターの交流を促進し、情報共有を行うとともに、高い効果が見込まれる事業・活動については連携して取組を実施します。

● 地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、ＮＰＯ、社協、市などが構成メンバーとなるいけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）を設置し、団体同士の交流や、参加支援のアイデア、個別ケースの課題解決などについて、定期的に検討を行います。【再掲】

主な事業・取組
〇ボランティアセンター広報の充実　〇ボランティア講座の開催　〇ボランティア同士の交流
〇市民活動交流センターとの交流・連携　〇ＮＰＯとの協働（いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮））

【住民・地域】

● ボランティアセンター、市民活動交流センターの活動に関心をもち、理解を深めましょう。
● ボランティアセンター、市民活動交流センターの活動に積極的に参加しましょう。
● 地域活動団体やＮＰＯ等の活動を通じて、いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）に積極的に参加しましょう。

より多くの人が活動し、参加しやすい環境を整えます

市民活動交流センター
外観（左）・キッズルーム（右）

池田市ボランティアセンター

② 活動のための資金調達

公益活動に必要な資金の調達方法や情報を周知するともに、経済的に自立した活動ができるよう支援します。

【市】

- 公益活動助成金の交付等を行い、公益活動の活性化を図るとともに、公益活動を行うものの自立を促進します。

主な事業・取組
○公益活動支援事業

【社会福祉協議会】

- 住民の活動団体に向けて、共同募金の配分事業について周知し、活用を促進するとともに、住民に対しては、共同募金の活用法等について周知し、募金を働きかけます。
- 善意銀行の仕組みを活用し、市内の福祉活動団体やボランティア団体に必要な資金を配分する仕組みを検討するとともに、住民に対しては、善意銀行の仕組みを理解し、寄付に協力してもらえるよう、周知を行います。
- いけだ○○○プラットフォーム（仮）において、活動資金の課題について検討し、多様な主体の資金調達状況の把握と協力体制づくりに取り組みます。

主な事業・取組
○共同募金　○善意銀行

【住民・地域】

- 地域活動に取り組む上で資金が必要な場合、活用できる資金の情報を収集し、活用しましょう。
- 資金調達の情報収集にあたっては、市、社協等に相談しましょう。

取組３　地域福祉活動の担い手づくり

より多くの人が地域や地域福祉活動に関心をもち、活動に参加していくためには、ライフステージのさまざまな場面において、考え、学ぶ機会や場があることが重要となります。

教育機関と連携した福祉学習の機会の提供や、若者や壮年期世代、シニア層など、世代に応じた参加の機会を活用し、生涯にわたって継続的に地域や地域福祉に関わることができるよう取り組みます。

① 子ども・若者の参加促進

教育機関における福祉学習を推進し、子どもや若者の福祉に関する知識や感受性を養い、活動に取り組む意欲をもった人材を育成します。また、次代を担う若者の主体的な活動の場づくりに取り組みます。

【市】

- 学校園における福祉学習の推進のため、学校や関係団体・機関、地域等と連携を深め、指導資料の提供や体験活動の充実に向けて支援を行います。【再掲】
- 市内の中学生を対象に、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症や福祉への理解の促進に取り組みます。
- 大学生による商店街の空き店舗を拠点とした、産官学の連携による商店街の活性化や子ども向けイベントの開催、宿題のサポートなど、地域に貢献するボランティア活動への支援を行います。

主な事業・取組
○認知症サポーター等養成事業　○学生による商店街空き店舗活用事業

【社会福祉協議会】

- 小・中・高校生などが、福祉のまちづくりやボランティア活動に関心をもつことができるよう、教育委員会と連携しながら、福祉やボランティアに関連する授業実施の支援を行います。【再掲】
- 社会福祉関連の資格取得をめざす学生等の現場実習の受け入れを行い、次代を担う社会福祉専門人材の育成を行います。
- 学校での福祉・ボランティア学習の一環として、地区福祉委員会などの地域活動団体との交流を取り入れ、身近な地域における福祉のまちづくりに接する機会の創出を図ります。【再掲】
- 卒業して間がない若者に対しては、教育機関とのつながりを活用し、同窓生などに向けた情報提供を行い、学びや活動の機会につなげます。

● 主に高校生・大学生等を対象に「学生ボランティアプロジェクト」を開催し、参加者の学生が主体的に企画したボランティア活動を実施する場を提供します 。

主な事業・取組
〇福祉教育の推進　〇社会福祉関連資格現場実習の受入れ　〇地域と学校との交流
〇学生ボランティアプロジェクト

【住民・地域】

● 教育機関における福祉教育の場・機会に積極的に参加し、学んだことを地域活動等に活かしましょう。
● 教育機関における福祉教育に協力しましょう。

次代を担う若者の主体的な活動をすすめます

認知症サポーター養成講座のようす

福祉授業
（渋谷高校×秦野地区福祉委員会）

学生による商店街の
空き店舗活用事業のようす

学生ボランティアプロジェクト

② 壮年期世代の参加促進

生活や仕事の中で責任ある立場を担う世代である壮年期の特徴を踏まえ、参加しやすさや取り組みやすさに配慮した地域活動を促進します。

【市】

- 場所や時間に左右されないオンラインを活用したセミナーやワークショップの開催を推進します。
- さまざまな知識や経験をもつ人の地域活動が活発化するよう、社協を支援します。

主な事業・取組
〇各課によるワークショップなどの開催　〇社会福祉協議会補助事業

【社会福祉協議会】

- 地区福祉委員会の活動メニューに若者や多世代対象の活動を増やし、さまざまな世代、立場の人が地域や福祉に関する活動に参加できるよう取り組みます。【再掲】
- 多くの住民がボランティアに関心をもち、積極的に参加できるよう、ボランティアに関する各種講座を実施するとともに、多様な媒体を活用し、ボランティアの楽しさや魅力について情報発信を行います。【再掲】
- 企業と連携し、社員が地域やボランティアへの意識をもち、活動に取り組むことができるよう、講座等を開催します。
- 仕事の知識や経験が地域活動やボランティア活動に活かせるよう、ボランティアセンターの登録・派遣調整に取り組みます。

主な事業・取組
〇地区福祉委員会の活動支援　〇企業のボランティアの育成　〇ボランティアセンター

【住民・地域】

- 関心のあることやもっている知識、経験を地域活動に活かしましょう。
- 壮年期世代に対して、活動への参加や協力を働きかけましょう。

③ シニア層の活動の活性化

高齢者が生きがいをもって生活できるようシニア層の活動の活性化を推進します。

【市】

- 高齢者の生きがいづくりや地域づくりに資する活動を行う、単位老人クラブや池田市友愛クラブ連合会の活動を支援するとともに、多世代交流など、年齢や分野を超えた活動を推進できるよう支援、助言を行います。
- 敬老会館の運営により、高齢者が安心して集うことができる場を提供するとともに、趣味の部会による仲間づくり、生きがいづくりを進めます。
- 公益社団法人池田市シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の知識や経験などを活かし、就労を通じた社会参加や社会貢献、生きがいづくりを促進します。

主な事業・取組
○老人クラブ補助事業　○敬老会館管理運営事業　○シルバー人材センター補助事業

【社会福祉協議会】

- 男性シニア層の活動参加を促進するため、男性同士の学びや交流機会を提供し、地域へのつながりに発展させられるよう、男性料理教室などを開催します。
- シニア層がいつまでも支え手でいられる場として、地区福祉委員会、ボランティアセンター、住民参加型在宅福祉サービスなど、社協に関わる住民の活動が活用できるよう整備します。

主な事業・取組
○地区福祉委員会　○ボランティアセンター　○有償協力員派遣事業（にじの会）
○ファミリーサポートセンター

【住民・地域】

- 関心のあることやもっている知識、経験を地域活動に活かしましょう。【再掲】
- シニア層に対して、活動への参加や協力を働きかけましょう。

シニア層の活動を通じた生きがいづくりや地域づくりをすすめます

友愛クラブ連合会の活動のようす

【目標３　地域福祉を支える人づくりのイメージ】

活動に参加しやすい環境整備

福祉意識の醸成

担い手づくり（世代別）

住民の活動参加を促進する機能

ボランティアセンター

例）ボランティア講座
ボランティアの楽しさ発信
ボランティア同士の交流促進

交流・連携

市民活動交流センター

例）各種講座の開催
情報提供

活動のための資金調達
公益活動助成　・　共同募金　・　善意銀行など

いけだ〇〇〇プラットフォーム（仮）

（多様な主体が参画）

活動する人と人・人と団体・団体と団体をつなぐ
既存の資源同士が連携することによる活動の促進
新たな活動をつくり出す

目標１取組２を参照

学校および地域を拠点とした福祉教育
- 福祉の授業などの支援
- 福祉専門人材の育成
- 地域の活動者と教育機関の交流と連携

住民による学び合いの機会の充実
- 住民懇談会
- テーマ別講習会

子ども・若者

学校・教育機関とのつながりが強い世代

- 小・中・高・大学を通じたアプローチ
- 卒業してもしばらくは教育機関を通じて呼びかけが効果的
- 「学生・若者ボランティア」など世代を意識した活動

シニア層

地域との日常的なつながりが強い世代

- 老人クラブ・自治会等地縁組織を通したアプローチ
- いつまでも支える側でいられる組織・団体の活動
- 健康・生きがいを保つことができる活動
- 今までの知識や経験を活かした活動

壮年期

生活や仕事の中で責任ある立場を担う世代

- 職場を通したアプローチ
- スポーツ・芸術・文化などを入口にした地域活動
- 仕事の知識や経験を活かした活動
- 場所や時間に左右されないオンラインを活用したセミナーやワークショップの開催を推進

一緒に体験することで協働性が生まれる

目標３に対応する成果指標

指標	現状	目標値（R9）
お住いの地域で行われている活動に関心がなく、誘われても参加するつもりがないと答える人の割合	26.3%	減少
現在の福祉との関わりにおいて、福祉に関する団体や NPO、ボランティア等の活動をしている人の割合	2.7%	増加
市民活動交流センターとボランティアセンターの連携事業	―	実施

目標３の各取組に対応する活動指標

指標	現状	目標値（R9）
公益活動支援事業による助成金交付数	21	増加
ボランティアセンター登録団体数	35	増加
学生ボランティアプロジェクト	令和４年度に開催	継続
老人クラブ数（会員数）	33 クラブ （1,868 人）	40 クラブ （2,000 人）

第5章 計画の推進に向けて

1．計画の推進体制

本計画の推進にあたって市と社協は、地域福祉の推進に不可欠である住民、地域活動団体、ボランティア、事業所など、地域にかかわるさまざまな主体と連携・協力し、多様な主体が一丸となって地域福祉の推進に取り組むことができるよう努めます。

また、地域福祉の推進、とりわけ包括的な支援体制の整備は、福祉分野だけではなく、さまざまな分野との連携・協力が必要となることから、市及び社協内においては分野を横断した連携体制で計画を推進します。

これに伴い、市の関係各課で構成された素案検討委員会を地域福祉推進委員会（仮称）として開催していきます。また、住民や関係機関・団体の代表などから構成された組織である市の総合福祉施策推進審議会、社協の評議員会により、それぞれにおいて定期的な計画の進捗状況の確認と評価を行い、効果的な施策・事業の推進に取り組みます。

2．計画の進行管理・評価

本計画の取組を効果的かつ着実に推進していくためには、社会情勢の変化やニーズの変化に対応した見直しを行う必要があります。

そのため、PDCA サイクルに基づいて、本計画で定めた指標の達成に資する各取組の進捗管理やその効果を検証し、施策の充実・見直しについて協議を進め、計画の円滑な推進に努めます。

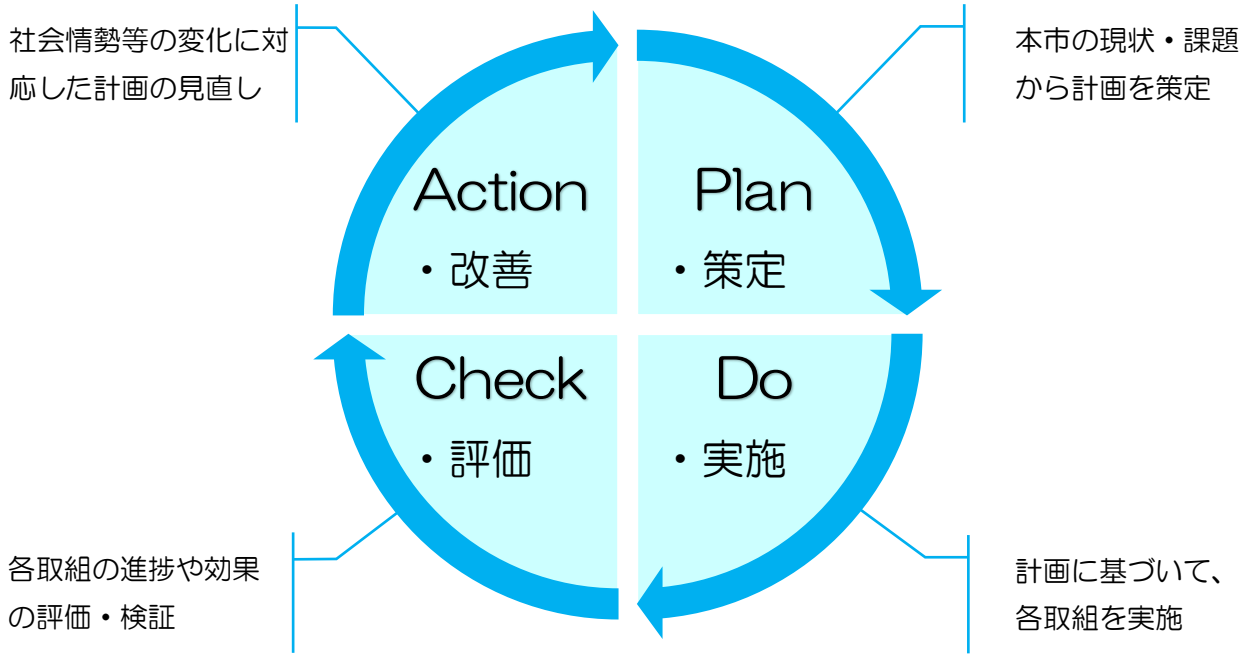

1．計画策定関係法令

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべ事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第三条　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

２　成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

３　成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第三条　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

２　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

３　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

４　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例（抜粋）

近年わが国は、少子・高齢化の進展や人口の減少というかつて世界のどの国も経験したことがない難題に直面しています。

本市においても、少子・高齢化、障がいの重度化・重複化への対応などの多くの課題を乗り越えて「福祉のまち池田」を実現するため、平成１０年に池田市総合福祉条例（平成１０年池田市条例第６号）を、平成２４年に池田市障がい者基本条例（平成２４年池田市条例第１号）を制定し、高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が未来に希望をもって暮らすことのできるまちづくりをめざし、その成果を収めてきました。

しかしながら、家庭や地域におけるつながりの希薄化、高齢者や障がい者への差別や虐待の増加、貧困と格差の拡大など社会情勢がめまぐるしく変化している現状にあって、介護予防施策の充実、生活困窮者への自立支援、障がい者に係るいわゆる親なき後対策など様々な行政課題や市民ニーズに対応する

ためには、従来の取組に加えて、地域福祉をより総合的に推進していくことが必要不可欠です。

よって、池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成１７年池田市条例第２１号）に規定する命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、まちづくりに取り組むという宣言に基づき、ここに福祉のまちづくりの基本理念を確立し、市と全ての市民と事業者が、ともに地域福祉の主体であることを自覚し、力を合わせてお互いに支え合い、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

２．計画策定の経過と体制

（１）策定の経過

年	月日	内容
令和 ３年	６月29日	第１回素案検討委員会 ○策定方針、スケジュール及び体制について ○アンケート調査の項目と内容について
	７月７日～30日	市民アンケート調査
	８月25日	ワーキンググループ　全体会 ○ワーキンググループの主旨説明 ○地域福祉計画およびワーキンググループについて武庫川女子大学松端克文教授より講演
	９月８日～ 10月29日	福祉従事者向けアンケート調査
	10月５日	第２回素案検討委員会 ○第３期地域福祉計画の評価報告、内容確認依頼 ○市民アンケート調査結果・分析報告
	10月19日	第１回策定委員会 ○計画策定（事業実施概要）について ○第３期地域福祉計画の評価報告 ○市民アンケート調査結果・分析報告
	10月26日	ワーキンググループ（参加支援　第１回） ○参加支援とは ○市内ですでに実施されている参加支援の取組 ○参加支援への取組の可能性
	11月８日	ワーキンググループ（相談支援　第１回） ○事前アンケートをもとにした相談支援の課題整理
	11月９日	ワーキンググループ（地域づくりに向けた支援　第１回） ○すでに実践されている地域づくりに向けた支援
	11月15日	ワーキンググループ（参加支援　第２回） ○参加支援をすすめる方向性と条件整備
	12月８日	ワーキンググループ（地域づくりに向けた支援　第２回） ○地域づくりに向けた支援をすすめる方向性と条件整備

年	月日	内容
令和 ３年	12月10日	ワーキンググループ（相談支援　第２回） 〇断らない相談支援、つながり続ける相談支援をすすめるための方向性、条件
	12月13日	ワーキンググループ（参加支援　第３回） 〇これまでのワーキンググループの振り返りと検討課題に対応したまとめ
	12月17日	ワーキンググループ（地域づくりに向けた支援　第３回） 〇これまでのワーキンググループの振り返りと残った課題の検討
	12月22日	ワーキンググループ（相談支援　第３回） 〇これまでのワーキンググループの振り返りと検討課題に対応したまとめ
令和 ４年	１月14日	第１回実務担当者会議 〇会議の概要、地域福祉計画策定に係る各種会議・調査であがった課題の共有 〇重層的支援体制整備事業について 〇事前アンケートを活用した庁内連携についての認識共有
	２月８日	池田地区保護司会、池田市更生保護女性会へのヒアリング（地方再犯防止推進計画） 〇活動を行ううえで困っていること、課題だと感じていること 〇対象者が自立する際に、団体の立場から必要と感じる支援 〇行政や他団体と、今後どのような連携が必要か
	２月15日	第３回素案検討委員会 〇ワーキンググループ結果報告について 〇福祉従事者向けアンケート結果報告について 〇実務担当者会議の進捗報告について 〇骨子（案）について
	２月24日	障がい分野の相談支援機関、手をつなぐ親の会へのヒアリング（成年後見制度利用促進基本計画） 〇成年後見制度に関する相談対応において、困っていることや課題だと感じていること 〇成年後見制度を利用しやすくするためには、どんなことが必要か 〇成年後見制度の利用促進に向けて、今後どのような取組を推進していきたいか
	３月４日	第２回策定委員会 〇ワーキンググループ結果報告について 〇福祉従事者向けアンケート結果報告について 〇骨子（案）について
	３月15日	第２回実務担当者会議 〇地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に係るワーキンググループ参加者報告 〇支援が抜け落ちている年齢・分野や業務の課題、連携している事例、包括的支援体制の整備にあたっての課題についてグループワーク

年	月日	内容
令和 ４年	３月15日	地域包括支援センターへのヒアリング（成年後見制度利用促進基本計画） ○成年後見制度に関する相談対応において、困っていることや課題だと感じていること ○成年後見制度を利用しやすくするためには、どんなことが必要か ○成年後見制度の利用促進に向けて、今後どのような取組を推進していきたいか
	４月19日	第３回実務担当者会議 ○有効的と考えられる包括的な相談支援体制の整備パターンについてグループワーク①
	５月18日	第４回実務担当者会議 ○河内長野市による重層的支援体制整備事業についての現状等の講演 ○市社協コミュニティソーシャルワーカーによる事例紹介
	５月29日～ 10月30日	地区別住民懇談会（各地区２回開催）
	６月20日	第５回実務担当者会議 ○有効的と考えられる包括的な相談支援体制の整備パターンについてグループワーク②
	６月23日	第４回素案検討委員会 ○地域福祉に係る現状のデータについて ○庁内関係課調査について ○実務担当者会議の進捗報告について ○住民懇談会の進捗報告について
	８月19日	第６回実務担当者会議 ○重層的支援体制整備事業について
	９月１日	第５回素案検討委員会 ○計画素案について
	９月22日	第７回実務担当者会議 ○事例シートを活用したグループワーク
	10月６日	第６回素案検討委員会 ○地区活動計画の策定について ○計画素案について
	10月19日	第３回策定委員会 ○地区活動計画の策定について ○計画素案について
	12月2日～23日	パブリックコメント
令和 ５年	１月23日	第４回策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○計画（案）について
	３月	第４期池田市地域福祉計画・第５次池田市地域福祉活動推進計画　策定

参考資料

（２）策定の体制

○池田市地域福祉計画策定委員会規則

平成２５年３月２９日規則第１３号

（趣旨）

第１条　この規則は、池田市附属機関条例（平成２５年池田市条例第１号）第３条の規定に基づき、池田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じて池田市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織等）

第３条　委員会は、委員２０名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴ 地域福祉に関し識見を有する者

⑵ 市民

⑶ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

⑷ 社会福祉事業を営む者

⑸ 社会福祉に関する活動を行う者

⑹ 関係行政機関の職員

３　前項第２号に掲げる者は、２名以内とし、公募により選考するものとする。ただし、当該手続の結果、委嘱すべき市民の決定がなされなかったときは、この限りでない。

４　前項に定めるもののほか、公募による選考に関し必要な事項は、別に定める。

５　委員の任期は、第２項の規定による委嘱又は任命の日から計画の策定又は見直しの日までとする。

６　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会の会議は公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福祉部高齢者政策推進室高齢・福祉総務課において処理する。

（一部改正〔平成３０年規則１６号〕）

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（最初の会議の招集）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱され、又は任命された委員により組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

附　則（平成３０年３月３０日規則第１６号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会
第５次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱

（目　的）
第１条　　社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域住民や行政、福祉関係者等とともに、地域福祉活動を充実・発展させるための計画である第５次池田市地域福祉活動推進計画の策定を目的に、第５次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　　委員会は、地域福祉推進の基盤をつくる地域福祉計画とそれを実行するための活動・行動計画である地域福祉活動推進計画に必要な調査・研究・審議を行い、地域福祉活動を充実・発展させるための視点にたった一体的計画を策定するものとする。
（委員会の構成）
第３条　　この委員会委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。
（１）地区福祉委員長会
（２）民生委員児童委員協議会
（３）当事者組織
（４）ボランティア・ＮＰＯ団体
（５）地域活動団体
（６）福祉事業者
（７）行政関係者
（８）公募市民
（委員長及び副委員長）
第４条　　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
（任　期）
第５条　　委員の任期は，第５次池田市地域福祉活動推進計画が策定されるまでとする。
２　補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。
（会　議）
第６条　　委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（意見の聴取）
第７条　　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見または説明を聴取することができる。
（作業部会の設置）
第８条　　委員会が必要とするときには、作業部会を設置することができる。

（事務局）

第９条　　委員会の事務局は、池田市社協に置く。また、池田市福祉部高齢・福祉総務課と合同して事務を担うものとする。

（その他）

第１０条　この要綱で定めるもののほか必要な事項は、委員会会長が委員会に諮り別に定める。

附　則　　この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

池田市地域福祉計画策定委員・池田市地域福祉活動推進計画策定委員

（任期　令和３年１０月１日～令和５年３月３１日）（敬称略）

	選任区分	役　職　等	氏　名	備　考
1	学識経験者	武庫川女子大学教授	松端　克文	会長
2	市民	公募	永田　隆志	
3	〃	公募	永山　政夫	
4	事業者	池田市社会福祉協議会会長	和佐　義顯	
5	〃	産経新聞厚生文化事業団　施設・相談事業統括兼大里荘管理者・池田グループ長	永棟　真子	
6	〃	特別養護老人ホームポプラ施設長	重田　英起	～R4.8.31
			藤本　法美	R4.9.1～
7	〃	池田市私立幼稚園連盟代表　幼保連携型認定こども園　亀之森幼稚園・かめのもり乳児園　園長	名村　啓史	
8	活動を行う者	池田市民生委員児童委員協議会会長	西田　明紀	副会長
9	〃	池田市石橋地区福祉委員会委員長	村田　美代子	
10	〃	池田市友愛クラブ連合会会長	松山　洋三	
11	〃	特定非営利活動法人 池田市公益活動促進協議会理事長	三木　秀夫	～R4.12.31
			藤田　祥子	R5.1.1～
12	〃	池田市障害者団体連合会会長	藤井　貴悦	～R4.8.31
		池田市障害者団体連合会副会長	糸賀　怜子	R4.9.1～
13	〃	池田市自主防災組織連絡協議会会長	宮本　純二	～R4.8.31
			松山　洋三	R4.9.1～
14	〃	石橋地域コミュニティ推進協議会会長	松井　好一朗	
15	行政	大阪府池田保健所地域保健課長	熊本　浩恵	～R4.8.31
			島田　真吾	R4.9.1～
16	〃	大阪府池田子ども家庭センター所長	河合　孝英	～R4.8.31
			藤岡　香	R4.9.1～
17	〃	池田市福祉部長	綿谷　憲司	

3．前計画の評価まとめ

第３期地域福祉計画の評価

第３期計画で掲げた４つの目標に関連する各施策の取組について、以下のとおり評価を行いました。
※評価は令和３年２月時点のものです。

目標１　ふれあい・支えあい・学びあいのまちづくり

取組１　福祉に関する意識づくり

行政、住民、サービス事業者がともに福祉に関心を持ち、支えあい助けあいの意識を醸成します。

取組・成果	● 保健福祉総合センターは、平成 29 年度から指定管理者制度を導入し、自主事業としてシニア向けスマートフォン体験講座や健康講座など住民向けに幅広い教養講座を開催するほか、地域福祉の拠点としての機能を果たしてきた。 ● 地域コミュニティ推進協議会については、地域分権活動発表会や地域コミュニティリーダー養成講座を開催した。また、平成 30 年度よりアクティブシニア応援事業を実施したことで、高齢者の主体的な活動が新たに企画・実施された。
現状・課題	● 保健福祉総合センターは、新型コロナウイルス感染症対策により開館時間の短縮や利用制限を実施したことで、利用人数や利用回数が大幅に減少した。また、コロナ禍を踏まえた各種企画の継続や利用促進が課題。 ● 活動団体の固定化や担い手不足は、これまでも課題であったが、高齢化などの影響もあり、昨今のコロナ禍においてはさらにその傾向が強まっている。また、活動している団体や個人を把握することが難しい。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 保健福祉総合センターは、指定管理者と連携し、地域福祉活動の拠点として各種企画の実施を推進するとともに、利用者アンケートなどにより住民の意見を取り入れ、効率的な運営に努める。 ● 補助金等の柔軟な活用により、各団体の主体的な福祉活動を支援するとともに、アクティブシニアに向けた情報提供などを引き続き行い、担い手の発掘に努める。また、住民同士の日常的な支え合いにつながる新たな施策について検討を行う。

取組２　地域におけるふれあい・支えあいの推進

みんながともに慣れ親しんだまちで暮らし続けるために、地域における多様なふれあいを深め、顔の見える関係づくりを進めていきます。また、日頃からの顔の見える関係づくりを通じて、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決にともに取り組むような支えあいのまちづくりを進めていきます。

取組・成果	● 民生委員児童委員協議会による、75 歳以上の高齢者宅等への訪問による安否確認や、地区福祉委員会による要援護者への見守り・声掛けなどの個別援助活動を実施した。特に、地区福祉委員会の個別援助活動の対象者は約２倍に増加した。また、各地区で民生委員・児童委員と地区福祉委員が協力し、サロン活動などを行った。

	● コミュニティセンター、共同利用施設、石橋会館などの適切な管理運営により、住民交流の場の確保を行った。また、高齢者の外出するきっかけづくり・友達づくりの場になるふれあいサロンやおとな食堂、多世代交流の場となるおしゃべりサロン、子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる、こども食堂の設置・運営を支援するなど、多世代の居場所づくりの促進・充実を図った。 ● 障がい者が相談できる相談支援事業所の充実や、障がい者団体などへの情報提供、終末期医療に関する住民ワークショップや認知症高齢者と家族が参加できる認知症カフェの開催、乳幼児とその保護者が相互に交流できるつどいの広場を開設するなど、当事者同士が出会う場や情報提供などの支援を行った。
現状・課題	● 地域のサロンや居場所づくり、個別の見守り・声かけ体制は順調に整備されているが、今後、活動者の高齢化などによる担い手不足が懸念されており、担い手の育成が必要である。 ● 共同利用施設は、管理人の担い手不足や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休館を余儀なくされ、各サロンの開催に支障をきたしている。また、全ての施設が老朽化のため維持管理にコスト増が見込まれることや、サロンの場所や開催日が固定化されていることから、開催について検討が必要である。また、こども食堂についても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が困難な食堂がある。 ● 障がい分野については、当事者同士の出会う場づくりは障がい者団体を中心に行っているが、障がいの内容に関係なく相談できる相談支援事業所が少なく、一層の充実が望まれる。介護分野については、認知症高齢者が対象のワークショップやカフェは参加者が限られているため、医療・介護に関する普及啓発と並行して進めていく必要がある。子育て分野については、対象者のニーズに基づいた講習会やイベントなどを実施し、子育ての不安感などの緩和に努めるとともに、地域の子育て支援のネットワークや情報誌・ホームページなどで子育て支援の取組の周知を図っている。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 既存の活動を継続しつつ、地域における支え合い活動の具体例や先進事例・成功事例を周知し、担い手の意欲向上や新たな担い手を発掘する。また、コロナ禍を踏まえた地域福祉活動を推進する。 ● 共同利用施設は、管理人制度や再編計画による施設数の見直しを図るとともに、既存の居場所の開設・運営を支援する。また、共同利用施設以外のサロンの開設場所についても検討し、より地域住民に根差した居場所づくりに努めていく。コロナ禍における新しい生活様式を踏まえた居場所づくりが前提となるため、新型コロナウイルス感染症対策に資する取組に対する補助金の加算など、時流に合わせた対応を検討し、居場所づくりを促進・充実させる。 ● 今後も、各分野において当事者同士が出会う場や自由に利用できる交流の場の設置、情報提供などの支援を継続する。また、利便性の向上による利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置、事業のあり方を検討しつつ、拠点や相談支援事業所を充実させる。

取組３　NPO・ボランティア活動の推進

公益活動促進協議会や社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携しながら福祉分野を始め、市内で行われている多様な NPO・ボランティア活動に関する周知・広報を進めるとともに、活動参加へのきっかけづくりや気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組み、幅広い住民のボランティア活動への参加を促進していきます。

取組・成果	● 公益活動促進協議会が公益活動団体等と連携しながら、公益活動を実施する上で参考となる講座を開催した。 ● 新たなボランティアの発掘や、地域における多様な活動主体のネットワーク化に向けた取組を行った。また、地区福祉委員会やボランティアセンター登録ボランティアの活動を支援し、リーダー層の育成にも努めた。
現状・課題	● 市民向けの講座がほとんどであるため、NPO 法人等に向けた専門的な講座を開催するなど、幅広い主体への講座の開催が必要である。 ● 多様な活動主体による連携やネットワーク化の目標設定が曖昧だったため、思うような成果が出ておらず継続した取組には発展しなかった。また、地域の活動者のすそ野が広がっておらず、地域における福祉コーディネーターやリーダーの人材が不足している。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 今後も講座を開催し、公益活動に係る人材の育成や啓発に努めるとともに、専門的な知識の情報共有に努める。 ● 多様な活動主体による連携やネットワーク化の具体的目的や役割を明確化する。また、活動者のすそ野を広げその中から福祉コーディネーターやリーダーに適した人材を発掘育成する。

取組４　人材育成とネットワークづくり

地域福祉活動の推進にあたっては、地域で活動する団体間の「横のつながり」を強め、連携・協力を図っていきます。また、福祉、教育、環境など、様々な分野にわたる生活課題を解決するために、行政各分野の意思疎通を密にし、十分に連携を図った上で、計画・事業の推進に努めていきます。

取組・成果	● 平成 30 年４月より、国のモデル事業の地域力強化推進事業を実施。そのうち、まちごと・丸ごとプロジェクトにおいて、３つの小学校区域で地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備するため、地域の各団体や専門職が集うワークショップや福祉ネットワーク会議を開催し、課題解決に向けて話し合った。福祉分野に限らず地域の様々な団体が集う場を設け、地域の実情を把握することで福祉についての考えを共有することができた。 ● 平成 29 年 10 月より実施した多機関の協働による包括的支援体制構築事業において、年に１～２回のペースで庁内外の福祉関係機関を対象に外部講師による研修を開催し、地域福祉に関する知識や課題の理解を深めることができた。また、庁内研修を実施し、各課の事例紹介を行うことで各課の業務や課題への理解が深まり、連携の強化を図ることができた。

	● 市内 16 法人が加入する「池田市社会福祉施設連絡会」を運営し、相互交流や地域活動団体との交流を通して、地域において社会福祉法人・施設に求められる役割について検討を行った。災害時への福祉避難所へのニーズが大きいことから、各加入法人・施設と行政との間の福祉避難所協定の締結に取り組んだ。
現状・課題	● 各団体における地域福祉の活動や、団体を超えた顔の見える関係づくりは推進されている。各団体を掛け持ちしている担い手は多いが、それぞれの団体の立場によって連携が深められていないことが課題。一部の地域においては連携が促進されているが、団体間の連携については校区ごとに違いが出ており、連携を深めるためには継続的な取組が必要。 ● 複合化した様々な福祉課題の解決にあたり、専門職員の確保・育成は急務である。既存の体制では対応に苦慮するケースもみられるため、組織体制の見直しが重要課題。また、ひきこもり支援連絡会の実施により、教育との連携を深めることができたが、担当レベルだけではなく組織レベルでの連携を深めることが必要である。 ● 池田市社会福祉施設連絡会において、日常的継続的に行う公益的な活動について、検討のうえ具体化していく必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 各団体が実施している地域福祉活動を引き続き支援しながら、団体どうしのつながりの場や各団体や行政をつなぐ中間支援のような機能を有する組織の育成・強化が必要。また、連携やネットワーク化のメリットを各団体に提示し、各団体の連携を深められるような取組を推進する。 ● 活用できる補助金の洗い出しや、それに伴う提案を行い、専門人材の育成・確保に努める。また、課題の１つであるひきこもり支援体制の構築に向けて、福祉と教育の組織横断的な連携をさらに深めていく。 ● 池田市社会福祉施設連絡会において、住民ニーズを踏まえ新たな公益的活動について、検討を重ね取り組んでいく。

参考資料

目標２　住み慣れたところで支援が受けられる体制づくり

取組１　情報の共有と提供体制の充実

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めていきます。

取組・成果	● 各種団体の福祉にかかわる活動については、市の広報誌への掲載や関係各所へのチラシの配架、各団体に対しても地域住民への周知を行うよう呼び掛けるなど、継続的な周知に取り組んできた。また、紙面だけではなく、ホームページや各種 SNS の各媒体も活用して情報を発信してきた。 ● 平成２９年１０月より、国のモデル事業の多機関協働事業を実施。そのうち、地域福祉推進会議や相談支援包括化推進会議を通して、地域や相談支援機関からあがってきた課題を共有したり、単独の相談機関では十分に対応できない制度の狭間の対象者に対して包括的な支援を実施するため、相談支援機関の横断的な連携体制を構築したりしている。業務内容の相互理解が深まり、支援のつなぎ先を見つけやすくなり、顔の見える関係性が形成されつつある。

現状・課題	● 住民にとって身近な福祉活動について、広報誌やチラシの配架による広報活動はできているが、IT 化が進み様々な媒体を活用する中で、媒体の使い分けや情報発信の方法を改めて明確にしなければいけない。既存の団体や活動だけでなく、新しい活動を呼び起こす方法や体制の構築についても課題である。 ● 顔の見える関係性は形成されつつあるが、連携体制の構築や仕組みづくりには市の方針の決定やそれに伴う庁内調整が必要である。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 情報発信の方法に幅を持たせるなどの工夫をし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会・生活様式が大きく変化しても、住民全員に情報が行き届くように努める。 ● 福祉活動や事業の円滑な推進には、地域性や各地域の課題を洗い出す必要がある。第４期計画策定における住民懇談会やワークショップ等でそれらを共有し、各関係機関に必要なことを明確にすることで、支援のネットワークをより緊密にする。

取組２　相談支援体制の充実

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域の諸団体との連携のもとに、市内の各地域における身近な相談支援体制づくりを進めていきます。

取組・成果	● 地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、自立相談支援機関における相談・援助活動を実施し、相談内容によっては適切な機関と連携し、解決に取り組んだ。また、令和元年度より自立相談支援機関の相談員を１名増員し、相談員がアウトリーチできるよう相談支援体制の充実を図った。 ● 平成 29 年 10 月より、国のモデル事業のうち多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施。地域福祉推進会議（年２回）や相談支援包括化推進会議（年４回）を開催し、課題の共有や事例検討を通じて業務内容の相互理解が深まり、支援のつなぎ先を見つけやすくなった。 ● 地域の課題を包括的に受け止める場として、平成 30 年度より、コミュニティソーシャルワーカーが相談対応を行う福祉よろず相談窓口を開設し、相談内容に応じて専門の相談支援機関へつなぎ、伴走型の支援を行った。
現状・課題	● 子育て支援においては、常駐する職員による電話や面談などの対応のほか、週１回の個別の相談時間を設けるなどの取組ができている。障がい者や生活困窮、複合化した課題においては、慢性的な人手不足や相談支援事業所数の少なさ、コロナ禍による相談者の増加などのさまざまな要因により、きめ細やかな対応が難しくなっている。 ● 担当者レベルでの連携はおおむねできているが、組織的に連携を深める必要がある。また、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の支援体制では対応に苦慮するケースもみられる。 ● LINE やメールなどによるコロナ禍に対応した相談支援体制は構築できたが、より多くの人にコミュニティソーシャルワーカーの存在を認知してもらうことが課題である。また、これまで潜在的であったひきこもりの相談対応などの課題についても、支援の仕組みや体制について検討・構築していく必要がある。

今後の方向性・取り組むべき事業	● 今後も、相談支援事業所の充実や関係機関との情報共有、連携を推進する。また、相談に来ることが困難な人にアウトリーチを行えるよう、経験のある相談員の採用や育成に努める。 ● 庁内の協働・連携体制の強化を図るとともに、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制の整備や担当職員の意識の醸成に努める。 ● ひきこもりや 8050 問題など、ますます複雑化する福祉課題に対応するため、様々な交付金を活用しながらコミュニティソーシャルワーカー設置事業を継続する。また、既存の支援体制やそれぞれの役割を適宜見直し、包括的支援体制の整備を推進する。

取組３　サービス利用の仕組みづくり

利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者自身によるサービスの質の向上への取り組みや、サービス利用に関する利用者の苦情相談を受け付ける仕組みづくり、関係機関による相互の連携を強めていきます。

取組・成果	● 地域での課題を集約し、その課題の解決のため、サービスの開発やマッチングを生活支援コーディネーターを中心に行ってきた。男性の参加しやすい「男の介護教室」や買い物困難地域への「市内スーパーマーケットによる移動販売」などを実施した。 ● 障がい福祉サービスが適切に提供できるよう認定調査や計画の作成に努めた。介護保険サービスについての相談窓口として、広域福祉課及び介護保険課、地域支援課において受け付け、必要に応じて事業者へ指導・助言等を行い、サービスの質の向上を図った。また、介護サービス相談員を各施設等に派遣し、直接利用者の相談事を聞くなどの体制をとった。
現状・課題	● より広く地域の課題を集約できるよう体系的に取り組むことが必要。 ● 障がい分野については、相談支援事業所のサービス提供に係る計画の作成が滞る状況がある。介護分野については、介護サービス相談員の人員が不足している。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 生活支援コーディネーターに係る体制を毎年度の進捗管理を通じて、見直しを行っていく。 ● 障がい分野では相談支援サービス提供事業所の充実に努める。介護分野については、介護サービスの質の向上を図るため、介護保険の保険者として、事業者への指導・助言やサービスの適正化、相談体制の充実を図る。

取組４　権利の尊重と擁護

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知、各種後見人による支援に向けた取組の推進など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

取組・成果	● 権利擁護と生活支援の推進において、地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象者の掘り起こしを行っている。また、制度や事業についての相談対応や支援機関への連携を行った。

	● 地域力強化推進事業や多機関協働事業において、池田市個人情報保護条例に基づき契約書や仕様書に個人情報の取扱い等に関する遵守事項を定め、委託実施した。必要な場合は、相談者の自立支援について市と協議を行い、適切な支援を実施した。
現状・課題	● 新型コロナウイルス感染拡大により、制度や事業について多人数が一堂に会するような説明会の開催がなかなかできていない。コロナ禍を踏まえ、周知活動の方法を見直す必要がある。また、相談支援事業での成年後見制度相談の充実を図る必要がある。 ● 個人情報保護に留意しながら、適切に事業実施できている。今後、重層的支援体制整備事業の構築について検討するうえで、各関係機関と対象者の個人情報についての取扱規定を定める必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 制度や事業の対象となる可能性がある人を積極的に掘り起こす仕組みづくりに努める。また、周知方法の見直しを図るなど、より多くの人に支援が行き渡るよう相談支援の中でも一層の充実を図る。 ● 重層的支援体制整備事業の構築について検討する際、重層的支援会議等における個人情報の取扱規定についても合わせて検討する。

目標３　健康で、安心できる予防重視のまちづくり

取組１　分野別施策の推進

障がいの有無や年齢などにかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など分野別施策の計画的な推進に努めます。

取組・成果	● 高齢者が、子ども・若者や障がいのある人など多様な人々とともに生活を送り、必要に応じて生活支援や相談支援を受けられるよう、敬老の里の再編について検討を進めた。 ● 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として広く認知されるよう、市のホームページや広報誌を活用し普及啓発を行った。障がい分野では、生まれ育った地域で安心して過ごせるよう、地域生活支援拠点の整備を行った。 ● 自立相談支援の実施状況は、平成 29 年度から右肩上がりである。特に、令和２年度はコロナ禍による経済状況の悪化で相談件数が急増。また、自立相談支援事業の実施に伴い、生活困窮者の相談窓口の開設や就労準備支援事業を実施した。令和元年度からは、家計改善支援事業を実施し、相談支援員を１名増やし、２名体制で複雑な困窮状況を支援する体制を構築している。
現状・課題	● 敬老の里の再編については、方針の再検討を行っている。 ● 高齢分野では、地域包括支援センターの認知度が現役世代に浸透していないことが課題。障がい分野では、安心して暮らせる地域の体制づくりにコーディネーターを配置し、支援施設を中心に整備を進める必要がある。

	● ひきこもりや精神障がい、発達障がい、老老介護、ブラック企業問題などの様々な問題が複合的に絡み合って、生活困窮に陥っていることが多い。生活困窮者を包括的・継続的に支援する必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 敬老の里の再編においては、再検討した方針に基づき遅滞なく進めていく。 ● 高齢分野については、新たな情報伝達方法や啓発活動について検討・実践し、あらゆる世代の地域包括支援センターの認知度の向上を図っていく。障がい分野については、親なき後対策でもある拠点整備の充実を進める。 ● 複合的な課題を抱えている生活困窮者が多く、継続して包括的に適切な支援を実施するには、専門的な相談支援員の育成と相談窓口など実施体制の構築が必要となる。自立相談事業、就労準備事業、家計改善事業の三位一体の総合的支援が必要であり、支援体制の充実に努める。

取組２　人権尊重のまちづくり

すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見、虐待、暴力などのない豊かな社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進するとともに、相談体制の充実、虐待・暴力の防止や早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携強化人権擁護・救済方法の充実に努めます。

取組・成果	● 池田市人権擁護推進協議会、池田地区人権擁護委員会、池田地区企業人権啓発推進員協議会との連携で、諸課題に対する啓発活動を推進した。また、相談事業の充実・強化をはじめ、支援情報を提供しながら多様な問題の解決を図った。 ● 関係団体との連携は構築できている。社会を明るくする運動等の事業で、小・中学生に更生保護制度に関するポスターや標語、作文を作成してもらうことで、制度への理解を深める取り組みができた。
現状・課題	● 各団体による研修、講座の開催及び人権教室、人権の花活動や街頭啓発活動に取り組む中で、新たな課題にも対応しながら、さらなる連携と強化が求められている。また、関係機関とのネットワークを充実し、住民の抱える問題解決に向け、相談員のスキルアップを図る必要がある。 ● 新型コロナウイルスの影響により、社会を明るくする運動等の事業が中止になるなど、事業計画通りに保護司活動を行うことができなかった。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 今後も現在の施策を継続し、内容の充実と体制の強化を図る。 ● 引き続き、関係団体との連携を維持しながら、補助金交付や啓発活動等を通じて、更生保護制度の浸透に努める。

目標４　未来に広げる魅力ある地域づくり

取組１　地域資源を生かした魅力あるまちづくり

豊かな自然環境や歴史・伝統文化など、地域における様々な資源を有効に活用し、幅広い市民の多様なふれあいを促進していきます。

取組・成果	● 平成３０年度のアクティブシニア応援事業開始により、補助金を活用して様々な団体が地域での食堂事業等を実施した。高齢者が住み慣れた地域で気軽に参加できる行事が増加し、生きがい活動の促進や地域活性化につながった。

	● 地域子育て支援拠点や地域子育て支援推進会議については、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶため、小・中学生や高校生と地域の乳幼児がふれあい・交流できる取組を行った。 ● 各学校では、地域の高齢者から昔の遊びについて教わる取り組みや地域の方や商店に聞き取り、校区について考える学習を行った。また、幼稚園では地域の方と一緒に遊んだり、日本の伝統文化にふれたりする取り組みを行った。
現状・課題	● 令和２年度をもってアクティブシニア応援事業が終了したため、高齢者が住み慣れた地域で気軽に参加できる行事や機会の創出、代替事業について検討することが必要である。 ● 次代の親となる中学生や高校生が、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができている。また、学校施設を地域のふれあい・交流の拠点として有効活用することができている。 ● 保護者や地域の方が学校園における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくり、及び、地域と学校が連携・協働する体制づくりを促進する必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● アクティブシニア応援事業の代替案や、地域で活動する団体・個人に対する支援を検討することにより、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと過ごすことができる仕組みを構築する。 ● 地域の小・中学校と高等学校や子育て支援関連団体と連携して、継続的に取組が実施できるよう図る。 ● 地域の方をはじめとする様々な人と出会い、学ぶことを通して豊かな心を育み、共によりよい社会の構築をめざす教育実践について情報を収集するとともに、学校園の取り組みの支援を行っていく。

取組２　福祉の視点に基づくまちづくりの推進

住宅や公共施設などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備を一層推進していきます。また、安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などについて関係機関に働きかけていきます。

取組・成果	● 高齢者が居宅において安心して生活できるよう、介護保険制度における住宅改修の利用について住民向け冊子などを活用し、周知を行った。また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の住宅環境について情報発信を行った。 ● 歩道や道路の危険箇所について、警察などと連携を図りながら、歩道の段差解消や勾配の改善などのバリアフリー化をはじめ、危険箇所について交通安全対策を実施しており、市民の安全性が向上した。 ● 交通安全教室等による交通ルールの遵守の徹底や子どもや高齢者を中心とした歩行者の安全確保に関する広報、啓発活動を進めた。
現状・課題	● 住宅改修の利用者に対して、利用時点での生活環境を分析し、より自立支援に資する取り組みとする必要がある。

	● 既成の道路空間の中で、沿道の地形や地権者との協議によりバリアフリー化や交通安全対策が困難な場所もあり苦慮している。一方、用地買収を伴う道路事業は、工事規模も大きいため、着手から完了まで期間を要し、事業費も多額であるため慎重に判断をしていく必要がある。 ● 交通施設のバリアフリー化については、交通事業者等と連携を図りながら、継続的に進めている状況。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 住宅改修の適正化を図るとともに、サービス利用に至った利用者の生活状況に対し、リハビリテーションの専門職等が助言できる体制を推進していく。 ● 引続き、警察や関係者等と連携を図りながら、計画的に道路空間のバリアフリー化や交通安全対策を進めていく。 ● 移動等円滑化に向けた具体的な整備事業について位置付けた「バリアフリー基本構想」の策定に向けた取組を進め、計画的にバリアフリー化事業を進めていく。

取組３　暮らしの安全対策の推進

地域防災計画の推進などを通じて、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めていきます。また、地域ぐるみで「みんなのまちをみんなで守る」という意識を共有し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。

取組・成果	● 社会福祉協議会においては、毎年定期的に災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、円滑な災害対応ができるように努めている。また、市内１４の社会福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結した。 ● 危機管理課において、平成２７年より避難行動要支援者名簿を作成し、毎年２月頃に名簿を更新した。石橋地区のまちごと・丸ごとプロジェクトの一環で、名簿の提供について協定を締結している地域のうち、石橋小学校区災害時避難支援協議会の活動報告を行い、地域ぐるみの災害対策の重要性について、住民に呼びかけることができた。
現状・課題	● 社会福祉協議会内部の訓練にとどまり、他機関・団体との連携には至っていない。また、ボランティア連絡会については、現在災害時に活動できる組織の状況にはない。また、福祉避難所に関する協定を締結できるよう進めているところで、設備、備蓄などの調整が必要。 ● 高齢者の避難支援の方針を定められておらず、庁内での名簿の共有・活用が進んでいない。また、名簿の提供を受けている地域が一部にとどまっている。当該事業を進めるためには、危機管理部門と福祉部門の連携や人員の確保が課題。地域での支援者への名簿提供方法等、事業見直しが必要であると考えられる。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 他機関・団体との連携を念頭に置いた災害ボランティアの受け入れ体制を構築する。また、実際に災害が起こった場合の支援体制の構築や、フローチャート・マニュアル等を作成し、行政と現場の情報共有を円滑にする。 ● 危機管理部門と福祉部門の情報共有と連携を進め、災害時の支援体制構築を図る。災害時避難支援協議会の設立に関し、支援側の同意を得て数を増やすなど、時間をかけて取り組んでいく。

第４次　池田市地域福祉活動推進計画（i-プラン）

評　価

令和４年６月

評価基準

A	・・・できている	（達成率　90%以上）
B	・・・おおよそできている	（達成率　70～89%）
C	・・・少しできている	（達成率　50～69%）
D	・・・できていない	（達成率　50%未満）

計画の体系

基本理念	すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく いきいきと心豊かに安心した生活をおくり、 ともに社会参加のできる福祉のまちづくり
基本目標	**実施の指針**
基本目標１ 出会い　つながり　ささえあい みんなが主役の地域をつくります	①　出会いとつながりの場をつくります ②　小地域での支えあいのしくみをつくります ③　地域ぐるみで安心・安全のまちをつくります
基本目標２ ニーズを受け止め、その人らしい 生活を支えるしくみをつくります	①　福祉情報の提供体制を充実させます ②　ニーズ発見と把握のしくみを充実させます ③　総合的な相談支援体制を充実させます ④　福祉サービス利用の体制を充実させます ⑤　個人の尊厳が守られ、安心できる生活の支援を充実させます
基本目標３ 地域福祉への関心を高め、 活動に主体的に参加する人を育てます	①　情報をわかりやすく提供します ②　福祉の心を育む、福祉教育をすすめます ③　ボランティア・NPO 活動をすすめます ④　新たな担い手の発掘をすすめます

第４次　池田市地域福祉活動推進計画（i―プラン）　評価

基本目標　１　　出会い　つながり　支えあい　みんなが主役の地域をつくります　（１）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
１．出会いとつながりの場をつくります			
①近隣でのつながりの輪を広げます	○地区福祉委員会を中心により小地域で、しゃべり場や喫茶など、対象を限定しない世代を超えて集まることのできるサロンや居場所の設置がすすんでいる。 ○社協において共同募金配分金を原資とした「つながり・支えあい事業助成金」を創設。地区福祉委員会による対象を限定しない居場所の設置を推進した。	○自治会など、社協外の組織に対する働きかけを強化する。 ○居場所の開設が平日の日中に限定されており、休日や時間外の居場所について検討する。	B

参考資料

②若い住民や男性に働きかけます	○男性向けのイベントとして、地域の男性井戸端会議を開催し男性同士の交流促進を図り、また２層協議体が企画した「男の介護教室」などを企画実施した。 ○小学校区の各種団体が参加する地域ネットワーク会議を開催。子ども会や PTA に呼びかけ地域活動について話し合った。	○イベントへの参加だけでなく、若い住民や男性が継続的に参加できる場を開拓する。 ○特に若い住民への働きかけには ICT の活用が欠かせない。	B
③当事者が出会う場をつくります	○当事者が出会う場の開設については、思うような取り組みができていない。	○地域共生社会の実現には、当事者の組織化と当事者の声を生かした地域づくりが必要である。	D
④地域の交流拠点を整備します	○保健福祉総合センターでは、住民啓発映画の上映会や地域で活動するグループのコンサート、高齢者向けのスマホ教室など、地域の様々な世代が集まることのできる拠点づくりをすすめた。	○地域の交流拠点の整備には、社協単独でなく、行政等の他機関・団体の協力が必要である。	B

基本目標　１　　出会い　つながり　支えあい　みんなが主役の地域をつくります　（２）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
２．小地域での支えあいのしくみをつくります			
①小地域でのニーズ把握をすすめます	○地区福祉委員会が、地域内に複数個所のサロンや集いの場を設置し、簡単な会話の中から困りごとを引き出すよう取り組んでいる。 ○サロンや集いの場に地区担当の CSW が訪問し、個別の相談にも対応している。 ○地区福祉委員や民生委員・児童委員による見守りや声かけ活動から要支援者のニーズを把握している。	○小学校区より小さい単位の住民組織である自治会・町内会と連携する。 ○サロンやカフェ、日頃の見守り・声かけ活動の対象者など、すでに一定のつながりが形成されている対象者のニーズ把握はすすんでいる。次に、ニーズがあっても把握されていない潜在化している対象者に対するアプローチが必要である。	A
②小地域のニーズを専門機関・団体と住民で共有します	○地域包括支援センターの「地域ネットワーク会議」、子育て支援拠点の「子育て支援会議」など小地域での分野別会議に当該地区担当の CSW が出席し、情報交換と共有を行っている。 ○一部の小学校区でモデル的に、地域ネットワーク会議を開催し、住民同士と福祉施設等との顔合わせと情報交換の場を設けた。	○地域ネットワーク会議の定期的開催と全小学校区に広げていく取り組みが必要。 ○分野を超えた小地域のネットワークについても取り組む。	A
③小地域でのニーズ解決をすすめます	○一部の地区福祉委員会で、支援の継続性と人材確保のため有償の支援活動を取り入れている。 ○地区福祉委員会での個別支援は、見守り声かけにとどまっており、軽易な家事支援までは取り組むことができていない。	○小地域毎にニーズ解決の仕組みをつくるとともに、ボランティアセンターや有償協力員派遣事業（にじの会）などとの連携なども検討する。 ○今後、地域の新たな人材や継続的な支援体制の確保のためにも、一部支援の有償化も検討する。	C

基本目標　1　　出会い　つながり　支えあい　みんなが主役の地域をつくります　（3）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
3．地域ぐるみで安心・安全のまちをつくります			
①災害をキーワードにした地域のつながりをつくります	○一部の小学校区で、平時から避難行動要支援者の見守り・声かけを行っている。 ○一部の中学校で、災害時に中学生が担い手となれるよう、地域との協働による避難訓練を実施している。	○一部の地域での取り組みを全市的に広め、住んでいる地域にかかわらず避難行動要支援者をはじめ、災害弱者の方々が支援を受けられる体制を整備する。	C
②高齢者や障がい者など要支援者が災害時にも安心できる体制をつくります	○一部の地域で「避難行動要支援者支援プラン」を策定し、地域内の各団体が連携して体制を整備している。 ○福祉施設連絡会に加入しているほとんどの福祉施設が、池田市との間で福祉避難所協定締結を行っている。	○一部の地域での取り組みを全市的に広め、住んでいる地域にかかわらず「避難行動要支援者支援プラン」が策定され、災害弱者の方々が安心して生活できる環境を整える。 ○地域の防災訓練等のイベントに災害弱者といわれる当事者が参加できるような働きかけを行う。	C
③災害ボランティアセンターを設置し、運営します	○社協において、毎年災害ボランティアセンター設置運営訓練を行い、災害時に迅速に災害ボランティアセンターを設置運営できるよう努めている。	○災害ボランティアセンター設置にあたり、関係機関や地域団体等との協力体制を構築しておく。	A

基本目標　2　　ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります　（1）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
1．福祉情報の提供体制を充実させます			
①福祉の情報をわかりやすく伝えます	○対象者に情報が届くよう、関係する行政の窓口にパンフレットを置くことや、市内のスーパーマーケットなど多くの人目に触れる場所にチラシを置くなどした。 ○ホームページへの定期的な情報掲載の他、Facebook などの SNS ツールなどを活用し、あらゆる世代に働きかけを行った。	○高齢者、子ども、外国にルーツを持つ方、障がい者などの情報保障に配慮した情報提供を推進する。 ○地域住民同士の情報提供機能を推進していく。	B
②様々な福祉情報の収集と発信をします	○保健福祉総合センターにおいて、福祉に関わる様々なチラシ、パンフレット類を収集し、市民に提供している。 ○行政において、主に高齢者分野に関する情報の一覧化をすすめている。	○対象者とともに、支援者も様々な福祉情報にアクセスしやすくするために、情報をひとつにまとめ、活用しやすく分類し、一覧化を推進する。	C
2．ニーズ発見と把握のしくみを充実させます			
①地域の要支援者を発見・把握し、見守ります	○多くの地区福祉委員会において、小地域ネットワーク活動による見守り・声かけ活動を行い、潜在的な要支援者を発見・把握するようにしている。	○小地域ネットワーク活動による見守り・声かけの活動を全市的に広め、市内のどこに住んでいても、潜在的な要支援者の発見・把握が行われるようにする。	B
②地域の要支援者の課題を専門機関・団体と地区福祉委員会・民生委員児童委員協議会等で共有します	○地区福祉委員、民生委員・児童委員が、分野別ネットワーク等の会議に参加し、専門機関・団体と情報や課題の共有を行っている。	○地域での支え合いを円滑にすすめるために、地域での支援体制や役割分担を話し合うための個別ケース検討会が開催できる環境を整える。	B

基本目標　２　　ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります　（２）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
３．総合的な相談支援体制を充実させます			
①総合相談窓口（CSW）の機能を強化します	○非常勤職員であった CSW を４人とも全員正職化し、安定して継続的に地域との信頼関係を構築し、制度の狭間や複合複雑化した相談に対応できるようにしている。 ○ICT を活用し、時間や場所にとらわれない相談形態を取り入れている。 ○相談を待っているだけでなく、アウトリーチによる相談にも対応している。	○より多様な相談に対応するため、CSW を担当する職員の知識・技術向上に努める。 ○CSW 担当職員の孤立を防ぐため、チームによるサポート体制を構築する。 ○CSW のみで課題解決に導くのではなく、多機関協働による課題解決に取り組む。	A
②総合相談窓口を圏域ごとに設置し、圏域内でのネットワークをつくります	○CSW の担当範囲を地域包括支援センターの圏域と一致させ、専門機関・団体と支援活動に取り組んでいる地域住民のネットワークづくりを行っている。 ○地区福祉委員会等が行っている小地域ネットワーク活動と連携し、要支援者を把握したら CSW や地域包括支援センターにつなぐようにし、生活課題の早期発見、早期対応に努めている。	○圏域ごとのネットワークを活用し、個別のニーズをネットワークで解決する仕組みを具体化する。 ○小地域ネットワーク活動を、市内どの圏域においても一定以上のレベルで潜在的な要支援者の発見・把握が行われるようにする。 ○地区福祉委員会の進める小地域ネットワーク活動以外にも、地域内にある様々な活動と連携して、要支援者の状況把握をすすめる。	B

基本目標　２　　ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります　（３）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
４．福祉サービス利用の体制を充実させます			
①地域住民が安心して福祉サービスを利用できる体制づくり	○広報紙・ホームページ・Facebook・掲示板などを通して福祉サービスに関する情報提供を行った。 ○社協、地域包括支援センター、地域活動団体等で福祉サービス利用に関する勉強会を開催するなど、福祉サービス利用を促進した。	○ICT を活用した双方向の情報提供システムづくりをすすめる。 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援拠点、CSW など市民からの最初の窓口となる機関および専門職は、どのような相談も受け止める「断らない相談支援」をすすめる。	B
②福祉サービス事業者のサービスの質の向上をすすめます	○社協の福祉サービス事業所は、適切な福祉サービスを実施してきた。 ○社協の福祉サービス事業所は、自己評価と検証を行い、システムを利用し結果を公表している。 ○福祉施設連絡会や地域自立支援協議会などを通して、情報交換などを行い、今後福祉事業所に必要な取り組みについて検討した。	○福祉施設や福祉事業所間の連携を強め、様々な福祉課題に対応できるようスキルアップする。 ○コロナ禍で推進できなかったボランティアの参加や地域住民との交流を促進し、地域に支えられ、地域を支える福祉事業所を目指す取り組みを行う。	B

	③対象者の状況に応じた柔軟な対応と新たなサービスの創設	○現状で対応困難なケースについては、関係機関・団体等と連携し、柔軟なサービス運用に努めた。 ○住民参加型在宅福祉サービス（にじの会等）を活用し、住民相互の助け合いによる生活課題の解決に努めた。 ○地域課題の解決のために、企業等の協力を得て、買い物支援等のサービスを創設した。	○市内でサービス資源が不足している分野を明らかにし、資源の増加についてNPO法人や地域活動団体、企業等とのプラットフォームなどの中で検討していく。 ○地域住民同士の助け合いを促進するために、活動に参加するインセンティブになるような仕組みを作る。	C

基本目標　２　　ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります　（４）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
５．個人の尊厳が守られ、安心できる生活の支援を充実させます			
①権利擁護について啓発をすすめます	○社協の広報紙において毎年、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての記事を掲載し、市民啓発に努めた。 ○地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ周知を行い、対象者の早期発見と利用につなげてきた。	○ソーシャルインクルージョンや市民の人権意識を高める観点から、さらに市民への啓発を継続推進していく。 ○関係機関・団体との連携を強め、権利擁護が必要な方の早期発見と制度へつないでいく。	B
②権利擁護の体制を整備します	○日常生活自立支援事業は、年々利用者が増加している。 ○後見申立てが困難なケースの市長申立てについては、少しずつ対応できる件数が増えている。	○権利擁護についてのワントップの総合相談窓口としての「権利擁護センター」の設置を行う。 ○市長申立てについては、さらに条件を緩和し、対応件数を増やす。 ○必要に応じて、社協の法人後見についても検討を行う。 ○市民後見人の養成と登録バンクの設置をする。	C
③虐待を早期に発見するとともに予防につとめます	○小地域ネットワーク活動などの見守り・声かけ活動の対象を限定せず広げて実施することにより、「気になる世帯」の早期発見に努めた。	○虐待について、市民への啓発をすすめる。 ○ヤングケアラーなど新たにクローズアップされてきた課題などへも啓発をすすめていく。 ○分野横断的な虐待対応ネットワークを構築する。	C

基本目標　３　　地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます　（１）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
１．情報をわかりやすく提供します			
①身近な場所で福祉情報が得られるようにつとめます	○必要に応じて、市役所や共同利用施設、保健福祉総合センター等にパンフレットやチラシを配布した。 ○市内のスーパーに社協専用の福祉情報パンフレットラックを設置させてもらっている。	○設置されたパンフレットやチラシ、一覧表がタイムリーに更新されている必要がある。	A

参考資料

	②若い世代が関心を持てるような情報提供につとめます	○社協のホームページで随時情報提供を行った。 ○社協の Facebook、YouTube チャンネルを開設し、若い世代を意識した情報発信を行った。	○情報提供だけでなく、情報をみて参加できるようなイベントを企画実施する必要がある。 ○若い世代向けの情報発信を若い市民自らが考えてもらうような企画を考える。	B
	③地域福祉活動の情報を集約し、発信します	○保健福祉総合センターにおいて、情報コーナーを設け、情報提供を行った。 ○社協ホームページの中で、地区福祉委員会別にサロンやイベント情報をまとめて情報提供している。 ○生活支援体制整備事業の中で、地域毎の社会資源をまとめてリストを作成した。	○センターの情報コーナーをより充実させ、情報提供を継続する。 ○社協ホームページでの情報提供の内容を充実させ、継続していく。 ○地域毎の社会資源リストを作成するだけでなく、随時更新することと、より多くの市民に利用してもらう。	B

基本目標　３　　地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます　（2）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
２．福祉の心を育む、福祉教育をすすめます			
①住民同士の助け合いの必要性についての理解をすすめます	○地区福祉委員会において、障がい者などの当事者の協力を得て、体験的に住民同士の助け合いの必要性についての理解をすすめる学習を開催した。	○地区福祉委員会以外の他の地域活動団体に対しても、住民同士の助け合いの必要性についての理解をすすめる。 ○世代や分野を超えた体験の交流を企画する。	B
②学校での福祉教育をすすめます	○市内の小・中・高校の要望に応じて、当事者の講師の協力による福祉教育のプログラムを提供し、支援した。	○地域に根差した学習となるためには、学校内のみでの福祉教育や体験の機会ではなく、地区福祉委員会など地域と学校とが連携した形での取り組みを進める。 ○地域に児童・生徒の活動・活躍の場を確保する。	C

基本目標　３　　地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます　（3）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
３．ボランティア・NPO の活動をすすめます			
①池田市ボランティアセンターの機能を高めます	○ボランティア活動への参加を促進するために、ボランティアセンター情報紙の全戸配布やホームページへの情報掲載を行った。 ○ボランティアに関心を持った方が気軽に参加できるよう、ボランティアきっかけ講座を定期的に開催した。 ○従来の技術ボランティア講座だけでなく、新たなテーマのボランティア講座を開催し、新たな人材の育成に努めた。	○ボランティア同士の横のつながりをつくるため、交流の場への取り組みをすすめる。 ○現状の地域生活課題への取り組みを意識した新しいテーマのボランティア講座を企画実施する。 ○福祉施設等との連携も含め、若い住民に関心を持ってもらえるようなボランティア体験をすすめる。	B
②ボランティアセンターと公益活動促進協議会など他の中間支援組織との連携・協働をすすめます	○ボランティアセンターと公益活動促進協議会との課題共有や連携のため、話し合いや連絡会議を開催した。	○両者が協働することにより効果が見込まれる事業・活動については、共催する。 ○お互いの登録団体同士の交流の場を設ける。	C

基本目標　３　　地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます　（４）

項　　目	主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題	評　価
４．新たな担い手の発掘をすすめます			
①地域活動に関心を持つきっかけをつくります	○ボランティアセンターにおいて、ボランティアきっかけ講座を開催した。 ○男性のための介護教室、料理教室、井戸端会議など、定年後の男性をターゲットとした集まりや教室を開催した。 ○福祉施設の協力によりボランティア体験を推進した。 ○一部の地区福祉委員会で、地区福祉委員にならなくても活動に参加できるしくみがつくられている。	○定年後の男性に限らず、幅広くこれまでにボランティアに接点がなかった方々に対しての働きかけを工夫する。	B
②当事者の地域での活躍をすすめます	○だれでもが集える居場所の中に課題を抱えた当事者が自然と参加することができる場づくりを行った。（「居場所つむぎ」・「作業の会せん」など） ○「作業の会せん」では課題を抱えた当事者が社協のフードパントリーの活動を手伝うなど、支えられる人と支え手の垣根を超える試みも行っている。	○課題を抱えた当事者が支え手になることができる場が普通になるよう取り組みをすすめる。 ○当事者しかわからない悩みについては、当事者同士で支え合うことや、当事者が支援者に助言するような仕組みをつくる。	C
③地域活動をけん引するリーダーを育成します	○大阪府社会福祉協議会が実施するリーダー研修会などへの参加を促した。 ○地区福祉委員長会などを通して、リーダー同士の交流を促進した。	○リーダーになりたい人が少なく、リーダー後継者の不足が深刻化しているため、リーダーを目指すための動機付けを行う取り組みが必要である。	C
④多様な地域活動の形態を提案します	○地域生活課題解決のため、これまでは接点のなかった企業等との協力を得て、買い物支援などの取り組みを行った。 ○住民参加型在宅福祉サービスについては、社協が実施している「有償協力員派遣事業にじの会」や一部の地区福祉委員会での助け合い活動など、これまでの無償のボランティアの枠にとらわれず、有償での活動に取り組んだ。	○これまで既存の活動に参加していない層への働きかけるため、従来の枠組にとらわれない、多様な活動のあり方を模索する必要がある。	C

参考資料

4．各種アンケート調査、ワーキンググループの意見まとめ

（1）各種アンケート調査

① 住民アンケート調査

- 抽出方法　池田市内に在住する 18 歳以上の市民 3,000 人を住民基本台帳により無作為抽出
- 実施時期　令和３（2021）年７月７日　～7 月 30 日を基本とし、９月上旬まで回収
- 配布数　3,000
- 有効回答数　1,430
- 有効回答率　47.7%

◆ご近所とのつきあいの程度（問５）

近所づきあいの程度では、「あいさつをする程度の人はいる」がもっとも多く 581 人（40.6%）になっており、次いで「世間話をする程度の人はいる」が 341 人（23.8%）、「内容によっては相談し合える人がいる」が 229 人（16.0%）となっている。「どんなことでも相談し合える人がいる」は 48 人（3.4%）ともっとも少なくなっている。

逆に「ほとんど近所づきあいがない」が 135 人（9.4%）、「まったく関わりがない」が 76 人（5.3%）となっており、あわせると約 15%になる。

近所づきあいの程度

		人数	パーセント
有効	どんなことでも相談し合える人がいる	48	3.4
	内容によっては相談し合える人がいる	229	16.0
	世間話をする程度の人はいる	341	23.8
	あいさつをする程度の人はいる	581	40.6
	ほとんど近所づきあいがない	135	9.4
	まったく関わりがない	76	5.3
	合計	1410	98.6
欠損値		20	1.4
合計		1430	100.0

参考資料

◆最近５年間で参加したことのある地域活動（問９）

地域活動への参加状況では、「地域のお祭り、ふれあい行事」が 455 人（31.8%）ともっとも多く、次いで、「町会・自治会等のその他の地域活動」が 334 人（23.4%）、「清掃・美化や環境保全のための活動」が 242 人（16.9%）となっている。

最近5年間で参加したことのある地域活動　　N=1,430

		人数	パーセント
有効	1. 地域のお祭り、ふれあい行事	455	31.8
	2. 高齢者のための福祉活動	74	5.2
	3. 障がいのある人のための福祉活動	28	2.0
	4. 子育て支援のための活動	60	4.2
	5. 子どもの育成のための活動	63	4.4
	6. 清掃・美化や環境保全のための活動	242	16.9
	7. 防災・防犯など地域安全のための活動	121	8.5
	8. 地域連携やまちづくりに関する活動	33	2.3
	9. ＮＰＯ・ボランティア等の公益活動	66	4.6
	10. 町会・自治会等のその他の地域活動	334	23.4
	11. その他	193	13.5

◆町会・自治会の加入状況（問 13）

町会・自治会の加入状況は、「加入している」が 667 人（46.6%）と半数を割り込んでいる。

また、居住年数とのクロス集計では、「生まれてからずっと」と「20 年以上」では、それぞれ 61.4%、58.9%と６割前後となっており、居住年数とのあいだに有意な差が認められる。

町会・自治会の加入状況

		人数	パーセント
有効	加入している	667	46.6
	加入していない	739	51.7
	合計	1406	98.3
欠損値		24	1.7
合計		1430	100.0

◆だれもが暮らしやすい地域をめざすにあたり、住民として取り組むこと（問 16）

「だれもが暮らしやすい地域をめざすにあたり、住民として取り組むこと」では、「高齢者のみ世帯への見守り」と「火災予防や災害時の避難等の取り組み」がいずれも 658 人（46.0%）でもっとも多く、次いで「地域住民同士の交流の促進」が 639 人（44.7%）で、この３項目が 40%を超えている。

次に 30%台では、「悪質商法や詐欺等の消費者トラブル防止の取り組み」が 511 人（35.7%）、「子育て支援の取り組み」が 494 人（34.5%）となっている。

住民として取り組むこと　N=1,430

		人数	パーセント
有効	1. 地域住民同士の交流の促進	639	44.7
	2. 高齢者のみ世帯への見守り	658	46.0
	3. 子育て支援の取り組み	494	34.5
	4. 障がいのある方への支援の取り組み	386	27.0
	5. フードバンクなど経済的に困窮している家庭を支援する取り組み	347	24.3
	6. 食育や健康づくりへの取り組み	270	18.9
	7. 子ども食堂など地域での子ども居場所づくりに関する取り組み	363	25.4
	8. 青少年の健全育成の取り組み	234	25.4
	9. 悪質商法や詐欺等の消費者トラブル防止の取り組み	511	35.7
	10. 火災予防や災害時の避難等の取り組み	658	46.0
	11. 町会や子ども会、老人クラブなどの地域団体による活動を活性化するための取り組み	286	20.0
	12. 差別解消に向けた人権啓発に関する取り組み	135	9.4
	13. 介護予防や認知症予防に関する取り組み	426	29.8
	14. 自殺予防に向けた取り組み	159	11.1
	15. 子どもや高齢者、障がい者などの虐待防止に関する取り組み	332	23.2
	16. その他	47	3.3

◆安心して福祉サービスを利用できるために必要なこと（問 24）

「安心して福祉サービスを利用できるために必要なこと」としては、「サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口の充実」が 938 人（65.6%）と突出して高く、「個人情報の管理の徹底」423 人（29.6%）、「福祉サービスの情報提供の充実や勉強会の開催など情報が行き渡る体制づくり」363 人（25.4%）、「福祉サービスの第三者による評価体制の充実」314 人（22.0%）となっている。

安心して福祉サービスを利用できるために必要なこと　N=1,430

		人数	パーセント
有効	1. サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口の充実	938	65.6
	2. 福祉サービスの情報提供の充実や勉強会の開催など情報が行き渡る体制づくり	363	25.4
	3. 福祉サービスの第三者による評価体制の充実	314	22.0
	4. 福祉サービスの質の向上のための研修会等の充実	199	13.9
	5. 個人情報の管理の徹底	423	29.6
	6. 人権侵害や金銭トラブルなどの苦情相談の窓口の充実	210	14.7
	7. その他	24	1.7
	8. 特にない	131	9.2

② 福祉従事者向けアンケート調査

- 調査対象　池田市民生委員・児童委員、池田市内の地区福祉委員会委員
- 調査方法　アンケート調査（調査票を手渡しで配布し、郵送で回収）
- 実施時期　令和３年（2021）９月８日（水）～　10 月 29 日（金）
- 回収状況　配布数 622（民生委員・児童委員 175、地区福祉委員 447）
  有効回収数　447
  有効回収率　71.9%

◆民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動以外、現在どのような活動に参加しているか（問５）

回答者の半数以上 53.9%は「自治会・町内会」の活動をしており、次いで「自主防災会」（24.3%）の活動をしている人が多くなっている。その他、「地域コミュニティ推進協議会」（14.7%）、「ボランティアグループ」（12.6%）にも一定数は参加しており、多くの人が民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動以外にも複数の地域活動、ボランティア活動に参加していることがわかる。

n=　436

		人数	パーセント
1	自治会・町内会	235	53.9
2	婦人会	42	9.6
3	自主防災会	106	24.3
4	友愛クラブ（老人クラブ）	50	11.5
5	子ども会	12	2.8
6	PTA 活動	10	2.3
7	ボーイスカウト・ガールスカウト	3	0.7
8	青少年指導員	10	2.3
9	保護司会・更生保護女性会	6	1.4
10	スポーツ団体	37	8.5
11	地域コミュニティ推進協議会	64	14.7
12	ボランティアグループ	55	12.6
13	個人ボランティア	26	6.0
14	NPO 法人の活動	29	6.7
15	NGO の活動	2	0.5
16	特になし	67	15.4
17	その他	47	10.8
無回答		11	

◆民生委員・児童委員、地区福祉委員になった感想は（問７）

実際に民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動をしての感想としては、「地域について考えるようになった」65.9%、「ご近所のつながりができた」64.3%、「福祉についての理解が深まった」48.3%と肯定的な感想が上位を占めている。

民生委員・児童委員や地区福祉委員の活動を始める動機としては受動的であっても、実際に活動をする中で意義を感じ、意識が変化していることがわかる。

n= 437

		人数	パーセント
1	ご近所のつながりができた	281	64.3
2	地域について考えるようになった	288	65.9
3	やりがいを感じるようになった	67	15.3
4	健康に良いと感じるようになった	24	5.5
5	福祉についての理解が深まった	211	48.3
6	人間関係がわずらわしいと感じた	21	4.8
7	肉体的に負担があると感じた	20	4.6
8	時間的に負担があると感じた	65	14.9
9	経済的に負担があると感じた	0	0.0
10	福祉に疑問を感じた	29	6.6
11	その他	19	4.3
無回答・システムエラー		10	

◆民生委員・児童委員、地区福祉委員として困りごとを抱えている住民をどのような機会に把握することが多いか（問 16）

一番多い把握の方法は「日常生活の中で把握」45.6%、次に「見守り・声かけ活動の中で把握」38.1%が多くなっている。このことから、民生委員・児童委員や地区福祉委員が相談を待っているだけでなく、日頃からアンテナをあげて、困りごとを抱えている住民の情報を積極的に把握しようとしていることがわかる。

n= 425

		人数	パーセント
1	地域団体などの会合や行事の中で把握	115	27.1
2	地区福祉委員会のサロン行事に参加している中で把握	93	21.9
3	民生委員・児童委員や地区福祉委員会などの見守り・声かけ活動の中で把握	162	38.1
4	日常生活の中で把握	194	45.6
5	今まで把握したことはない	66	15.5
6	その他	17	4.0
無回答		22	

（2）ワーキンググループ

地域福祉計画に盛り込むべき事項のうち「包括的な支援体制の整備に関する事項」を具体化するための取り組みについて、３つのワーキンググループ（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援）を設置し、検討を行いました。

■■相談支援ワーキンググループ■■

開催日	構成員（機関・団体）	
令和３年 11 月 ８日(月) 12 月 10 日(金) 12 月 22 日(水)	池田市伏尾地域包括支援センター 基幹相談支援センターあおぞら 子育て世代包括支援センターにじいろ 大阪府池田保健所地域保健課 池田市社会福祉協議会	池田市福祉部生活福祉課 池田市福祉部障がい福祉課 池田市福祉部地域支援課 池田市子ども・健康部子育て支援課 池田市教育センター

【検討内容】

池田市内の相談支援の現状と課題	今後必要と考えられる取り組み
・相談支援担当者について 窓口が細分化されすぎてわかりづらい 市内に活用できる資源が乏しい マンパワーが不足している スキル不足はケースの抱え込みにつながる **・役割分担・情報共有について** 複数機関が関わる場合、責任が曖昧になる傾向 本人同意がなければ情報の共有ができない **・複合的・困難な課題への対応について** 本人・家族の課題に対する受容ができていない つないだ後に手を引いていく専門職も多い **・ネットワーク会議** 本来の主旨に沿わず形骸化している 施策決定の場に支援現場の意見が届かない **・庁内調整** 包括的支援体制への庁内認識が薄い 新しい課題への柔軟対応が困難 庁内調整の円滑化は重要課題の一つ	**⑴ 属性や世代、相談内容を問わず包括的に相談を受け止める体制の実現** ・相談支援窓口の限界点の引き上げ ・伴走型支援・アウトリーチの必要性の認識共有 ・マンパワーの拡充 ・支援内容（メニュー）の豊富化 **⑵ 市全体での包括的な相談支援体制の構築** ・行政内に検討の場を設置 ・「新しいネットワーク会議」の役割が重要 **⑶ 多機関協働で複雑化・複合化課題へ取り組む** ・相談支援窓口のバックアップ機能として多機関協働ネットワークの設置 ・多機関協働ネットワークの多層化が必要 **⑷ 多機関協働の中核を担う役割・各支援機関の役割分担** ・池田市では「多機関協働の中核」は、特定の機関に任せるより、各機関それぞれに連携・調整機能を付加する方が現実的

参考資料

■■参加支援ワーキンググループ■■

開催日	構成員（機関・団体）	
令和３年 10月 26日(火) 11月15日(月) 12月13日(月)	特別養護老人ホームハートフルふしお 池田市公益活動促進協議会 北摂子ども文化協会 地域生活支援センター咲笑 相談支援事業所 福祉相談「くすのき」 イケダ大学（就労継続支援事業）	大阪府池田保健所地域保健課 池田市福祉部生活福祉課 池田市福祉部障がい福祉課 池田市社会福祉協議会 (アドバイザー) 武庫川女子大学　松端教授

【検討内容】

参加支援の対象者と課題	今後必要と考えられる取り組み
・参加支援とは 既存の支援では、社会につながることが難しい人に対し、役割や出番、人間関係をつくることを支援し、生きる意欲を高める取り組みのこと **・対象者の特徴** 人と人とのコミュニケーションが取りづらい方 社会になじめない、対人関係がうまくいかない 複数・複合した課題を抱えている 自己肯定感が低い　　など **・支援の課題→従来型の支援だとうまくいかない** 適切な窓口がない 制度とのミスマッチ 相談を受けてもその場のみで次につながらない 支援に時間がかかる 本人ではなく周囲が困っている 支援者の孤立(他に支援者いない、情報共有できない)	**(1) それぞれの領域で行われている社会参加や就労支援に共通している支援のあり方の確認** ・相談支援専門職の伴走支援があること ・受け入れ側の理解と熱意があること ・成果が見えること（次のステップや報酬につながる） **(2) ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり** ・参加支援の場に必要な要素・機能 （時間をかけて寄り添い受け止める/誰かと一緒に楽しむ体験/自分の能力が生かせる場/支援する側、される側を固定しない/見える成果としての報酬/差別や偏見を変えていく） ・丁寧なマッチングにつながる条件 （相談支援→参加支援→当事者の組織化へ/何もかもを専門職でやろうとしない（地域の力を借りる）/環境を生かすことのできる能力を育てる教育支援/ICT の活用） ・対象者や課題に応じた出口を整える （就労系は、迅速に積極的につなげる場 居場所系は、時間をかけて寄り添いながらつなげる場）
池田市内の参加支援の現状と課題	
・池田市内ですでに実践されている取り組み ① 生活困窮者自立支援事業の中間的就労 ＝制度にもとづく支援 ② 池田市社協の「しごと・ちいき活動体験」 ＝制度の対象にならないケースの支援 ① ②共通の課題はマンパワーと協力団体不足 **・参加支援への取組の可能性がある団体** ① NPO 法人等は相談支援機関の支援があれば参加支援は可能であるが報酬の問題がある。 ② 行政としては、難病患者の就労支援法制化などで参加支援の対応可能な範囲が広がるが、つなぐことのできる資源不足の問題がある。	**(3) 新たに創設する参加支援事業やプログラムの構想** ・参加支援のしくみづくりにつながるプラットフォームの構築 ・池田モデルの構築

■■地域づくりに向けた支援ワーキンググループ■■

開催日	構成員（機関・団体）	
令和３年 11月９日(火) 12月８日(水) 12月17日(金)	池田市民生委員児童委員協議会 池田地区福祉委員会 新町三寿会 池田こども食堂さくら 池田市手をつなぐ親の会	特別養護老人ホームほほえみの園 北摂子ども文化協会 池田市市長公室コミュニティ推進課 池田市社会福祉協議会 池田市ボランティアセンター

【検討内容】

池田市内の地域づくりに向けた支援の現状と課題	今後必要と考えられる取り組み
・当事者の立場から（障がい者・高齢者など） 安心して出かけられる場所が少ない 他の属性の方々と関わりを持ちたい 災害時のためにも顔の見える関係をつくりたい 地域づくりに当事者の声が反映されていない **・地域福祉活動団体の立場から（民生委員児童委員・地区福祉委員会など）** コロナ禍の影響もあり全世代で孤立がすすんでいる 地域福祉活動が高齢者対象に偏っている 個人情報の問題があり活動を深められない **・非営利活動団体の立場から（社協・NPO・子ども食堂など）** 社会とつながりづらい人の居場所作り だれもが役割を持てるよう工夫 多世代交流と共同作業を通した学びの機会提供 継続的支援で日常的交流につながるよう支援 **・地域活動団体（地域コミュニティ推進協議会）の立場から** 活動が住民に広く平等に行き渡る必要があるので、課題を抱える少数者への取組が認められにくい 各団体が顔を合わせ困り事を出し合う場が必要 **・福祉施設の立場から** 入所者と地域との交流を通して地域共生社会が実現できている 施設側が積極的に動くことで地域の意識向上や歩み寄りを促している	**⑴　地域に世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する** ・すでにある居場所を誰でも交流できる場に ・地域全体で居場所メニューを増やす ・課題やニーズに合った居場所づくり ・制度上で設置されている居場所の横出し ・土・日開設の活動の場を広げる ・参加者が安心して役割が持てる居場所運営 ・活動拠点の整備と利用規制の柔軟運用 **⑵　交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート** ・接着剤となる人の役割の重要性を認識 ・全世代型の人権教育と当事者の話し合いを促進 ・ICT・アプリの活用 ・コーディネートをする中間支援組織を設置 ・行政や社協も地域任せにせず支援する **⑶　地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る** ・出会いとマッチングのプラットフォーム構築 地域活動団体同士の情報交換と交流 身近な活動団体に行政・社協が加わる 定期的で短時間の持続可能な会合 柔軟なプラットフォームのエリア設定 ・災害時の対応を軸に具体的な地域での協働体制を構築 平時から顔の見える関係づくりをすすめる 要支援者を地域全体で支える意識の醸成

参考資料

地区活動計画

各地区で２回のワークショップを行い、参加者の意見をまとめ、令和５年度から令和９年度までの５年間の「地区活動計画」を策定しました。

１．ワークショップの内容

１回目	①　「１０年後どんな地域になってほしいか」「どんなまちにしたいか」をテーマに意見を出し合う。 ②　①を実現するためにすることを考える。
２回目	①　１回目で出た意見を踏まえて、目指す地域像を実現するためにどうしていくか、さらに具体的な活動について考える。

２．ワークショップ開催状況（令和４年）

地区名	回数	開催日	会場	参加者	参加団体
伏尾台	１回目	5/29（日）	伏尾台コミュニティセンター第１会館	２２	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、子ども会、自治会、単位老人クラブ、スポーツクラブ、防犯委員
	２回目	7/24（日）	伏尾台コミュニティセンター第１会館	２８	
細河	１回目	5/29（日）	細河コミュニティセンター	１７	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、地域包括支援センター、２層生活支援コーディネーター
	２回目	9/11（日）	細河コミュニティセンター	１２	
秦野	１回目	5/29（日）	南畑会館	２３	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、自治会、町会、子ども会、小学校ＰＴＡ、青少年指導員、単位老人クラブ
	２回目	8/27（日）	南畑会館	２６	
池田	１回目	6/11（土）	市民活動交流センター	１９	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、福祉施設、地域包括支援センター、自治会、中学校教頭、商工会議所、子育て支援拠点
	２回目	10/30（日）	保健福祉総合センター	１７	
五月丘	１回目	6/11（土）	五月丘会館	２１	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、小学校ＰＴＡ、小学校校長、自治会、青少年指導員、学校開放委員
	２回目	10/15（土）	五月丘会館	１６	

呉服	１回目	6/11 （土）	呉服会館	１６	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、小学校校長、小学校ＰＴＡ、２層生活支援コーディネーター、地域包括支援センター
	２回目	7/23 （土）	呉服会館	１７	
神田	１回目	6/5 （日）	神田会館	２０	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、青少年指導員、スポーツ振興会、小学校校長、小学校ＰＴＡ、中学校ＰＴＡ、２層生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、住民
	２回目	9/25 （日）	神田北会館	２２	
緑丘	１回目	6/5 （日）	鉢塚会館	２０	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、小学校校長、２層生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、子育てサークル、住民
	２回目	9/10 （土）	鉢塚会館	２１	
石橋	１回目	6/18 （土）	井口堂北会館	２６	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、子ども会、スポーツ振興会、住民、福祉施設、地域包括支援センター、子ども食堂、２層生活支援コーディネーター、ＮＰＯ、大学生
	２回目	8/27 （土）	井口堂北会館	１８	
北豊島	１回目	6/5 （日）	きたてしま プラザ	３１	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、子ども会、住民、自治会、こども園、子育て教室、小学校校長、小学校ＰＴＡ、中学校ＰＴＡ、地域包括支援センター、子ども食堂、大学生
	２回目	7/24 （日）	きたてしま プラザ	１２	
石橋南	１回目	6/18 （土）	石橋会館	２０	地区福祉委員、民生委員・児童委員、地域コミュニティ推進協議会、自治会、青少年指導員、商店街、助産院、小学校教頭、地域包括支援センター、子ども食堂、福祉施設、２層生活支援コーディネーター、ＮＰＯ、大学生
	２回目	10/16 （日）	石橋会館	１７	

参考資料

伏尾台地区活動計画

ささえあい、助け合うまち　伏尾台

伏尾台地区の理想の地域

・子どもや若者の多いまち
・高齢者が安全、安心して暮らせるまち
・住民同士のふれあい豊かなまち
・助け合い・支え合いのまちづくり
・災害に強いまち
・花いっぱいのまち

→ 皆で知り合って
困ったときに
すぐに助け合えるまち

伏尾台はいろいろな団体の活動が盛んで充実している

伏尾台地区福祉委員会の活動

・街角サロン、ふれあいサロン「伏尾台」　・ひとり暮らしの会「マシュマロ」　・ラジオ体操
・男性料理教室　・チャレンジ料理教室「作喰太郎クラブ」　・ワンコイン　たすけあい
・古江台ホール　喫茶ボランティア　・ウォーキングの会　・「清掃布づくり」ボランティア
・カーボランティア「伏尾台」　・車いす・プロジェクターの貸し出し　・毎日1日清掃デイ
・ティ―サロン（第1コミセン、第2コミセン、2丁目北、ビューハイツ・セラージュ）
・いきいき百歳体操　・花の会ボランティア　・伏尾台ガーデンズ　・伏尾台リサイクルの会
・しょうがいしゃの会「パンダ」　・「東山作業所」ボランティア　・子育てサロン「汽車ポッポ」

コミュニティ推進協議会

・子育て支援　・趣味活動
・居場所づくり　・介護予防
・移動支援　・スポーツ振興
・登校時の見守り　・環境美化
etc…

スポーツ振興会

民生委員
児童委員

防災・防犯委員会

自治会
子ども会

緑友会

参考資料

活動を継続していくためには…

↓

いろんな団体・組織が協力しあおう

住民懇談会

①こまめな情報の発信

世代別に!!

- 掲示板の工夫
- ラインを活用、利用していない人だけ回覧板を利用
- ホームページやフェイスブック
- 若者はインスタグラム

②身近な場所でつながりづくり

- 丁目ごとにティーサロンを作る
- 暮らしの相談窓口を設ける
- 自治会参加率のアップ
- 隣近所の助け合い制度
- 子どもたちの要望、提案を聞く

ティーサロン

ラジオ体操

③若い人に担い手として参加してもらう

- 地図作り、公園の清掃など親子で参加できることをする
- 若者・子ども達に喜んでもらえるイベントの開催
- 花いっぱい運動で街をいろどる
- 空き家、公園、旧学校の活用

自然の活用

- 学校との情報共有
- 子どもを中心として多世代がつながる

より多くの人に活動を知ってもらって、参加者を増やし、担い手を増やそう

参考資料

細河地区活動計画

声かけあって笑顔あふれるまち細河

細河地区の理想の地域

・人と人とのつながりを大切にするまち
・新しい人を受け入れ、活気のあるまち
・障がい福祉の充実　　・近所づきあいが多いまち
・人口増加、高齢化防止　・子育てしやすいまち
・農業、植木を身近に感じてもらえるまち　　・お花畑
・たくさんの人に来てもらえるまち　・自然も豊かできれいなまちを広めたい
・災害や食糧危機に備えている　・高齢者も外出しやすいまち

細河地区の現状

＜植木の四大産地＞

・自然
大阪の奥の細道、植木、田んぼ、草花、温泉、ゴルフ場
余野川の川遊び、バーベキュー、ホタル、家庭菜園・・・

・自然を知ってもらう機会を！
・細河の植木に触れる場を！

細河地区の活動

子育てサロン（グリーンキッズ）

グランドゴルフ

参考資料

理想の地域実現のための具体的な方法

住民懇談会

つながりを作っていくために

多くの団体、人が参加している話し合いの場を作り交流・意見交換を行おう！

話し合いの場を作ることで・・・

☆横のつながりを作ろう

- 地区福祉委員
- 民生委員・児童委員
- 地域コミュニティ推進協議会
- 自治会連合会
- 福祉施設
- ふらっとイケダ
- ほそごう学園　など

☆住民同士つながろう

- 住民が気軽に集まれる場
- 子ども～高齢者まで集える公園

☆広報

- それぞれの団体や行っている活動を地域の方に知ってもらう。
- 空き家の PR

休耕地の利用

☆細河の自然を PR

- ひまわり、コスモスなどの花畑を作る
- 旧細河小学校の桜でお花見イベント
- 空き家に移住して、自然の豊かさで子育てを！
- 収穫体験

若い人の活躍の場

- 高齢者にお弁当の配布（コミュニティ推進協議会福祉部）

配布と同時に見守りも実施しているが、民生委員・児童委員、地区福祉委員や地域包括支援センターと連携し情報共有ができたら・・・

⬇

見守りが充実し、対象者の発掘にもつながる。

秦野地区活動計画

つながろう！ 秦野の「わ」

秦野地区の理想の地域

・子どもが元気で明るいまち　・子ども会（自治会）が活気ある地域
・高齢者が住みやすいまち　・助け合いができるまち
・子どもから高齢者まで様々な世代が気楽に交流できるまち
・町会、自治会に全員が加入し、お互いに挨拶ができる地区
・ボランティアの担い手がたくさんいるまち（特に若い世代）
・安全・安心なまち　・自然の残る場所・まちに
・災害（防災）に強い地域・地区に

秦野地区の現状

秦野地区特有のもの（秦野には財産がある）

・自然
石澄川・滝
裏山（秦山）
姫ボタル

・地域行事
祭り・太鼓

これらを活かせないか…。

秦野地区の活動

秦野フェスタ

渋谷高校生と地区福祉委員との話し合い

参考資料

理想の地域実現のための具体的な方法

多くの団体が参加している集まりを行い、情報共有を図ろう。

情報共有することでお互いを知り、
協力していこう。
（横のつながり）

住民懇談会

☆線引きのない情報提供をする！！（裾野を広げていく）

祭りの魅力や子ども会,町内会の活動やキッズランドの現状などを知ってもらう。所属していない人にも知らせる。→会員を増やすことにもつながる。

・掲示板の工夫（目立つように、気を引くようにアナウンス）
・自治会未加入の住民にも回覧板で情報提供
・SNSの活用　　など…

誰でも参加できるような仕組み作り

まちのことを人任せにせず我が事にする
→みんなで取り組んでいこう

子ども、災害（防災）、祭り、清掃活動、自然を活かした活動など…

つながるきっかけとして、子どものイベントの企画、開催
（昔の遊び体験、畑の利用、自然の活用・・・）

・祭りについて
太鼓は子ども会に入っている男子小学生が参加しているが、他の小学生や中高生、大学生にも参加してほしい。
・キッズランドについて
手伝いをする人が少なく高齢化しているので若い人に参加してほしい。
・通学の見守りを増やす
・地域の方の授業参観(学校に地域の人が行く機会を増やす)
・秦山のハイキングコースを整備して…
子ども達と実際歩きながら昔の山の様子や歴史を案内

学校と連携しながら・・・

若者も担い手に

多世代交流ができ、縦のつながりもできる！！

横のつながり
縦のつながり
を活発にしていこう！！

参考資料

池田地区活動計画

色んな人
みんなつながる池田地区

つながりを作っていく
池田地区の福祉活動

福祉活動や懇談会の中で話し合い

地域のあたたかな見守り、声かけ訪問

熱中症対策のためお茶と塩飴をもって訪問

地域の身近な場所でのつながりと活動

七夕まつり　笹と七夕飾りをプレゼント
駅前商店街で多世代交流のイベントを開催

学生や多くの団体・住民・行政・社協も参加

令和４年 10 月 30 日（日）
住民懇談会　保健福祉総合センター

池田地区の理想

- 地域でつながりがあり、高齢者が安心して暮らせる
- 子どもから高齢者まで多世代交流ができる
- 地域活動に多くの人が参加、つながりを実感できる
- ICT など時代や必要に合った福祉が充実している
- 地域の各団体と連携して、企画や活動をする
- 若い世代の人が地域活動に参加してくれる
- 多世代の方が気軽に話をできる居場所がある
- 駅前や商店街がにぎわい、地域の居場所となる

計画でまとめると

実現するための取り組み方

- 近所の人を気にかけられる、最初のつながりづくり
- マンションなど、つながりや見守りの薄い場所との話し合い、地区福祉活動の説明の機会を作る
- お祭りや学習など、多世代がふれあえる企画をする
- 掲示板、回覧板、チラシなど地域広報で地区活動を宣伝
- 当事者の実際の声を聞ける、話し合える場所を作る
- 各団体や多世代と情報共有ができる場所をつくる
- 活動の役割や負担が重くない、やりがいや楽しさを伝えられるように、地区活動の運営体制を見直す
- 商店街を活用したイベントの開催や居場所づくり

参考資料

一人ひとりを大切にする、日々のつながり

① 今ある人と活動を大切にする

・活動のやりがいを再発見するため、地域の福祉活動を話し合う場を作る
・運営体制を見直し、無理なく継続して活動できる体制づくりを考える

② 地域の見守りの目を広げる、気づく

・向こう三軒両隣の見守り、声かけをする。気になる人は全体で話し合う
・専門機関、福祉施設などの研修や話を聞き、福祉の観点を深める

③ 一人ひとりの声を拾い、それに基づいた活動を考える

・地域住民の生活のお困りごとをまとめ、定例会で話し合う
・参加者が、やりがいや参加する喜びを得られる活動を考える
・参加できない、していない住民の思いに寄り添って考える

④ ロコミを広めるため、出向いて参加を呼びかける

・他の団体や活動に参加し、活動紹介をする
・参加のハードルを下げる体験や活動を検討する

すべての取り組みがつながっていく

地域資源への気づきと活用

様々な団体・組織と交流し、協力していく

・イベントなどで、団体や世代の垣根を越えて協力、参加できる活動をする
・他団体主催のイベントにも参加し、顔見知りを増やして地域活動を知る
・地域の各団体が集まり、意見交換をする その中で重なる活動は協力できないか話し合う

身近で愛着のある場所を使う

・商店街のお店や地域の場所に声をかけ、一緒にできる活動を考えていく
・地域活動を身近に感じてもらうため、歩いて行ける、見える場所で活動をする

伝える、伝わるための関わり

お互いを気にかけあえる関係づくり

・関わりが難しい人や場所の情報共有をする
・専門機関や周りの人と相談しあえる場を作る

つながりが薄いところへの関わり

マンション・地域

・マンションの管理者に話し合いの場を提案する
・掲示板や回覧板などへの広報の掲載を依頼する

子ども・若者

・子どもを対象とした居場所、イベントを行い、地域活動を知ってもらうきっかけ作りをする
・学校の教育に協力できる活動を考え、提案する

高齢・障がい・外国

・移動、障がい、言語などの壁を意識したバリアフリーな活動、広報。ICT も検討する

みんなつながる、孤立させない地区福祉をめざす

参考資料

五月丘地区活動計画

坂の町
みんな元気な五月丘地区

つながりを作っていく
五月丘地区の福祉活動

福祉活動や懇談会の中で話し合い

地域の身近な場所でのつながりと活動

五月丘地区ふれあいサロン
さわやか包括支援センター職員の健康体操

地域住民と子育て世帯の交流

五月丘地区子育てサロン
歌や絵本読み聞かせで子育て世帯と交流

学生や多くの団体・住民・行政・社協も参加

令和４年 10 月 15 日（土）
住民懇談会　五月丘会館

五月丘地区の理想

- 高齢者が元気に楽しく、安心して暮らせる
- 地域で子どもを見守り、子育てに取り組む
- 近所づきあいが楽しく、気軽にできる
- 色々な世代の人が顔を合わせる場所がある
- 近所の人の人柄がわかり、挨拶ができる
- 五月山の自然に癒される、キレイなまち
- 災害などで困ったとき、声を掛け合える
- 既存の施設を利用した集いの場がある

計画でまとめると

実現するための取り組み方

- 地域での見守り、声かけの活動をする
- ご近所で対話、ふれあいができる場所をつくる
- スポーツ、芸術など多世代交流ができるイベントの企画
- 公園、共同利用施設、学校など地域の場所を活用
- 子育て支援の居場所の活動を増やす、周知する
- 地域のシニア人材を発掘、企画に協力してもらう
- 五月山の坂道や自然の美化を楽しめる活動の企画
- 自治会など、地域の各団体などと一緒に企画する
- 災害時をイメージした活動をする

参考資料

地域の見守り、隣近所のつきあいを広げていく

① 地域で気になる人、見守り活動について考える

・隣近所で気になる人が居ないか、様々な地域の人で話し合う場をつくる
・気になる人にどう関われるか、見守りや声かけのきっかけ作りを考える

② 見守り、声かけでつながりを増やしていく

・日々の挨拶をしていき、向こう三軒両隣の見守り、つながりを作っていく
・配食などの訪問活動、ごみ捨てなど簡単な家事手伝いで声かけをしていく

③ 一人ひとりの声を拾って、地域で共有していく

・見守りや声かけの中で聞いた生活の困りごとについて定例会で話し合う
・困りごとや地域課題をまとめ、地域の各団体で話し合い、共有していく

「つながり」と「やりがい」がある、みんな元気な五月丘

つながり＝ご近所同士で気持ちよく挨拶できる、人柄が分かる関係

やりがい＝地域の中で参加できる、役割がある場所があり
活き活きと活動できること

五月山の地理や資源を活用していく

五月丘の坂道、公園、設備を活用する

・五月山の坂道をみんなで楽しく歩ける企画
例：お正月のご来光、自然観察、美化運動など
・塩塚公園、五月丘緑地を会場として使う
既存のイベントも外で実施できないか考える
・共同利用施設など地域の施設の活用方法を考える

様々な団体・組織が協力して企画をする

・子ども会、町内会と合同でふれあい行事を企画する
例：町会ごとでチームを作り、競い合えるイベント
・防災など地域全体が関わることでイベントを行う
例：小学校、公園でテント設営や炊き出しをする

⇒既存の行事も各団体で協力できないか考える

多世代がつながる機会と居場所づくり

世代を超えてつながれる機会づくり

・シニア人材が子育て世帯を支えられる企画
例：子育ての相談や育て方を学べるサロン
習い事、趣味の体験講座、学校の勉強支援など
・お祭り、スポーツ大会などへの協力と参加
例：誰でも一緒に参加できるバリアフリーな企画

つながりを継続するための居場所づくり

・マンションの独居高齢者、4，5丁目の住民など
つながりが薄い、参加しにくい人を対象に考える
・活動情報を地域の各団体で共有しあう
広報を各団体の回覧板、掲示板などに掲載する

⇒気軽に近くで集まって話せる居場所つくる

参考資料

呉服地区活動計画

笑顔で声かけ
見守りのまちくれは

呉服地区に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思うまちをめざして、いろいろな団体が協力して、自分たちができることから、取り組んでいきます。

呉服地区の理想の地域

○高齢者や子どもなど多世代の居場所がある
○高齢者や子どもなど地域の人が交流できる
○高齢者が安心して暮らせる
○困った時に「助けて」と言える
○気軽に声を掛け合える
○顔の見えるつながりのある
○支え合い、助け合える
○お祭りやイベントがたくさんある

理想の地域を
実現するために

①人をつくる

○子どもたちをみんなで見守ることで、成長したときに見守る側になってもらえる
○元気な高齢者が子どもの見守りを行う
○地域活動の協力者を増やす
○子どもたちや親などが一緒にボランティア活動を行う
○他の人のために自分の得意なことをいかす

②居場所をつくる

○町内会単位で誰でも参加できるサロンの開催
○介護施設などで子ども食堂の実施
○無料で勉強やいろいろなことを教える場所の開催
○不登校の子などの居場所づくり
○ひきこもりがちな高齢者の居場所づくり

③つながりをつくる

○学校とのつながりづくり
・子どもから地域に関わる機会を作る
・学校に地域の方を招く機会を増やす
・校区探検や地域訪問の時に子どもたちを見守ってもらう
・地域の人が学校の手伝いをする
○外国の人たちとのつながりづくり
・外国の子どもたちへ日本の料理を教え、外国の人たちからも外国の料理を教えてもらう
・母国語教室に地域の人に来てもらい、言葉だけでなく文化も伝えあう
○地域のつながりづくり
・マンション内でのつながりをすすめる
・子どもたちの親と地域とのつながりをすすめる
・ひとり暮らし高齢者の見守りを行う
○イベントの実施
・炊き出し、市民レクリエーション、盆踊りなどに子どもや高齢者が参加し多世代とつながる
○あいさつ
・あいさつ運動の実施

まったりサロン（多世代交流）

高齢者見守り活動

住民懇談会

参考資料

神田地区活動計画

元気いっぱい
ふれあいの神田

笑い声の聞こえるまち、いつまでも住み続けたいと思うまちをめざして、住民やいろいろな団体がともにつながり、みんなにやさしい地域づくりを行います。

神田地区の理想の地域

○あいさつができるまち
○気軽に相談ができるまち
○子どもがいきいき過ごせるまち
○高齢者が仲良く集えるまち
○地域で助け合って楽しく生活できる
○集まりやすい場がある
○世代を超えた交流がある
○近所の人たちと交流がある
○安心して生活できる
○日ごろから顔の見えるつながりがある
○緑や花のあふれるまち

理想の地域を
実現するために

①居場所をつくる

○子どもや高齢者が一緒に集える場所
○未就園児の子育て広場
○高齢者が出かける場所⇒散歩コースを紹介
○誰もが楽しく集える場所
○幅広い世代が集まるサロンを定期的に開催⇒顔見知りを増やす

point
ベンチや池、花壇などの休憩場所が集う場になる

②つながりをつくる

○誰でも参加できるイベントの開催
・住民運動会（地域の高齢者やキッズランドと連携）
・フリーマーケット、縁日、スポーツなど楽しめるもの
・お祭り　・清掃活動　・防災訓練
・ビンゴ大会　・料理教室　・花いっぱい活動
・会館で子供中心の行事の開催
○高齢者と子どもとの交流
⇒例：子どもが高齢者へ肩たたきをしてスタンプを集め、商品と交換
○得意なことを生かしてつながる
⇒例：近所の電球交換などをする
　　昔遊びなどを子どもに教える
○地域のイベントに新しく移り住んだ住民も参加しやすいようにする
○高齢者（特に独居）への見守り活動を子どもが行う
○地域の企業と一緒に活動を行う
○自分から進んで近所の人に声かけするようにする
○隣近所の人とつながる
○各団体の情報共有する場をつくる
○自分たちが学びたいことの講習会を開く

point
・話し合いからもつながりが生まれる
・小学校に集まって行うイベントにすると、子どもも関わってくる

point
男性が仕事を辞めた後の活躍の場として＝担い手不足の解消

point
・共有する場があることで新しいアイディアが出てくるかもしれない
・若い人の意見を聞く

③情報

○地域資源の見える化をする
⇒様々な活動があるが、そもそも知らないから参加できない
○回覧板、スマートフォン、掲示板などを使って情報共有
○広報の仕方を工夫する
⇒例：イベント時にそこで遊んでいる子どもに声をかけたら、保護者や人がいっぱい集まったことがあった

ほっこりサロン（多世代交流）

わいわいまつり

住民懇談会

参考資料

緑丘地区活動計画

助け合う
緑丘地区の和

自然豊かなまち、緑丘。みんなが協力して、住んで良かったと感じられるまち、安心して暮らせるまちをめざして活動に取り組んでいきます。

緑丘地区の理想の地域

○災害時や困った時に気軽に助け合える地域
○隣近所で親しく声を掛け合うつながりがある
○行き交う人と自然にあいさつができるまち
○高齢者と若い世代など世代間の交流のあるまち
○各団体との交流がある
○人とのつながり、いろいろな集まりの場がある
○閉じこもり、認知症の方々にとっても住みやすい地域
○住民同士の助け合いなど公的サービス以外にも使えるサービスがある

理想の地域を
実現するために

①つながりづくり

○お隣とのつながりを深めていく
○住民が声を掛け合える関係づくり
○男性の活動への参加
○家庭で、地域で、学校で、まずあいさつをする
○各団体がつながり、現状を知り、情報共有をし、協力関係をつくる
○団体間で話し合いをし、活動の報告会、情報交換できる場をつくる
○住民懇談会を継続して実施する
○様々な世代の人達が低料金で活動を行う

②交流の場づくり

○高齢の方々との交流の場
○身近な場所で気軽に集える場
○ちょっとした顔見知りを作れる場
○子どもが自由に考えて行動できる居場所
○学校を利用した多世代交流の場
○高齢者から若い世代へ教える
○公園で子どもたちが楽しく遊べる、集まれる場
○先輩などから話を聞ける、出産前後の人がゆっくりできるサロン
○学校を使って朝ごはんカフェ
○子どもと大人が一緒に入れるカフェ
○体を動かすサークル活動
○子ども参加の行事。子どもたちが楽しく地域の人と関わる
○高齢者と子どもがいつでもふれあえる場
○子ども・大人・高齢者がワクワクするような場を作る
○定期的なイベントを開催し、地域の人と関わる

point
・働いている人も参加しやすい、場所、日時の設定
・空き家、空き地などの活用

③情報発信

○地域の資源をリストアップして、掲示板でＰＲし、利用してもらう
⇒掲示板への掲示方法も周知しておく
○チラシやＳＮＳで団体のことや活動の周知を行っていく
○地区福祉委員会広報紙「みどり」の内容の充実

point
・ＳＮＳは調べないと情報が出てこないので、掲示板の活用は大切

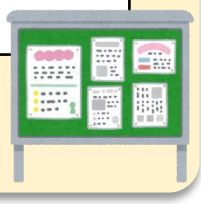

ガーデンカフェ（多世代交流）

住民懇談会

参考資料

石橋地区活動計画

一人ひとりが生き生きと！
心つなげて　笑顔のまち

今ある活動の中で、
未来にもつながる活動は…

様々な団体と協力し合い、伝統行事を開催
多世代が集い、つながる機会

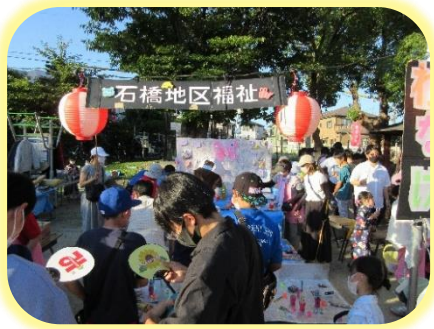

令和４年　納涼大会　石橋公園

地域のあたたかな見守り・声かけ訪問活動

小地域ネットワーク活動
熱中症対策・水と塩飴訪問

学生や多くの団体・住民・行政・社協も参加

令和４年８月27日（土）
住民懇談会　井口堂北会館

石橋地区の理想は…

・誰もが集まりやすい場所づくりが進んでいるまち

・子どもから高齢者まで、孤立することなく安心して暮らせるまち

・一人ひとりの個性を本当の意味で大事にするまち

・外国の方や転入者、若い子育て世帯も、単身の学生もつながるきっかけやつながりを実感できる

・福祉施設との連帯や、それぞれで活動をしてきたグループ・団体の枠を超えた交流ができるまち

・ずっと続けてきた地域の行事、イベントを今後も継続

実現するために、私たちができることは…

・いろいろな世代・団体と情報共有できる機会を作ろう！

・情報を深堀りできる、井戸端会議を増やそう！

・助け合いをすることは、まちを好きになることにつながる！

・趣味を持つ高齢者と子どもたちと何か活動できないかを考えてみては？

・石橋地区に住みたい！と言われる地区にしよう！

・「必要な人に情報や思いが届かない」などジレンマがあっても、やりたいことをやっていけば、きっとできる！それが当たり前のようになったらいい！

参考資料

未来へ向けて
力を合わせて
取り組んでいこう！

世代を超えてつながる機会をつくる！

・全世代を巻き込んで、楽しい行事を！

（例）学校キャンプ…校庭にテント、キャンプファイヤーなど
数十年前に実際にあった行事

⇒ここから知り合いづくり、つながりづくり、団体などのボランティアの呼び込み、団体が集まるきっかけづくりができる！

⇒防災や学び合いの機会にもなる！

・つながりの薄い人に対しても働きかけをしよう！

・気軽に参加しやすい工夫も考えよう！

縦（多世代）と横（団体間）のつながりをつくる意見交換の場をもつ

・一緒にできる人を探せる場。互いを知り、視野を広げられる場に参加しよう

・学生や若い世代も呼びかけよう。その時のテーマに応じて、子どもから高齢者まで、多様な人が集い、各団体・関係機関の垣根を超えた意見を交換しよう ⇒ 縦（多世代）のつながり

・団体間で一緒に考え、企画・実行へ。協力し合い取り組もう ⇒ 横（団体間）のつながり

今ある資源を工夫して共に取り組む！

・今ある地域の行事を、これからも皆で一緒に！

（例）納涼大会

⇒全世代が地区の行事に参加することで、一緒に楽しむ。地元が好きになる！

⇒行事に関わると、地区へ貢献することの必要性に気づく！

⇒団体に所属していない人も呼び込もう！

・地域の施設・関係機関との関わりや交流の機会を増やそう！

👉一緒に取り組むことで、新たな担い手の獲得にもつながる！

私たちのまち石橋から発信を！

・互いに声をかけて、地域づくりをすすめよう！

⇒無関心ではなく、ご近所同士でいつでも声をかけ、助け合いを続けていこう

⇒縦（多世代）のつながりを大切にしていくことで、声かけしやすいまちにしよう

・地域のよさ、実現したい活動を、学生など人を巻き込んでPRしよう！

⇒各団体の広報紙や掲示板の活用と共に、SNSで写真を投稿したり、知り合いへの声かけをしたりなど、 活動やその魅力と思いを発信していこう

⇒時に、アイデアを募集してみるのも◎

一人ひとりの「できることから、やろう！」を重ねていこう！

参考資料

北豊島地区活動計画

皆がまちを好きになれる
共生の場とつながりをつくろう

今ある活動の中で、
未来にもつながる活動は…

子育て世帯と高齢者が集いふれあう機会

子育てサロン×ふれあいサロン合同運動会

地域の団体と資源が協力し合う

子育て支援拠点「てしまの森」
誕生日会に、地区福祉委員が協力

学生や多くの団体・住民・行政・社協も参加

令和４年７月24日（日）
住民懇談会　北豊島プラザ

北豊島地区の理想は…

- 認知症になっても住みやすいまち
- 子どもたちが元気で、笑顔ではしゃぐ声が聞こえ、若い世代が住みやすい地域
- 地域・保護者・学校が、顔の見える関係でいられるまち
- 組織間の交流がすすむまち
- 誰もが気軽に集える場所があって欲しい
- 皆で交流ができるまち
- 何かあったらすぐ手助けをしてくれるまち

実現するために、私たちができることは…

- 話し合いの場をもとう！
- 各世代の交流をしよう
- 地域に根付いたイベントをやろう！
- シニアのパワー、人材をいかそう！
- 安全・安心で住みよいまちにするために協力しよう！
- 高齢者から子どもへの声かけを！
- 困っている人に気軽に声をかけよう！
- 地域の見守り活動に参加していこう！
- 公園の水やりから、声かけ合いへ！

そこから地域のことを知ることができる！

参考資料

未来へ向けて、力を合わせて
取り組んでいこう！！

様々な団体・組織間との交流・意見交換をする！

・様々な団体が集まり、意見交換ができる機会をもとう！
・まずは「**お互いを知る**」ことから始めよう！
・参加したメンバーは、各自団体へ報告。意見を収集し、また他団体との**意見交換の場**へ循環⇒企画へ。できることからやろう！

今ある資源を組み合わせる！

・同じような取り組みを、合同で開催することも考えてみよう！

（例）・清掃イベント⇒団体と団体を組み合わせて実施
顔見知りが増え、お互いさまの関係へ！

・団体や地域資源と協力してできる活動をやってみよう！

（例）・お祭りを企画⇒子どもも若者も高齢者も、つながりの薄かった方々と共に力を合わせてできる機会！防災にもつながる！

・身近な場所で相談し合える関係をつくろう！

・何気ない会話の中で、悩みごとや心配ごとが話せることもある
・見守りや声かけ、サロンやイベント、各団体の定例会や会議などで出てきた相談を専門職や関係機関とも協力し合える方法を考えよう！

世代を超えてつながる！

・子ども・若者から、障がい者も高齢者も、誰でも参加できる場と機会を作ろう！

「あなたの特技を教えて」など、頼られたらうれしい住民もきっと多いはず。様々な人が集い、話を聞く場と機会を増やしていこう！

・他団体の活動にも参加していこう！出向いて参加を呼びかけよう！

参加すること、出向くことで顔見知りが増え、まちがどんどん好きになる。つながりの薄いところにも、出向いて情報を発信しよう！

あきらめず関わり続ける！

・お互いが気にかけ、関わり続けることを大切にしよう！

関わりが難しいと感じても、あきらめずに声をかけ合おう！身近な見守りや助け合いの輪を広げ、関わり続けることが理解につながる

・つながりの薄いところに、意識を向けて関わる方法を考えよう！

参加状況や活動を振り返りながら、つながりの薄いところ(人・団体・エリア)についても、目配りや心配りができる方法を考えよう。まずはできるところから取り組んでいこう！

どこから取り組んでいっても、つながっていく！

参考資料

石橋南地区活動計画

一人ひとりが大切にされる
つながりづくりを共に！

今ある活動の中で、
未来にもつながる活動は…

地域の団体と資源が重なりできる
高齢者と子育て世代がふれあう機会

地区福祉委員会 ふれあいサロン×
地域子育て支援拠点わたぼうし

学校と地域の団体・子ども・学生が協力

ふれあいスポーツフェスタ

学生や多くの団体・住民・行政・社協も参加

令和４年 10 月 16 日（日）
住民懇談会　石橋会館

石橋南地区の理想は…

- 世代を超えた交流と出会いの機会が多いまち
- 高齢者も、子どもたちも、若者も、働き世代も、垣根なく、のびのびと活躍するまち
- 団体の枠を超えた話し合いと協力ができるまち
- 地域のつながりが多く、気軽に声かけができるまち
- 自然と集える場所があり、活気あるイベントが多数
- 全年齢の方が集まるような場所づくりやつながりづくりとしていきたい
- 孤立している人を減らしたい

実現するために、私たちができることは…

- 地区内の細かなエリアで話し合いの場をもとう！
- 各世代がふれあえる場所をつくり、積極的に参加しよう！
- 組織を超えてコミュニケーションをとろう！
- 人材・担い手の研修や講習会を団体の枠を超えて開催！
- 大阪大学の学生をはじめ、学生との関わりももとう！
- 日頃からお互いを気にかけ、声かけ合おう！
- 一人ひとりの特技を生かし、発表する場をつくろう！
- 一緒に集まり、計画し、一緒につくりあげるつながりづくりが、継続できるように取り組んでいこう！

参考資料

未来へ向けて、力を合わせて
取り組んでいこう！

だれひとり取り残さない！

つながりの薄いところにも目を向けることを忘れずに！

様々な団体・組織間と協力して一緒につながりづくりを！

- 熱い思いを持って活動している人が多いまち。バラバラで活動するのはもったいない！！
- それぞれの団体を知るためにも、話し合いの機会をもとう！そして、一緒に企画していこう！
- 様々な年代が混じり、一緒に体験することから、気づきが生まれる。単発で終わらず、継続できる形を考えるために必要な人・資金についても、各団体で協力し合おう！
- 目の届かないところに孤立している人がいる。参加がしにくい方、情報が届きにくい方にも寄り添う気持ちを忘れずに、つながりづくりを考え続けよう！

つながりの機会は世代を超えた形！

今ある機会を活用しよう！

すでに実施されている機会を活用しないのはもったいない！今ある活動や機会に新たな価値を加えて考えよう！

団体の PR の機会も考えよう！

全世代が参加できる機会を通して、活動者・団体のことも知ってもらおう！
⇒ 学び合いの機会や担い手確保へ

つなぐ役割も必要！

見守り・声かけのネットワークを広げよう！

ちょっとした日常での困りごとを拾い、つながりづくりにいかそう！日頃の見守り声かけの輪を広げることで、声の届きにくい方へのつなぎ役も増える！
おせっかいは裏切らない！

一人ひとりが主役！

どの人も活躍できる機会をつくろう！

- できることをいかせる場は、生きる意欲につながる。その人の特技を発表する場も考えよう！
- 支える支えられるを超えた、「お互いさま」「いつもいるよ」の思いが、安心感につながる！
- 属性や世代を超えた関係づくりを共に！

情報を届ける！

情報共有と情報発信を工夫しよう！

- 「知る機会」を考えることは、孤立を防ぐことにもつながる
- 掲示板や SNS などの情報ツールを活用しよう
- 地区福祉委員会や民生委員・児童委員など、今ある団体と協力して発信・PR をしていこう！

あたたかなまち石橋南へ！まずは一緒にやっていこう！

参考資料

6．用語の解説

※複数の意味をもつ言葉は、本誌で用いる意味を掲載。

用　語	解　説
あ行	
ICT （アイ・シー・ティー）	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
いけだつながりシート Ikeda_s(イケダス)	就園・就学時や支援機関が変わるたびに生じる、情報提供に関する養育者や本人の負担の軽減や、支援を必要とする方が生涯にわたって一貫した支援を受けられることが目的の、本人の成長・発達を記録する冊子。母子健康手帳の全年齢版のようなイメージで、池田市民であれば誰でも利用できる。
SNS （エス・エヌ・エス）	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
NPO （エヌ・ピー・オー）	「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言う。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
エンパワーメント	社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること。このような援助方法により、その人が自分の能力や長所に気づき、自分に自信がもてるようになり、ニーズを満たすために主体的に取り組めるようになることを目指すこと。
オレンジリボン運動	子どもたちの笑顔を守るために、一人でも多くの方に児童虐待防止に関心を持ってもらう運動。オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められており、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、３障害（身体・知的・精神）対応の総合的な相談支援と専門的な相談支援を実施。そのほかにも、権利擁護・虐待防止センター相談窓口、困難事例への対応を担い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の相談支援体制の強化などの取組を行う。

用　語	解　説
救急医療情報キット	池田市では「キットあんしんふくまるくん」の愛称がつけられている、救急医療情報の保管容器のこと。容器の中に医療情報を記入した用紙のほか、自身の写真、健康保険証の写し、診察券などを納め、冷蔵庫内に保管し専用のステッカーを冷蔵庫の扉と玄関扉の内側に貼ることで、救急隊員等が緊急時により迅速に的確に対応することが可能となる。市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる人や障がいのある人が利用できる。
共同募金	社会福祉法に規定された募金であり、都道府県ごとに行われている。寄せられた寄附金は子ども、高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や災害支援に役立てられる。
緊急通報装置	固定電話に設置し、火災発生時や救急車が必要なときに緊急ボタンを押すだけで、消防指令センターと電話でつながる装置のこと。市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる人が利用できる。池田市では、委託先の警備会社に鍵を預かってもらう鍵預かりサービスや、月１回程度市職員の訪問による見守りサービスも受けることができる。
更生保護	民間の人々と連携し、罪を犯した人や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
個別避難計画	避難行動要支援者名簿に記載されている要支援者の同意のもと、要支援者ごとに避難支援を実施するために策定される計画。災害対策基本法には、市町村の努力義務として規定されている。
コミュニティ ソーシャルワーカー （CSW）	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う福祉の専門職。具体的には、支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。また、住民同士の支え合いの活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかける。
さ行	
災害ボランティア センター	災害時に設置される被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティアに関わっている人たち、行政が協働して運営を担うことが多い。被災地のニーズ把握、ボランティアの受け入れ、人数調整、資機材の貸し出しなどを行い、災害ボランティア活動を支援する。
しごと相談・支援 センター	就労のための研修や講座の紹介、行政や各種団体が実施する事業に関する情報提供、相談員（社会保険労務士・地域就労支援コーディネーター）による相談とアドバイスを行う拠点。就労相談では、障がい者やひとり親家庭の保護者、高齢者等で働く意欲や能力があるにも関わらず就労が困難な方の相談を受け、個々の問題点の把握と対処法の検討や就労のための職業訓練を紹介。労働相談では、不当解雇や賃金不払い、労働法違反など、様々な相談を受け、問題解決に向けて対応策を検討し、労働者の問題解決を支援している。
施設循環福祉バス	市内施設を循環している 4 台のバスのこと。池田市民で、60 歳以上・障がいのある方（障がい者手帳をお持ちの方）・妊産婦の方（妊娠中または出産後 1 年以内）のいずれかに当てはまる方とその付き添いの方が乗車可能。

用　語	解　説
小地域ネットワーク活動	小地域ネットワーク活動は、地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい者(児）、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動が、概ね小学校区ごとに設置されている「地区福祉委員会」を中心に行われている。
スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る、臨床心理士など専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務を担う。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門職。学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動なども担う。
生活支援コーディネーター	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するために、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を担う。
善意銀行	社会福祉のための金品を預託し、これらを必要とする人への預託金品の支給･貸与を仲介する仕組みで、市町村社会福祉協議会が運営している。
た行	
多言語ユニバーサル情報発信（カタログポケットサービス）	広報誌をスマートフォンおよびPCから閲覧できるサービス。広報誌が電子ブック化されることにより、記事内文章がポップアップし、読みやすくなるほか、音声読み上げ機能、多言語自動翻訳などの機能が利用できる。池田市でも導入し、広報誌などを多言語や自動読み上げで気軽に読めるようになった。本市在住の外国人や観光客なども日本語以外の言語で利用でき、またスマートフォンやタブレットから、どこにいても本市の情報を得ることができる。
ダイバーシティ	英語の「Diversity」のカタカナ表記で、ビジネス・経営・人事の分野では「雇用する人材の《多様性》を確保する」という概念や指針を指す意味で用いられる。単に「多様性」と訳されることも多い。考え方の土台には、個人の多様性（たとえば民族・文化・価値観・ライフスタイルなどのような）個性の違いを積極的に肯定・尊重し、人材として組織の中に受け入れることで、偏見や差別の意識にとらわれずに、平等に均等に、雇用機会や待遇を提供するという理念がある。
ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護 も同時に担う状態のこと。
地域コミュニティ推進協議会	「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合言葉に、市民と市との協働でまちづくりを進めていこうとする地域分権制度において、市立小学校及び義務教育学校の通学区ごとに設立された、その地域内において実施する必要がある事業を市に提案することができる団体。

用　語	解　説
地域ネットワーク会議	地域包括支援センターがコーディネート役となり、地域　（圏域内）の高齢者の実態や課題・ニーズを把握し、地区福祉委員、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民と関係機関、行政が協力して、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる地域づくり及び地域包括ケアの推進に努めるための会議。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、設置されている拠点。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う。
地区福祉委員（会）	互いに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちをめざして、さまざまな地域福祉活動に取り組む人（団体）のこと。本市には 11 地区にあり、自分たちのまちをよくしていきたいと思うボランティアが活動している。
中間支援組織	資金、人材、情報などの資源提供者とＮＰＯとの仲介、　行政、企業、個人などへの NPO の情報提供、個々のＮＰＯへの相談支援、ＮＰＯ間ネットワーク促進などを行う組織。本市公益活動促進に関する条例では、市民と市又は市民と市民を仲介し、公益活動の促進のための必要な支援を行う組織としている。
適応指導教室	不登校児童生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の定着、基本的生活習慣の改善等のための活動を行う場。
ドメスティックバイオレンス（DV）	英語の「Domestic Violence」のカタカナ表記で、略して「DV」と呼ばれることもある。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
な行	
認知症カフェ	認知症について知り、学び、考えることができ、介護ストレスの軽減だけでなく、新たな出会いと地域のつながりの場所。認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など、だれでも気軽に集うことができる。認知症の人を支える専門職やボランティアなどが運営していることが多く、認知症カフェという名称だけでなく、オレンジカフェなどさまざまな名前で運営されている場合がある。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のこと。自分のできる範囲でサポーターとして活動し、認知症サポーター養成講座で得た知識を生かし、近所で気になることがあればさりげなく見守る、まちなかで困っている人がいたら手助けするなどの活動を行う。
は行	
８０５０問題	子のひきこもりが長期化し、親が７０代や８０代と高齢になり、介護や生活困窮など複合的な課題を抱えるようになった状態のこと。
バリアフリー	もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。

用　語	解　説
PDCA サイクル （ピー・ディー・シー・エー）	業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する
避難行動要支援者	災害対策基本法には、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を避難行動要支援者として、その名簿を作成しておかなければならないと規定されている。
ファミリーサポートセンター	児童福祉法に規定する地域子育て支援事業の一つで、子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（援助会員）」が会員となり、地域で相互援助活動（有償）を行う事業。市区町村または市区町村から委託等を受けた団体が運営しており、会員同士の相互援助活動のマッチングや調整、援助会員に対する講習会などを実施している。
プラットフォーム	福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる機能や、課題解決のために連携する機能を担う場。
ヘルプカード	障がいのある方が災害時や外出先で困ったとき、自分の情報を周囲に伝え、適切な支援を得られるようにすることを目的に作られているカード。カードには障がいの特徴、緊急連絡先、かかりつけ医などの他、支援してほしい内容を記載する欄があり、障がいのある人がそれを提示することにより、周囲の人に必要な支援を求められるようになっている。
ま行	
街かどデイハウス	65 歳以上の介護保険を利用されていない高齢者が、地域で自立した日常生活を確保するためのサービス。健康体操や趣味・創作活動、介護予防などのサービスを提供している。
見守りホットライン	孤独死防止のための見守り専用窓口のこと。「新聞・郵便物がたまっている」「最近姿を見かけない」「近頃様子がおかしい」など、地域の方について気になることがあればホットラインに連絡していただき、市職員が安否確認を行うもの。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において相談援助をはじめとする必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもの見守りや相談支援等を行う児童委員を兼ねている。
や行	
ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいう。
要保護児童対策 地域協議会	児童福祉法に規定されている子どもを守る地域ネットワークで、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行う。
わ行	
ワンストップ	英語の「One-Stop」のカタカナ表記で、1 か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味の言葉。一般的には、各種手続における窓口を一本化し、１つの窓口で手続が完結する取組のことを指すが、本書においては、既存の相談支援機関で属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制のことを指す。

第４期池田市地域福祉計画・第５次池田市地域福祉活動推進計画
令和５年（2023 年）３月

池田市　福祉部　高齢者政策推進室
高齢・福祉総務課

〒563-8666　池田市城南１－１－１
電話　072-754-6250
FAX　072-752-1147
Mail　fukushi@city.ikeda.osaka.jp
URL　https://www.city.ikeda.osaka.jp/

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会

〒563-0025　池田市城南３－１－４０
電話　072-751-0421
FAX　072-753-3444
Mail　info@i-shakyo.or.jp
URL　http://www.i-shakyo.or.jp